

～響かせようトットリズム～

鳥取県男女共同参画白書

～平成 28 年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～

鳥 取 県

鳥取県では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成12年に鳥取県男女共同参画推進条例を制定し、平成13年に鳥取県男女共同参画計画を策定しました。以降、平成19年に第2次計画、平成24年に第3次計画を策定し、男女共同参画に関する取組を総合的に進めてきました。

その結果、審議会等委員や自治体管理職に占める女性割合は全国上位となり、物事を決める場面への女性の参画は着実に拡大しています。また子育て支援制度の充実により、年度当初における保育所の待機児童数がゼロなど、男女が働きながら子育てしやすい基盤整備が進んできています。

しかしながら、固定的性別役割分担意識は強く残っています。また、職場、地域など物事を決める場面への女性の参画は増えているものの、男性と比べ低い状況にあり、家事や育児などの家庭における責任も依然として女性に偏っており、男性の家庭への参画など課題が残っています。

少子高齢化が進行するとともに、未婚・晩婚化や単身世帯・ひとり親世帯が増加しており、特に女性においては男性に比べ非正規雇用が多いことなどから生活困難に陥りやすい状況にあるなど、社会・経済情勢は、男女共同参画を取り巻く状況にも大きく影響し、変化してきています。

また、人口構造が変化していく中で、意欲と能力を持った女性の活躍は、地域社会の持続・活性化につながることから、「女性の活躍」は地方創生の鍵と言われています。こうした中、国において、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されるなど、女性の活躍推進への期待が高まっています。

本書は、鳥取県男女共同参画推進条例第9条に基づく年次報告書として、「第4次鳥取県男女共同参画計画」の体系に沿って、各部局の取組や進捗状況を示すなど、本県における男女共同参画の推進状況を県民の皆様にも明らかにするためのものです。

<鳥取県が目指している男女共同参画社会の姿>

鳥取県が目指す男女共同参画社会とは、

女性も男性も高齢者も若者も、

家庭・地域・職場のあらゆるところで

- ・性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

第4次鳥取県男女共同参画計画の体系

I	平成28年度の主な事業、取り組み	1
II	男女共同参画施策の実施状況	14
	第4次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況	
	テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり	14
	テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり	22
	テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	32
III	男女共同参画施策の実施効果	36
	第4次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況	36
IV	データで見る男女共同参画の現状	42
	鳥取県の人口と世帯	42
	(1) 人口	人口の推移／年齢3区分別人口の推移
	(2) 世帯	一般世帯数、1世帯当たり人員の推移／一般世帯の家族類型別世帯数の推移
	(3) 人口動態	「合計特殊出生率」全国との比較／「出生・死亡」全国との比較／「婚姻・離婚」全国との比較／年齢階級別未婚率
	テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり	46
	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度／仕事と生活の調和に関する希望と現実／〔鳥取県男女共同参画推進企業〕認定状況の推移・イクボス宣言企業数／〔鳥取県男女共同参画推進企業〕業種別認定状況／職場における男女平等感／年齢階級別労働力率／女性の年齢階級別労働力率の経年変化／男女別就業率の推移／夫婦とも就業者である世帯の推移／雇用形態別雇用者数の推移／一般労働者の月間所定内給与額／短時間（パートタイム）労働者数、時間内所定給与額／産業大分類別就業者数／従業上の地位別就業者数の推移／農業委員に占める女性の割合／女性認定農業者数の推移／家族経営協定の締結状況／議会議員における女性割合の推移／審議会委員における女性割合の推移／自治体管理職における女性割合の推移／教頭以上における女性割合／自治会会長における女性割合／消防団員における女性割合	
	テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり	57
	母子保健関係指標の推移／人工妊娠中絶件数の推移／保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移／死亡原因の内訳／がん検診受診率の推移／65歳以上の要介護認定者数	
	一般民間企業における障がい者雇用率の推移／性的マイノリティの人権が尊重されるために必要な取組／ひとり親世帯の就業状況／ひとり親世帯の年間収入／ひとり親世帯の世帯構成	
	ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験／ストーカーの被害経験／性暴力の被害経験（女性のみ）／性犯罪認知件数／DV相談件数、一時保護数の推移／男女共同参画センターにおける男性相談の推移	
	テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	64
	男女の役割分担意識／「男性も女性も外で働く」という考え方について／社会通念・慣習などにおける男女平等感／子ども会役員における男性の割合／男女有業者の週平均生活時間	

第4次鳥取県男女共同参画計画の体系

3つの基本テーマごとに重点目標を定め、男女共同参画の推進を図ります。

A 男女が共に活躍できる環境づくり

重点目標		施策の基本的方向
1	働く場における女性の活躍推進	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (2) 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり (3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進
2	地域・社会活動における女性の活躍推進	(1) 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 (2) 地域活動における男女共同参画の推進 (3) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進 (4) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

B 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標		施策の基本的方向
3	生涯を通じた男女の健康支援	(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2) 妊娠・出産等に関する支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
4	誰もが安心に暮らせる環境整備	(1) 高齢者が暮らしやすい環境の整備 (2) 障がい者が暮らしやすい環境の整備 (3) 外国人が暮らしやすい環境の整備 (4) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 (5) 性的マイノリティに関する理解促進
5	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制づくり (3) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

C 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標		施策の基本的方向
6	男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	(1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 (2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進 (3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

I 平成28年度の主な事業、取り組み

〔1〕第4次鳥取県男女共同参画計画の策定

鳥取県では、「女性も男性も高齢者も若者も、家庭・地域・職場のあらゆるところで、心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる男女共同参画社会の実現」を目指し、「鳥取県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しています。

男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進していくため、固定的性別役割分担意識の解消や男女の働き方の見直しといった様々な課題や社会情勢の変化などを踏まえ、「第4次鳥取県男女共同参画計画」を策定しました。

第4次計画では、小さな県であることの「機動性」や、「顔が見えるネットワーク」、人とひと、地域との強い絆「支え愛」の精神など、鳥取県の強みや特色を活かし、県民の皆さん、企業や市町村などと協働、連携しながら、鳥取県らしい男女共同参画を推進する「共に認めあい、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県」を目標に取り組みます。

○ 家庭では

男女がお互いを尊重し、理解し、家事・育児・介護など家族みんなで協力し、助け合いながら暮らします。



○ 地域では

老若男女問わず、そこに住む誰もが自治会などの地域活動やPTA活動、防災活動などに参画し、互いに支え合いながら、生き生きと生活します。



○ 職場では

男女が共に働きやすく、能力を発揮し活躍できる職場環境が整うとともに、家庭生活や地域生活を大切にしながら働きます。



○ 学校では

性別にとらわれることなく多様な生き方が選択でき、一人ひとりの個性と能力を伸ばし、思いやりと自立の意識を育む教育を行います。



【計画の位置づけ】

「男女共同参画社会基本法」第14条第1項及び「鳥取県男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づき、男女共同参画を総合的に推進するための基本計画です。

鳥取県では、女性活躍推進法第6条に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に特化した「鳥取県女性活躍推進計画」を策定し、その施策を総合的に実施することとしています。

第4次計画は、様々な場における男女共同参画を進めていくものであり、「働く場」もその一分野に含まれるものです。第4次計画の重要な要素として、重点目標1に「働く場における女性の活躍」を位置付けており、「鳥取県女性活躍推進計画」の内容を踏まえ計画を策定し、男女共同参画の推進に向けて一体的に取り組んでいきます。

【計画期間】

平成28年度（平成28年11月1日）から平成32年度まで

【推進体制】

（１）鳥取県男女共同参画行政推進会議

男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的かつ効率的に推進し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を入れ、庁内の各部局が連携し取り組んでいくため、女性活躍推進課を事務局とし、副知事を座長に各部長などで構成する鳥取県男女共同参画行政推進会議を設置しています。

男女共同参画計画に関する施策の点検、進捗管理や具体的な取組について議論し、積極的な取組を進めます。

（２）鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）（鳥取県男女共同参画推進条例第11条）

男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として、平成13年4月に倉吉未来中心に鳥取県男女共同参画センターを設置し、男女共同参画に関する様々な研修の実施、図書、ビデオの貸出し、情報提供、相談事業、活動支援などを行っています。

時代の変化や県民のニーズを踏まえた啓発活動を実施するとともに、情報収集・発信能力の向上や男性の利用促進、市町村や民間団体などとの協働・連携により機能の充実・強化を図り、地域における男女共同参画の一層の推進を図ります。

（３）鳥取県男女共同参画審議会（鳥取県男女共同参画推進条例第32条～37条）

鳥取県男女共同参画計画の策定及びその他の男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、附属機関として設置しています。審議会の委員は、男女双方の意見を反映させるため、男女いずれかの一方が4割未満としないこととしています。

男女共同参画施策の推進状況について審議し県に提言します。

（４）輝く女性活躍加速化とっとり会議（※）

経済界主導のもと、県内の女性の活躍の機運醸成を図るため、経済団体、労働団体、行政等が丸となって取り組む官民連携組織として設置しています。

女性活躍推進法第23条に基づく「協議会」に位置づけしており、女性の職業生活における活躍に関する取組について検討し、取組を進めていきます。

※輝く女性活躍加速化とっとり会議

平成26年7月に経済団体・労働団体・行政が一体となって設置した「輝く女性活躍加速化とっとり会議」は「平成29年度第1回輝く女性活躍加速化とっとり会議（平成29年5月22日開催）」にて「じよせい女星活躍とっとり会議」に改称しました。

〔2〕鳥取県女性活躍推進計画の策定

【計画策定の趣旨】

人口減少や少子高齢化の進行、晩婚化・未婚化や単身世帯・ひとり親世帯が増加するなど人口構造が変化している中で、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくため、「最大の潜在力」として期待される女性の力を最大限に発揮できるよう、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が制定されました。

これを受け、鳥取県では、地方創生の鍵とも言われている「女性の活躍」に向けた環境づくりとして、意欲と能力を持った女性の活躍に資する施策の効果的な展開を図るため、鳥取県女性活躍推進計画を策定しました。



【目指すべき姿】

日本を牽引する女性活躍のトップランナー県！

鳥取県では、女性の潜在的な力が職業生活において十分に活かされ、そして女性にとっても自身の自己実現につながるよう、女性が自分の希望する場で自分の能力を最大限に発揮し、やりがいを持ち活躍できる社会を目指します。

また、働くことを希望する女性が妊娠・出産や介護等で離職せず、安心して働き続けられる社会を目指します。

【計画期間】

平成28年度から平成32年度までの5年間

【計画の推進体制】

県、市町村、事業主、県民それぞれの責務と役割を明確にし、オール鳥取県で女性活躍を進めます。

県庁に女性活躍推進課を新設して、女性活躍に向けた取組のプラットフォーム化を図ります。

また、「輝く女性活躍加速化とっとり会議」において、進捗状況を踏まえた取組内容の点検・見直しを行うPDCAサイクルにより施策の検証を毎年行いながら取組を推進します。

【基本目標】

《施策の方向性1》女性がやりがいを持ち活躍できる環境整備

- 2020年（平成32年度）までの管理的地位に占める女性割合
⇒ 25%以上（従業員10人以上の企業）、
30%以上（うち従業員100人以上の企業）
- 輝く女性活躍パワーアップ企業登録数
⇒ 平成32年度までに300社（平成27年度：41社）



《施策の方向性2》女性が安心して働き続けられる環境整備

- 男女共同参画推進企業認定数
⇒ 平成32年度までに750社（平成27年度：586社）
（うちイクボス宣言企業率）
⇒ 平成32年度までに85%（平成27年度：20.5%）
- 男性の育児休業取得率
⇒ 平成29年度までに15%（平成27年度：2.7%）
- 年度中途の保育所等の待機児童数
⇒ 平成31年度までに減少（平成26年10月時点：89人）



【取組内容】

2つの柱と4つの基本的方向により施策を展開していきます。

- 1 女性がやりがいを持ち活躍できる環境整備
 - (1) 女性が能力を発揮できる環境づくり
 - (2) 女性の活躍の場の拡大と意欲向上
- 2 女性が安心して働き続けられる環境整備
 - (1) 働くことを希望する女性が、妊娠・出産等で離職しないように支える環境整備
 - (2) 仕事も家庭も充実するワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

〔3〕 輝く女性活躍加速化とっとり会議（メンバー拡大）

女性活躍の推進に向け経済団体、労働団体、行政が一体となって取り組む推進母体として平成26年7月に発足した輝く女性活躍加速化とっとり会議ですが、平成28年8月には、より多様な主体と連携を図り、女性活躍を全面的に進めるためのプラットフォームとすべく、新たに高等教育機関、金融機関をメンバーに加え、産官学金労による女性活躍の推進体制が確立されました。

【メンバー】 鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県経営者協会、日本労働組合総連合鳥取県連合会、国立大学法人鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取短期大学・鳥取看護大学、一般社団法人鳥取県銀行協会、鳥取労働局、鳥取県、市町村

【目 的】

- (1) 女性の管理職登用・職域拡大など企業が自ら目標を設定し、その実現に向けた取組を促進
- (2) 男女とも仕事と子育て・介護が両立できるような環境整備を促進
- (3) 女性がいきいきと能力を発揮し、多様で柔軟な働き方のもとで活動できる職場の環境改善を促進



【イクボスの日制定】

平成28年8月19日に開催した輝く女性活躍加速化とっとり会議において、「女性活躍ネットワーク会議」から、経営者に向けた「女性も男性もともにイキイキと働くための提言」が提案され、毎月19日を「イクボスの日」とし、「ノー残業デー」の実施などワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことが全会一致で承認されました。



女性も男性もともにイキイキと働くための提言

労働力人口が減少し、また、価値観が多様化している現状において、女性の力は企業の持続や魅力ある職場づくりに必要不可欠であり、従業員のみなさんが結婚、子育て、介護などで離職してしまうのは、会社にとって大きな損失です。

このような現状を何とかしたいと思い、私たちとっとり女性活躍ネットワーク会議は、1年間、女性従業員や経営者等と意見交換を行ってきました。

女性だけでなく男性も安心して働き続けることができ、また、活躍できる社会の実現のため、次のような取組を提案します。

1 イクボスの拡大

毎月19日を「イクボスの日」とし、「ノー残業デー」とするなど従業員の家庭生活を応援することによって、従業員のワーク・ライフ・バランスの推進を実現し、また、自らも家族や地域を大切にするワーク・ライフ・バランスの実践者になりましょう。

2 働き方の見直し

男性、女性に関わらず余裕をもった働き方ができるよう、短時間勤務・在宅勤務といった多様で柔軟な働き方を取り入れたり、従業員一人一人と相談しながら従業員、経営者ともに納得のいく勤務形態とするなど、「ゆとり職場づくり」に取り組みしましょう。

3 男女ともに活躍できる取組促進

仕事に意欲があり能力のある従業員に対して、やりがいや将来への希望を持って、イキイキと働くことができる環境を実現するため、男女等しくステップアップのチャンスを検討し、従業員が1年に1回はセミナーなどに参加できるようにしましょう。

平成28年8月19日

とっとり女性活躍ネットワーク会議

【イクボス川柳コンテスト】

イクボスの普及促進の一環として、県民に広く「イクボス」に対する理解・関心を高めることを目的とした「とっとりイクボス川柳コンテスト」を実施し、県内に在住または在勤・在学する方を対象とした217作品の中から6作品が入賞作品に選ばれました。



【とっとり女性活躍拡大フォーラムの開催】

●とっとり女性活躍フォーラム～男女がともに活躍できる社会づくりへ～

企業トップ等を対象に、働く場における女性活躍の推進・機運醸成に向け、様々な立場から女性活躍について考えるフォーラムを開催しました。

【開催日】平成29年2月10日（金）

【場所】ホテルニューオータニ鳥取（鳥取市）

【対象】企業トップ、管理職、女性従業員など

【参加人数】約180名

【概要】

① 特別講演

「ワクワクすることだけ、やればいい！～自分らしい働き方をデザインする～」

ゲストスピーカー 株式会社ウイズグループ 代表取締役社長 奥田 浩美 氏

② パネルトーク

「とっとりを元気に！これからの女性活躍を考える」

モデレーター 株式会社コスモピア 代表取締役 田子 みどり 氏

パネリスト 県内企業経営者、管理職の方など

③ 交流会

【参加者の声】女性が自信をとりもどす、プレッシャーから解放されるようなフォーラムだった。

いずれの内容も充実しており、より多くの経営者、働く男女に聞いてほしかった。



●ロールモデルカフェ～いま、あなたに伝えたいこと～

県内で働く女性を対象に、先輩ロールモデルによるメッセージや意見交換を通じ、働く上でのヒントや参加者同士のつながりを広げる機会として、ロールモデルカフェを開催しました。

【開催日】平成29年2月22日（水）

【場所】国際ファミリープラザ（米子市）

【対象】県内在勤、在学の女性

女性リーダー育成セミナー受講者など

【参加人数】24名

【概要】

① 特別講演

「ライフもワークも大切にしたい～いま、伝えたいこと～」

講師 株式会社マザーネット 代表取締役 上田 理恵子 氏

② ロールモデルセッション

「これから輝くあなたへ～300字に込めた思い～」

総合コーディネーター 鳥取短期大学大学間教育連携推進室

ソーシャルラーニングコーディネーター 岩世 麗 氏

発表者 とっとり女性活躍ネットワーク会議メンバー

③ 意見交換会

「これからの女性リーダー像について」

【参加者の声】異業種の方と話をすることができ、参考になった。

本日の話を会社に持ち帰って、活かしていけるようにしたい。



●男女共同参画推進企業NEXT会議～女性活躍企業に向けた勉強会～

男女共同参画推進企業などの県内企業を対象に、女性活躍に向け次のステップに進むための自社の取組のヒントや参考としていただく機会として、男女共同参画推進企業NEXT会議を開催しました。

【開催日】平成29年2月27日（月）

【場所】国際ファミリープラザ（米子市）

【対象】企業で女性活躍を進めている方
人事労務担当者等

【参加人数】17名

【概要】

- ① 女性活躍企業に向けたセミナー&情報交換会

講師 株式会社ナチュラルリンク
代表取締役 高野 美菜子 氏

- ② 女性活躍に向けた事例発表

発表企業 丸京製菓株式会社、米子第一交通株式会社

【参加者の声】講師、他企業の方の話を聞いて、当社に足りないところ、改善が必要なところが分かった。

次回もあればぜひ参加して勉強したい。



●これからの働き方を考えるフォーラム

～震災からの復興、イクボスがとっりの働き方を考える！～

企業の経営戦略としてイクボス、ワーク・ライフ・バランスを実践し、成果をあげている県外企業をゲストにお迎えして、取組内容や課題、これからの働き方をテーマにお話しを伺いました。

【開催日】平成29年3月25日（土）

【場所】ハワイアロハホール（湯梨浜町）

【概要】

- ① オープニング

- ② 表彰式

企業子宝率調査の優秀企業、子育て川柳コンテスト・
とっとりイクボス川柳コンテストの入賞作品

- ③ 特別講演

「『100人100通り』の働き方ができる会社へ」

講師 サイボウズ株式会社

取締役副社長兼サイボウズUSA社長 山田 理 氏

「特別な制度がなくても残業半減&利益155%UPしたWLBプロジェクト」

講師 セントワークス株式会社

ワーク・ライフ・バランスコンサルティング担当 一之瀬 幸生 氏

【参加者の声】これからの企業のあり方の指針となる講演内容だった。

今まで古い考え方にとらわれていたと強く感じた。もっと多くの人に聞いてもらいたい内容だった。



【女性活躍先進モデル企業事業】

●平成28年度女性経営者懇談会

株式会社日本政策金融公庫と連携し、県内企業の女性経営者等の企業交流の輪を広げてもらうための女性経営者懇談会を開催しました。

【開催日】平成28年12月14日（水）

【場所】ホテルモナーク鳥取（鳥取市）

【主催】株式会社日本政策金融公庫、輝く女性活躍加速化とっとり会議

【共催】株式会社鳥取銀行、鳥取信用金庫

【参加人数】35名

【概要】

① 講演会

「ピンク華麗誕生の秘話

～女性目線をビジネスに活かす～

講師 ブリリアントアソシエイツ株式会社

代表取締役 福嶋 登美子 氏

② 参加企業における女性活躍推進の取組紹介

株式会社朝野屋、特定非営利活動法人いちばん星

③ 名刺交換・歓談交流会

【参加者の声】日頃接点のない方々とも交流ができて良かった。

先輩女性経営者からのエールは、示唆に富んでいた。



●女性が伸びる組織の創り方

～全方向 win-win の強いチームを創るためにリーダーが行うこと～

損害保険ジャパン日本興亜株式会社と連携し、女性活躍に取り組む県内企業の経営者・管理職等を対象としたセミナーを開催しました。

【開催日】平成29年2月28日（火）

【場所】ホテルモナーク鳥取（鳥取市）

【主催】損害保険ジャパン日本興亜株式会社、輝く女性活躍加速化とっとり会議

【参加人数】40名

【概要】

① 講演会

「損害保険ジャパン日本興亜の取組について」

講師 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

中国業務部長 佐野 淳 氏

「次世代人材創造のための女性活躍支援とは？」

講師 and Cs（アンドシーズ）

代表 藤田 潮 氏

② 名刺交換会、情報交換会

【参加者の声】相手を変えるために、まず自分が変わる、変わろうと動くことが大切だと感じた。

若手の人材育成に関わっている自分にとってたくさんのヒントがもらえた。



〔4〕とっとり起業女子応援プロジェクトの発足

鳥取県の起業数全体に占める女性起業家の割合が全国平均よりも低いという現状の中、県内での女性の活躍を促進することで、本県産業の活性化につなげ、さらには鳥取の未来を創造していくことを目的として、意欲のある女性の起業への挑戦を支援する「とっとり起業女子応援プロジェクト」を発足。女性の起業への意識啓発のための「とっとり起業女子フォーラム」の開催や、先輩起業家や商工団体・金融機関等と協力して「伴走支援」を行います。

また、起業を目指す女性や起業して間もない女性による「事業プラン発表会」を7月から11月にかけて、県東・中・西部で3回実施し、12月には鳥取県ビジネスプランコンテスト2016「起業女子部門」の最終審査会を兼ねた4回目の事業プラン発表会を開催しました。



【とっとり起業女子フォーラム】

【開催日】平成28年5月11日（水）

【場所】とりぎん文化会館小ホール

【来場者数】350名

【概要】

① 基調講演

「新たな可能性に挑む、原点回帰による進化」

株式会社堀木エリ子&アソシエイツ 代表取締役 堀木 エリ子 氏

② 起業家講演 1

「日本初のクラウドファンディングサービス事業と、女性起業家支援について」

READYFO株式会社 代表取締役 米良 はるか 氏

③ 起業家講演 2

「最初の一步を踏み出す勇気 女性起業家の未来像」

株式会社ビザスク 代表取締役 端羽 英子 氏

④ フリートーク

「鳥取の未来に変革を！とっとり起業女子の活躍」

講演者3名（堀木 氏、米良 氏、端羽 氏）、

株式会社MY HONEY 代表取締役 麻田 恵 氏

N. K. Cナーシングコアコーポレーション合同会社 代表社員 神戸 貴子 氏

鳥取県商工労働部理事監 高橋 紀子



【来場者の声】何もかも聞き入ってしまうような内容だった。

これから頑張っていく元気が再び出てきた。

起業でなくても何にでも通じる話であった。

【とっとり起業女子・事業プラン発表会】

① 1回事業プラン発表会

【開催日】平成28年7月2日（土）

【場所】大江ノ郷ビレッジ（八頭町）

【来場者数】101名（定員100名）

【発表者】5名（地域おこし協力隊2名、起業検討中1名、起業済1名）

② 2回事業プラン発表会

【開催日】平成28年9月10日（土）

【場所】BIKAI（大山町）

【来場者数】70名（定員70名）

【発表者】5名（起業検討中4名、起業済1名）

③ 3回事業プラン発表会

【開催日】平成28年11月19日（土）

【場所】610キッチン（北栄町）

【来場者数】70名（定員70名）

【発表者】5名（起業検討中1名、起業済4名）

④ 鳥取県ビジネスプランコンテスト起業女子部門最終審査会（第4回事業プラン発表会）

【開催日】平成28年12月20日（火）

【場所】ラ・メゾン・ド・ブランシュ（鳥取市）

【来場者数】106名（定員100名）

【発表者】起業女子部門の最終選考会に残った女性起業家10名



≪鳥取県ビジネスプランコンテスト2016「起業女子部門」受賞者≫

○とっとり起業女子大賞

あすなろ手芸店 代表 小畑 明日香 氏

事業テーマ：「国産材を使ったクラフトパーツの製造販売による

地域の森林資源活用と林業の活性化」

○とっとり起業女子奨励賞

N. K. Cナーシングコアコーポレーション合同会社 代表社員 神戸 貴子 氏

事業テーマ：「わたしの看護婦さん ～潜在看護師らを活用した

ワンランク上の介護・保育事業の展開～」

〔5〕中部地震からの復興に向けて

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震により、鳥取県男女共同参画センターよりん彩がある倉吉未来中心が被災したため、同月25日から県中部総合事務所内に移転し、被災された方々を支援するため、移転直後から相談事業を再開するとともに、施設利用を伴う業務を除くセンター業務を順次開始しました。

約1か月後の11月29日、倉吉未来中心の復旧状況及び中部地震からの復興に向けた機運の高まりを受けて、倉吉未来中心への早期復帰を果たすとともに、多くの関係者に参加していただき、業務再開式を行いました。

その後、中部地震の発生などを踏まえ、日頃からの防災に役立つ知識や情報などを分かりやすく紹介する企画展示をよりん彩内において実施し、防災意識の向上に努めました。

【中部総合事務所への一時移転】（平成28年10月25日～11月28日）

中部地震で被災した倉吉未来中心の入館禁止措置に伴い、男女共同参画センター機能を県中部総合事務所に移転するとともに、被災された方々の心のケアなどに対応するため、速やかに相談業務を再開したほか、普及啓発業務及び情報提供業務等を引き続き実施しました。

【業務再開式】

倉吉未来中心の復旧等に合わせ、11月29日に鳥取県男女共同参画センターよりん彩の業務を再開し、同日午後に業務再開式を行いました。

【開催日】

平成28年11月29日（火）

【場所】

倉吉未来中心 倉吉交流プラザ側入口内

【概要】

- ① 挨拶
- ② 来賓からの祝辞
- ③ 看板設置及び写真撮影（来賓及び知事）



【防災に関する企画展】

中部地震をはじめ多発する自然災害に対して、日頃の防災に役立つ知識や情報をわかりやすく紹介する企画展示を行いました。

【日時】平成29年1月～3月

【場所】よりん彩交流サロン内

【展示内容】

- ・ダンボールベッド
- ・新聞紙で作ったスリッパ、食器類
- ・防災に関する図書資料、啓発パネル 等



〔6〕全国トップクラスの女性参画

鳥取県では、政策・方針決定過程の場や防災分野などへの女性の参画が、全国トップクラスとなっています。

町村議会議員に占める女性の割合(都道府県)

順位	都道府県	女性割合(%)
1	神奈川県	23.0
2	大阪府	19.7
3	埼玉県	16.9
4	山口県	15.9
5	京都府	14.8
5	愛知県	14.8
7	鳥取県	13.7
8	長野県	13.4
9	三重県	12.5
10	新潟県	11.9

都道府県の地方公務員管理職に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	鳥取県	17.9
2	東京都	16.0
3	富山県	11.7
4	京都府	11.0
5	神奈川県	10.9
6	香川県	10.8
7	岐阜県	10.6
8	新潟県	9.8
9	徳島県	9.4
9	島根県	9.4

都道府県の審議会等委員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	徳島県	46.2
2	鳥取県	43.0
3	島根県	38.1
3	宮崎県	38.1
5	佐賀県	36.8
6	埼玉県	36.6
7	新潟県	35.7
8	長野県	35.2
9	山形県	35.1
10	岡山県	34.3

市区町村の審議会等委員に占める女性の割合(都道府県別)

順位	都道府県	女性割合(%)
1	鳥取県	31.9
2	福岡県	30.6
3	神奈川県	30.5
4	滋賀県	29.9
5	岡山県	29.5
6	大阪府	29.1
7	山口県	28.9
8	京都府	28.4
9	沖縄県	28.1
10	埼玉県	28.0

都道府県防災会議の委員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	徳島県	49.4
2	鳥取県	43.3
3	島根県	35.2
4	佐賀県	32.4
5	新潟県	25.0
6	青森県	20.5
7	岐阜県	18.0
8	山形県	16.9
9	滋賀県	16.1
10	栃木県	15.4

資料:全国女性の参画マップ(内閣府男女共同参画局 平成29年1月作成)

Ⅱ 男女共同参画施策の実施状況

第4次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況

基本テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり

●重点目標1 働く場における女性の活躍推進

(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

(1)-1 ワーク・ライフ・バランスの理解・取組推進

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度の取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、イクボス宣言企業に対して「イクボスバッジ」を配布するなど、「イクボス」の普及拡大を進めます。	・輝く女性活躍加速化とっとり会議とセミナー開催や企業への情報提供等について連携して取り組んでおり、経営者等に認識が浸透してきている。 ・イクボス養成塾の開催(11月に県内3会場で実施、34名参加) ・イクボストップセミナーの開催(3月に中部で実施、約130名参加) ・イクボス川柳コンテストの開催、表彰実施(3月) ・毎月19日をイクボスの日に制定(8月) ・イクボス宣言企業数153社(累計262社)	イクボス宣言企業は目標達成に向け順調に伸びているが、有給休暇の取得率は昨年度より減少し、目標値との乖離が大きいため、イクボス・ファミボス実践促進に取り組む。	・イクボス養成塾 ・イクボス川柳コンテスト ・イクボス宣言企業の優良取組事例の表彰(イクボス推進事業・2,620千円) ・イクボス・ファミボスのPR ・イクボス普及推進委員会(イクボス・ファミボス推進事業・2,000千円)	C	女性活躍推進課
男女が共に働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「男女共同参画推進企業」の認定を促進します。	・女性活躍企業推進員3名体制による企業訪問等を実施 ・認定企業数 55社(累計641社)	引き続き男女共同参画推進企業の認定拡大に取り組む。	・男女共同参画コーディネーター、女性活躍企業推進員の配置 ・就業規則整備支援コンサルタントの派遣(男女共同参画推進企業認定事業・11,245千円)	B	女性活躍推進課
男女共同参画推進企業認定を受けようとする企業に対し就業規則整備支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣し、就業規則整備を支援します。	・企業訪問の際などにチラシを配布して制度活用の働きかけを実施 ・派遣件数 13件(新規作成9件、一部改正4件)	引き続き中小企業の就業規則整備支援を実施し、働きやすい職場環境づくりを推進する。	・男女共同参画コーディネーター、女性活躍企業推進員の配置 ・就業規則整備支援コンサルタントの派遣(男女共同参画推進企業認定事業・11,245千円)	B	女性活躍推進課
家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「鳥取県家庭教育推進協力企業」の増加や、職場で実施する家庭教育に関する研修へ講師を派遣し、企業の取組を推進します。	新規企業との協定及び協定証授与式 新規協定企業(44社) 協定証授与式(2回)	子育て応援協力企業ガイドを作成し、企業と連携した子育てしやすい環境づくりを推進	企業との連携による家庭教育の推進(鳥取県家庭教育推進協力企業制度)(とっとりふれあい家庭教育応援事業・11,033千円)	B	小中学校課
労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対し助言・情報提供を行います。	・県内3か所の相談所で相談員5名が電話や対面での相談に応じる。 ・相談件数(内職相談含む)3,490件(H29.3.31現在)	企業では人材不足が常態化している業種もあり、休みにくいのが現状。働きやすい職場環境づくりと生産性向上の取組を進めていく。	県内3か所の相談所で電話や対面での相談に応じる。 (労働者相談・職場環境改善事業の一部26,649千円)	C	労働政策課
労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善を促進します。	・事業所へ労務管理アドバイザーを派遣し、就業規則の助言や県や国の助成制度等をアドバイスする。 ・派遣件数:427件(H29.3.31現在)	企業では人材不足が常態化している業種もあり、休みにくいのが現状。働きやすい職場環境づくりと生産性向上の取組を進めていく。	・県内6名の労務管理アドバイザー(社労士)により、福祉施設、NPO、運送業などの業種を中心に訪問。 ・社内研修はメンタルヘルス、ハラスメント、ワークライフバランスなどのテーマで実施。 (労働者相談・職場環境改善事業の一部4,222千円)	C	労働政策課
事業所などが実施する社内研修などに講師を派遣し、職場環境の改善を促進します。	・事業所からの申し込みにより、メンタルヘルスクエアやハラスメントなどの社内研修へ講師を派遣。 ・派遣件数:70件(H29.3.31現在)	企業では人材不足が常態化している業種もあり、休みにくいのが現状。働きやすい職場環境づくりと生産性向上の取組を進めていく。	・県内6名の労務管理アドバイザー(社労士)により、福祉施設、NPO、運送業などの業種を中心に訪問。 ・社内研修はメンタルヘルス、ハラスメント、ワークライフバランスなどのテーマで実施。 (労働者相談・職場環境改善事業の一部4,222千円)	C	労働政策課
企業を対象にした、職場環境改善に関するセミナーや、基礎的な労働関係法令などに係る労働セミナーを開催します。	・「労務管理のトラブルと対応」など6月～2月に計18回開催し、542名参加。	企業では人材不足が常態化している業種もあり、休みにくいのが現状。働きやすい職場環境づくりと生産性向上の取組を進めていく。	労働者向け2回、企業向け4回のセミナーを開催する。 (労働者相談・職場環境改善事業の一部26,649千円)	C	労働政策課
「企業子宝率」の数値を用いて調査・分析し、効果的な取組を行っている企業を表彰し、その企業の取組を紹介する冊子配布を行うことにより、企業の意識改革を推進します。	県内企業(約1,000社)に対して調査票を送付し、従業員に子育てしやすい企業かどうかの調査を行い、「企業子宝率」の把握を行った。また、企業子宝率が高い企業(8社)を表彰することで、企業の子育てしやすい職場環境整備の機運の醸成を図った。	調査票の回収は年々上昇しつつあるが、企業の子育てに対する環境整備と普及啓発を一層図るため、調査票配布企業数を増やすとともに、回答率の向上を図る。	・企業子宝率調査の実施(約1,500社に送付予定) ・企業表彰及び企業の取組紹介小冊子作成 (地域少子化対策重点推進交付金事業・51,069千円)	B	子育て応援課

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
行政職員における時間外勤務削減、休暇取得促進などに向けた業務改善、風通しのよい職場づくりなどを推進します。	・時間外勤務削減の取組を継続 ・ゴールデンウィーク前に年次有給休暇の取得推進通知を发出 ・夏季(7~9月)を休暇促進月間として年次有給休暇及び夏季休暇促進通知を发出 ・職場づくりに意欲のある課長補佐級以上の職員を中心に、「認マス(認め合いマスター)」を養成し、各所属で具体的な取組を推進。	・国における働き方改革や労働基準法改正に向けた動きを踏まえて、改めて時間外削減の取組を全庁的に徹底・推進する必要がある。 ・職場での「認め合い」の実践が定着するまで取組を継続する必要がある。	(元気な職場づくりプロジェクト推進事業・1,044千円)	C	人事企画課

(1)ー2 ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
待機児童の解消に向け、放課後児童クラブの設置や保育所などへの支援を行います。	運営費の助成や単独での加算措置に加えて新増設の施設整備を支援し、受け皿を拡大した。	受け皿を拡大するも、年度中途の待機児童が発生しているため、引き続き支援するとともに、保育士等の処遇改善を図っていく。	・待機児童の解消に向け、放課後児童クラブの設置や小規模を含めた保育施設の整備を進める。 (子育て拠点施設等整備事業:173,646千円) (施設型給付費県負担金:1,769,770千円) (地域型保育給付費県負担金:224,567千円) (私立幼稚園運営費補助金(私立幼稚園運営費補助金):436,507千円) (放課後児童クラブ設置促進事業:99,098千円) (子ども子育て支援交付金:530,947千円)	B	子育て応援課
放課後子供教室の運営費を補助し、子どもに放課後などの安全で安心な活動拠点を確保します。	・市町村での実施:10市町村52教室 ・県立特別支援学校での実施:5校6教室 ・県主催の研修を福祉部局の放課後児童クラブ関係者と合同で実施 安全管理研修会(東中西部各1回) 指導者研修会(1回)	全ての学区での実施に向け、児童クラブのみを実施している市町村に対し、子ども教室の設置を促して、児童クラブと子供教室の一体化を進める	・安全管理研修会の実施(東中西部各1回) ・指導者研修会の実施(全県1回) ※放課後児童クラブと合同で実施する (放課後子供教室推進事業・25,162千円)	B	小中学校課
幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を行う私立幼稚園や、地域の未就園児や保護者などを対象に子育て支援事業を行う私立幼稚園、私立認定こども園を支援します。	県内の全ての私立幼稚園と一部の認定こども園において、教育時間終了後の預かり保育や園開放等を実施しており、保護者等に対する子育て支援につながっている。	引き続き支援を実施し、取組が進むよう働きかける。	・県内の全ての私立幼稚園と一部の認定こども園において、教育時間終了後の預かり保育等を実施する。 (私立幼稚園運営費補助金(子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金):60,219千円)	A	子育て応援課
病児・病後児保育において、国庫補助要件を超えて職員を配置している施設又は職員配置や利用児童数が国庫補助要件に満たない施設の運営費の助成などにより、病児・病後児保育の充実を図ります。	西部4町村の住民が米子市内3施設全ての利用が可能となるなど、すでに広域利用がされている中部に続いて全県的な広がりになりつつある。	市町村と協力し、病児・病後児保育施設の新規開設や利用者が施設を利用しやすいような環境整備を引き続き行う。	・病児・病後児保育施設の新規開設や利用者が施設を利用しやすいよう施設環境整備を行う。 (病児・病後児保育普及促進事業:4,952千円)	B	子育て応援課
第3子以降保育料の無償化と併せて、第1子と同時在園の第2子の保育料の無償化(所得制限あり)を行う市町村への助成や、世帯から2人以上同時に在籍する場合、2人目以降の園児の保育料を軽減する私立幼稚園に対して助成することで、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	27年度に導入した「第3子以降保育料完全無償化」に加え、28年度は低所得世帯に特化した第2子保育料無償化(第1子同時在園の場合)を本県独自に制度化し、更なる経済的負担の軽減を進めた。	在宅育児世帯に対しても経済的支援を行う新制度を全県で実施できるよう市町村と連携する。	・保育料の無償化や在宅育児世帯への経済的支援を実施し、子育てに係る経済的負担の軽減を行う。 (保育料無償化等子育て支援事業・495,977千円) (中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業・72,931千円) (おうちで子育てサポート事業・100,544千円)	B	子育て応援課
児童発達支援センターを利用している多子世帯の利用料を軽減する市町村に対し助成することで、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	実施市町村 8か所	課題 特になし 次年度も同様に取り組む。	児童発達支援センターを利用している世帯の第2子以降の利用料を軽減する市町村に対して助成することで、子育てに係る経済的負担の軽減を図る。 (児童発達支援センター利用料軽減事業1,047千円)	A	子ども発達支援課
働く介護家族向けに基本的な介護スキルを学べる「介護職員初任者研修」を実施する事業者に対して助成し、家族の負担軽減を図ります。	働く会社員等が受講しやすい開催日程且つ介護と仕事の両立に役立つ講座を盛り込んだ介護職員初任者研修を実施した事業者(延べ3事業者)に対して助成した。	補助額を拡大し、研修実施事業者の確保を図るとともに研修実施事業者の増を図っていく。	(働く介護家族向け「介護職員初任者研修」開催支援事業・1,000千円)	B	長寿社会課
介護サービスや制度に関する情報提供や介護家族が働きやすい意識醸成及び環境改善のための企業内研修開催を支援します。	鳥取県内に所在する企業等を訪問し、介護サービスや介護制度に関する情報提供を行うとともに、企業社員を対象に介護に関する研修会を開催した。 委託数:西部圏域5事業者 東部圏域1事業者	訪問及び研修実施企業の確保を図っていくとともに、引き続き企業内研修の開催促進を図る。	(「働く介護家族応援!」企業内研修開催支援事業・3,000千円)	A	長寿社会課
高齢者への総合的な生活支援の中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を支援します。	センターの役割、業務、地域包括ケアの概要などについて地域包括支援センター職員研修を実施した(2回)。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、引き続き、市町村や地域包括支援センターの取組を支援していく。	地域包括支援センター職員研修を実施し、引き続き、地域包括支援センターの機能強化を支援する。 (地域包括ケア推進支援事業・2,087千円)	A	長寿社会課

(1)ー3 男性の家事・育児や介護への参画促進

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度の取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
男性の意識改革やワーク・ライフ・バランスなどをテーマにした講座を開催し、ワーク・ライフ・バランス及び男性の家事育児参画に関する理解促進を図ります。	・企業1社に講師を派遣。役員及び社員30名が参加。 ・イクメン・ケアメン養成セミナーの開催回数が企業からの申込みが少ないことから予定を下回った。	企業からの申込みが少ないため、並行して実施意向のありそうな企業へ直接働きかけて、選定を進める。	建設技術センター開催の人権講習会(イクメン・ケアメン養成)へ講師派遣して支援すると共に、同講習会でイクメン・ケアメン養成セミナー支援事業を参加各社へ周知。(男女共同参画普及啓発事業・5,818千円)	C	男女共同参画センター
男性を対象とした企業内研修などを推進し、男性の家庭進出を促進します。	・企業1社に講師を派遣。役員及び社員30名が参加。 ・イクメン・ケアメン養成セミナーの開催回数が企業からの申込みが少ないことから予定を下回った。	企業からの申込みが少ないため、並行して実施意向のありそうな企業へ直接働きかけて、選定を進める。	建設技術センター開催の人権講習会(イクメン・ケアメン養成)へ講師派遣して支援すると共に、同講習会でイクメン・ケアメン養成セミナー支援事業を参加各社へ周知。(男女共同参画普及啓発事業・5,818千円)	C	男女共同参画センター
労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、制度の普及啓発などを図ります。	労務管理アドバイザーが事業所を訪問する際に、子育て応援課のチラシを活用し、制度を説明。	県内中小企業では男性の育休取得はほとんどなく、引き続き制度の周知を行う。	(労働者相談・職場環境改善事業の一部4,222千円) 労務管理アドバイザーが事業所を訪問する際に、周知する。	B	労働政策課
育休取得アドバイザー(社会保険労務士など)を事業所に派遣し、育休取得推進のための事業所内の体制整備、プランづくりを支援します。	事業所内の支援プラン策定に向けた助言、育休取得者との面談や業務分担の見直しに関する助言、助成金制度の説明等を実施 ・派遣先事業所等数 計16社 ・延派遣回数 26回	アドバイザー派遣のメリットについて事業所等への周知が十分でなかったこと、顧問以外の社会保険労務士への依頼がしにくいといった課題があり、実績が目標を下回った。(29年度については、国の地域活性化雇用創造プロジェクト事業を活用し、サービス産業分野を対象とした事業主向けの雇用管理改善に向けた専門家派遣の実施を検討中)	観光・食・健康という成長が期待される分野において、新たなサービス産業を創出し、良質な雇用の場を創出するとともに、それを実現するために必要な雇用環境の整備、人材育成、人材マッチングを行い、正規雇用の創出と地域産業の活性化を図る。(とっとり創生雇用戦略プロジェクト事業・119,424千円)	C	就業支援課
父子手帳の配布や男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する奨励金の支給などにより、男性の育児参画を推進します。	・国の出生時両立支援助成金制度がH28年度に創設されたが、国助成金の対象外となる企業に対して単県の奨励金支援することにより、県内企業の男性の育児参加の促進を図った。 ・企業子宝率が上昇(H26:1.31⇒H28:1.37)したほか、男性の育児休業取得促進奨励金の支給実績も増加(H27:16件⇒H28:23件)するなど支援制度の認知度が高まりつつあるが、男性の育児休業取得率は2.7%と目標値に対しまだ差が大きい。	・企業支援奨励金は伸びつつあるが、男性の育休取得に直結していない面もあり、引き続き制度の周知と企業意識の醸成が必要であり、H29年度に実施するキャラバン隊などでPRに努める。	・男性の育児・介護休業等取得促進奨励金による助成 ・父子手帳のアプリ提供 (子育てしやすい企業支援事業・7,315千円)	C	子育て応援課
【再掲】家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「鳥取県家庭教育推進協力企業」の増加や、職場で実施する家庭教育に関する研修へ講師派遣し、企業の取組を推進します。	新規企業との協定及び協定証授与式 新規協定企業(44社) 協定証授与式(2回)	子育て応援協力企業ガイドを作成し、企業と連携した子育てしやすい環境づくりを推進	企業との連携による家庭教育の推進(鳥取県家庭教育推進協力企業制度)(とっとりふれあい家庭教育応援事業・11,033千円)	B	小中学校課

(2)男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

(2)ー1 企業における女性活躍の促進

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度の取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
女性活躍に積極的に取り組む企業である「輝く女性活躍パワーアップ企業」の登録を促進します。	・女性活躍企業推進員3名体制による企業訪問等を実施 ・登録企業数 45社(累計86社) ・補助金等支給件数13件(女性活躍のための企業支援補助金4件、環境整備支援助成金8件、離職者正規雇用奨励金1件)	引き続き輝く女性活躍パワーアップ企業の登録拡大に取り組むとともに、助成金を活用した企業の女性活躍の取組を促進する。	鳥取県女性活躍職場づくり助成金等事業補助金 (女性活躍トップランナー事業・10,270千円)	B	女性活躍推進課
女性活躍アドバイザー(社会保険労務士)による、女性活躍推進に資する職場環境改善などのためのアドバイスや施設整備などへの支援により、企業の女性活躍の取組を推進します。	女性活躍のための取組を実践するためのアドバイスを実施	アドバイザー制度の周知に努め、制度を活用した女性活躍に資する職場環境改善の取組を推進する。	女性活躍アドバイザー派遣 (地域における女性活躍推進事業・9,411千円)	C	女性活躍推進課
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、一般事業主行動計画策定に係る経費の一部を補助し、中小企業の一般事業主行動計画策定の取組を促進します。	・女性活躍企業推進員による企業訪問の際に一般事業主行動計画策定の働きかけを実施 ・多様な働き方推進アドバイザーが1～3月にローラー的に実施した企業の訪問活動においてチラシを配布し策定働きかけを実施 ・市町村主管課長会議の場などで推進計画策定について継続して働きかけを実施。	ローラー的な訪問活動による実態把握をもとに今後策定に向かう企業を個別に支援していく必要がある。	女性活躍企業推進員による企業訪問等の機会を捉えて、継続的に個別に計画策定を働きかけるとともに、社会保険労務士の派遣により、一般事業主行動計画策定のアドバイス等を行い、計画策定を促進する。	B	女性活躍推進課
建設業で働く女性が就職・就業継続しやすい環境整備を促進するため、女性労働者を対象とした施設・設備・備品面での環境整備を行う事業主を支援します。	施工現場の女性専用トイレ設置 (工事名)(仮称)八橋警察署庁舎新築 工事(庁舎棟・建築) (施工者)3社JV	積極的に整備促進に努めたが、1件の整備に留まった。事業主の周知徹底を図る。	女性を対象とした環境整備に対し、経費の1/2を支援(225千円×3社) (将来の建設産業担い手育成支援事業・675千円)	C	県土総務課

(2)ー2 自治体における女性活躍の促進

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
県は率先して、性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進します。	特定事業主行動計画で定めた管理的地位(係長級以上)の女性職員の割合を32%以上とすることを目標に女性登用を推進した。(平成29年4月:30%)	引き続き、性別を問わない能力・実績主義に基づく女性幹部登用を積極的に行っていく必要がある。	—	B	人事企画課
	引き続き、適材適所の配置を図りながら、女性管理職の登用にも個別配慮を行う。	女性管理職を含む管理職の大量退職時期を控え、管理職を志望する教職員の育成が急務である。 引き続き、適材適所の配置による女性管理職の登用を図るとともに、大学院派遣や研修の促進など管理職を志望する教職員が増加するよう、働きかけを行う。	引き続き、適材適所の配置を図りながら、女性管理職の登用にも個別配慮を行う。	B	教育人材開発課
	「働き方改革」、「女性活躍推進」、「ワークライフバランス推進」の三位一体の取組を推進し、男女を問わず職員が前向きに仕事に取り組むことが出来る職場環境の構築を図った。	引き続き、三位一体の取組を推進していく必要がある。	—	A	警察本部警務課
フレックスタイム、サテライトオフィスなどを活用した働き方改革を行います。	・平成28年度からフレックスタイムを導入し、従来の特例勤務も対象職員を拡大した。 ・サテライトオフィスの利便性向上のため、必要な設備見直しを行った。	職員のワークライフバランス推進のために利用促進の取組を継続していく必要がある。	(県庁の働き方改革推進事業・1,134千円)	B	人事企画課
イクボスによる組織全体のワーク・ライフ・バランスを推進します。	「イクボスアワード2015」受賞者等を講師に迎え、実際のイクボスの実践方法について研修を実施した。	イクボスの取組が定着するまで取組を継続する必要がある。	(県庁の働き方改革推進事業・1,134千円)	B	人事企画課

(2)ー3 女性のキャリアアップ・キャリア形成の支援

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
ロールモデルの情報発信を行い、女性管理職の登用などに向け、女性の意識改革を推進します。	年間を通じた「働く先輩からのメッセージ」等、女性ロールモデルからのメッセージの掲載や女性活躍に資するフォーラムを開催した。	・女性ロールモデルの発掘 ・情報収集等、関係部署と連携指定取り組む	女性活躍サミット等において、女性ロールモデルに登壇いただくなど、女性ロールモデルを広く発信していく。	B	女性活躍推進課
ロールモデルやメンターとの交流を通じて、働く女性同士のネットワークを構築し、女性の孤立化を防止します。	女性ロールモデルと働く女性が交流するロールモデルカフェや意見交換などを実施。	引き続き、女性ロールモデルと働く女性が交流できる場を設定するなど、ネットワークの構築を行う必要がある。	女性ロールモデルと働く女性との意見交換を実施する。	B	女性活躍推進課
女性のスキルアップのためのセミナーを開催し、管理職候補者の育成や女性の意欲向上を図ります。	・女性従業員がキャリアアップを目指し、モチベーション向上を図り、実践的なスキルを身につけるリーダー研修を実施。併せてセミナー参加者と県内企業の女性経営者等との意見交換を実施。	働く場において女性が能力発揮できる環境づくり、経営者の意識改革に向けた取組を継続していく必要がある。	女性活躍先進モデル企業と連携したセミナー等を開催。	B	女性活躍推進課
高校生への業界説明や現場見学などにより、建設業の魅力を発信し、女性人材確保を推進します。	・インターンシップ研修受入企業事業 ※高校3校を対象として、 受入企業27社 生徒47名(2名) ・鳥取県建設魅力発信事業 ※アスファルト舗装施工体験、 9号道路改良現場見学会等 8件 ・建設工事新規入職者トレーナー事業 ※交付決定 1件 ・建設労働者等スキルアップ事業 ※1級試験19名(1名)のうち合格6名(0名) 2級試験21名(1名)のうち合格5名(1名) ・建設労働者等スキルアップ研修フォロー事業 ※講座受講者15名(3名) うち助成対象者10名(1名) ・土木ツアー&どぼくカフェ ※土木ツアー<賀祥ダム等> 43名(15名) ※どぼくカフェ<イオンモール日吉津>99名 ・とっとり建設業の魅力発信講座 ※小学校5年生を対象に3校で実施 (注)()内は女性の人数	引き続き事業の周知徹底を図る	・インターンシップ研修受入企業事業 ※3高校を予定 ・鳥取県建設魅力発信事業 ※アスファルト舗装施工体験、腕章作成等を実施。今後、現場見学等を予定 ・建設工事新規入職者トレーナー事業 ※7社を予定 ・建設労働者等スキルアップ事業等 ※研修参加70名 他 ・土木ツアー&どぼくカフェ ※土木ツアー <気高第2トンネル>56名(25名) ※どぼくカフェ<イオンモール鳥取北>90名 ・とっとり建設業の魅力発信講座 ※小学校3校、中学校1校で実施中 (将来の建設産業担い手育成支援事業・14,125千円) (注)()内は女性の人数	B	県土総務課

(2)ー4 女性の就労・再就職支援

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練(2か月～2年間)を実施します。	【職業訓練実施状況】 ・新規卒者対象訓練:115名入校、進学 ・離職者対象訓練:750名入校 →就職者394人(平成29年3月末) 就職者576人(平成29年7月末現在) ・障がい者対象訓練:30名入校 ・在職者対象訓練:409名入校	訓練修了者について、一人でも多くの早期就職に向けた就職支援が必要である。	新規卒者、離職者、在職者等を対象に求職者及び企業双方のニーズを踏まえた職業訓練を実施。 (職業訓練事業費:454,098千円)	B	労働政策課
託児サービス付きの離職者向け職業訓練を設定し、子育て中の方の就労を支援します。	【託児サービス付き訓練の利用状況】 託児サービス利用者1名(託児児童数1名)	託児サービス利用については、託児付き訓練の設定等柔軟な対応が必要である。	求職活動中の育児者が職業訓練をする場合に、訓練期間中に子どもを保育所等に預ける経費の一部を奨励金として支給する。 (職業訓練生託児支援事業:4,360千円)	B	労働政策課
訓練期間中に保育所等を利用する経費の一部を奨励金として支給し、子育て中の求職者の職業訓練の受講を促進します。	【職業訓練生託児支援事業】 訓練生80人(託児児童数107人)に対し奨励金を支給	託児サービス利用については、託児付き訓練の設定等柔軟な対応が必要である。	求職活動中の育児者が職業訓練をする場合に、訓練期間中に子どもを保育所等に預ける経費の一部を奨励金として支給する。 (職業訓練生託児支援事業:4,360千円)	B	労働政策課
働くことを希望する女性のためのワンストップ相談窓口を設置し、求職者と企業双方のニーズにあった職場開拓、マッチングを行い、女性の就業を支援します。	ミドル・シニア・レディーズ仕事ぶらざにおいて就職に関する相談、職業生活に関する相談、職業紹介を実施 ・女性の相談件数 延9,317件 ・女性の就職者数 計877名	ミドル・シニア・レディーズ仕事ぶらざにおける女性の相談件数は全体の約6割を占めるなど利用者は女性が多く、引き続き就業に向けた支援が必要であり、29年度も継続して実施。 (県西部地域については、7月に開設予定の県立米子ハローワークに業務を移行し、女性を含む求職者と企業の一貫支援を実施)	女性や高齢者などの就業支援と中小企業の人材確保を強化するため、「ミドル・シニア・レディーズ仕事ぶらざ」を県内3か所に設置し、女性及び概ね40歳以上の求職者を対象に、求職者と企業双方のニーズにあった職業相談、職業紹介、求人開拓、マッチング等を行う。 (女性・中高年者就業支援事業・74,683千円)	B	就業支援課

(2)ー5 女性の総合的な起業支援

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
女性が起業を考えるきっかけとなるセミナーを開催し、女性の起業意欲向上を図ります。	平成28年6月 県内3カ所(鳥取、倉吉、米子)で「女性のための創業ファーストステップセミナー」を開催。参加者数:鳥取 18名、倉吉 7名、米子12名 計37名 アンケートの結果、いずれの会場もセミナー満足度は非常に高いものであった。	引き続き取り組んでいく	・起業を目指す女性または起業後間もない女性起業家を対象に、起業に必要な知識やノウハウを体系的に学ぶ場を定期的に提供。 ・鳥取市中心市街地にある「五臓圓ビル」を学びの拠点として活用。 (鳥取の未来に変革を!とっとり起業女子応援事業・3,236千円)	B	産業振興課
事業継続に向けた支援や起業した女性同士のネットワークづくりを目的としたセミナーを開催し、女性が起業しやすい環境整備を行います。	平成28年5月のフォーラムでは350名が来場、4回の事業プラン発表会も盛況であった。その後事業プラン発表会を4回実施: ①7月@大江ノ郷(八頭町)101名 ②9月@BIKAI(大山町)70名 ③11月@610キッチン(北栄町)56名 ④12月@チコ&田園(鳥取市)106名	引き続き取り組んでいく	・起業を目指す女性または起業後間もない女性起業家を対象に、起業に必要な知識やノウハウを体系的に学ぶ場を定期的に提供。 ・鳥取市中心市街地にある「五臓圓ビル」を学びの拠点として活用。 (鳥取の未来に変革を!とっとり起業女子応援事業・3,236千円)	B	産業振興課
女性の起業について、意識啓発・きっかけ作りの場としてのフォーラム開催から、先輩起業家による伴走支援や事業プラン発表会まで一貫した起業促進の取組を進めます。	・起業女子フォーラム参加者350名。堀木エリ子氏等、著名な女性起業家が登壇。起業家精神、心構え等について討論 ・事業プラン発表会(4回開催):毎回100名程度が参加。起業女子延25名が事業プランを発表。	意識啓発の成果をふまえて、より実践的な起業ノウハウを学べるスクール形式での講座の提供や、女性起業家が気軽に集える場づくりに取り組む。	・起業を目指す女性または起業後間もない女性起業家を対象に、起業に必要な知識やノウハウを体系的に学ぶ場を定期的に提供。 ・鳥取市中心市街地にある「五臓圓ビル」を学びの拠点として活用。 (鳥取の未来に変革を!とっとり起業女子応援事業・3,236千円)	B	産業振興課
起業などを行おうとする者又は起業などして間もない者に対する金融支援を行います。	創業支援資金の利用は202件(対前年度比131%)・1,164,576千円(同97%)の利用があった。	引き続き、資金繰りが厳しい創業前後の資金繰りに支援する。	(企業自立サポート事業(制度金融費)利子補助・22,185千円) (信用保証料負担軽減補助金・21,835千円) ※いずれも創業関連のみ抽出	A	企業支援課

(2)ー6 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
非正規社員の正社員への転換を実現した事業主に対する助成金の給付などにより、雇用の質を高める取組を推進します。	国、県合わせて、610名分の助成金を支給した。(年間目標250名、うち県188名)	引き続き、正規雇用転換促進を図るため、制度の周知を図る。また、平成29年度以降は特に生活基盤の安定化を図る必要がある障がい者に対して、新たに加算措置を拡大する。	介護や建設、卸・小売等において、現在、非正規である従業員を正規雇用に転換した事業者に対して、対象者1人につき30万円の助成金を支給する。また、対象者がひとり親・障がい者の場合、10万円を加算して1人につき40万円支給する。 (正規雇用転換促進助成金事業・60,000千円)	A	就業支援課

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度の取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
【再掲】労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善を促進します。	事業所へ労務管理アドバイザーを派遣し、就業規則の助言や県や国の助成制度等をアドバイスする。 派遣件数:427件(H29.3.31現在)	労働相談の多い業種を重点的に訪問し、事業所の抱える課題等の解決のための助言を行う。	県内6名の労務管理アドバイザー(社労士)により、福祉施設、NPO、運送業などの業種を中心に訪問。 (労働者相談・職場環境改善事業の一部4,222千円)	B	労働政策課
各種ハラスメントをテーマとしたセミナーなどを開催し、職場などにおけるハラスメント予防に向け普及啓発を図ります。	「働きやすい職場づくり支援セミナー」として事業所の事例発表を行った。3会場で計457名参加。	中小企業が取り組みやすく身近な問題の解決となるような内容のセミナーを実施する。	各種ハラスメントのほか女性活躍推進をテーマとして事例発表していただく。 (勤労者福祉事業費の一部:103千円)	B	労働政策課

(3)農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度の取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
女性農業者団体などの産業界や地域で活躍する団体によるセミナーや研修を支援します。	・各普及所において、女性を対象とした野菜栽培技術等研修会を開催した。(10回) ・県下農業女子有志対象の「鳥取県農業女子ネットワーク化に関する意見交換会」を2月に倉吉市で開催した。	農業女子のネットワーク化により女性農業者が経営に参画する動きに繋げる必要がある。	女性農業者の交流を促進するため、女性農業者セミナーや県域レベルの意見交換会を開催する。 (今こそ農林水産業に女性の力を！自主参画推進事業・10,200千円)	B	とっとり農業戦略課
農産物加工、販売などに取り組む女性組織などに対し、新商品開発や施設整備などを支援します。	・6次産業化(農工商連携)に取り組む農林漁業者等に対し、商品開発経費や施設・機械整備等経費を支援した。(女性代表者への支援件数:9件) ・地元農林水産物を使用したオリジナル加工品の商品改良を支援した。(女性代表者への支援件数:1件)	農産物加工、販売などに取り組む女性組織などに対する支援を継続して行う。	・6次産業化(農工商連携)に取り組む農林漁業者等に対し、商品開発、施設・機械整備等経費を支援する。 (6次化・農工商連携支援事業・74,785千円、6次産業化商品の「売れる化」支援事業・3,000千円) ・地元農林水産物を使用したオリジナル加工品の開発や販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し、研修費や試食・販売PR等の経費を支援する。 (食のみやこ鳥取県推進事業(魅力ある商品づくり事業)・1,793千円(うち、とっとりオリジナル加工品づくり支援事業・1,500千円))	B	食のみやこ推進課
農家への戸別訪問や研修会などにより、家族経営協定締結推進とフォローアップを実施します。	各普及所において、農業者が経営計画を樹立する際に、家族経営協定の制度、意義について説明し、協定締結を促した。	家族経営協定制度の更なる周知を図る。	各普及所において、農業者が経営計画を樹立する際に、家族経営協定の制度や意義について、地道に説明しながら推進していく。	A	とっとり農業戦略課
女性の経営参画に対する意識啓発、経営参画に必要な知識・技術習得のための研修会の開催や資格取得、女性組織などが開催する研修会などへの支援を行います。	・女性任意団体による経営勉強会等を支援した。(7団体) ・大型特殊免許、野菜ソムリエ資格等の資格取得を支援した。(5人)	意欲ある女性の意向を的確に把握しながら支援をしていくことが必要。	女性の経営参画や起業に必要な取組(技術・知識・資格取得等)へ幅広く支援する。 (【再掲】今こそ農林水産業に女性の力を！自主参画推進事業・10,200千円)	B	とっとり農業戦略課
農林水産業団体役員などを対象とした研修会を開催し、男女共同参画を含む人権意識高揚を図ります。	農林水産業団体の役員を対象とした人権・同和問題研修会(女性活躍推進法の概要説明及び農林水産業における男女共同参画に関するワークショップ)を東・中・西部で計4回開催した。	農林水産業団体役員員の男女共同参画を含む人権意識がさらに高まるよう、あらゆる機会を活用し啓発を行う。	農林水産業団体の役員を対象に女性問題を含む人権研修会を東・中・西部で計4回開催する。 (農林水産業団体人権問題啓発推進事業・134千円)	C	農林水産総務課
女性の農業委員登用に市町村や関係団体などに意識啓発を図ります。	女性の農業委員の登用に市町村や関係団体に呼びかけるなどの意識啓発を行った。	女性委員のなり手が少なく、女性委員不在の町村もあるが、農業委員改選時に、女性委員の登用に市町村や関係団体などに意識啓発を図っていく。	多くの市町村では平成29年度に改選期を迎えることから、女性の農業委員登用に市町村や関係団体などに意識啓発を図っていく。	C	経営支援課
林業女子会の立ち上げ支援、林業関係の女性ネットワークの構築など、女性も林業に従事しやすい環境整備を促進します。	本県での林業女子会の立ち上げに向けて、県女性林業職員が打ち合わせ会に参加するなど取組をサポートした。(鳥取市内、3回)	林業女子会は発足に向けた動きが始まったばかりであり、きめ細かく支援を行う。	林業女子会の発足を促進するため、林業女子のグループ活動(森林・林業に関する他のグループとの交流、先進事例調査、森林・林業のPR活動等)の取組を幅広く支援する。 (林業普及指導事業・10,827千円(うち、林業女子グループ活動キックオフ支援補助金・300千円))	B	林政企画課
県外での林業就業相談において、林業体験研修やトライアル雇用研修などの情報提供を行うとともに、女性の視点からの林業の魅力発信を行うなどにより、移住・定住者の新規林業従事者の確保を進めます。	県内森林組合のターン女性林業技術者2名に協力いただきながら、東京・大阪・名古屋で林業就業相談会を開催し、林業の魅力を発信した。	近年、継続して女性の新規就業者が確保されているが、離職者も発生しており、ミスマッチの解消を図る。	・県外で林業就業相談会を開催し、女性の視点から林業の魅力発信を行うとともに、林業体験研修等を実施し、ミスマッチを防ぐ。 ・若者が安心して働くことのできる職場環境の実現に向けて、H28に開設したとっとり林業技術訓練センターを活用した研修を実施するなど、安全対策を強化する。 (鳥取暮らし農林水産就業サポート事業・325,548千円(うち、鳥取県版緑の雇用支援事業・90,166千円)、森林整備担い手育成総合対策事業・58,463千円)	C	林政企画課

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
漁業への新規就業支援を行うとともに、漁協女性部などが行う魚食普及活動や6次産業化の取組などを支援します。	・魚食普及活動へ助成した。(5団体) ・6次産業化の取組へ助成及び指導助言した。(4団体)	魚食普及活動並びに6次産業化の取組への支援を行い、輝く女性の活躍の場を創出する。	・漁村の担い手を確保するため、新規就業希望者の受入れ、指導及び着業に必要な支援を行う。 ・水産物の流通改革や消費拡大に関するチャレンジ的な取組等に対して支援する。 ・漁協女性部等による魚食普及活動を支援する。 (漁業就業者確保対策事業・125,864千円、水産物加工流通対策事業・3,329千円、浜に活！漁村の活力再生プロジェクト・6,536千円)	B	水産課
次世代の漁業者を育成するため、漁村女性の全国研修会などへの参加費助成などの支援を行います。	8月に米子市で開催した日韓水産セミナーに漁協女性部代表者を招き、情報交換や交流の場を設けた。	女性潜水士は漁業だけで生活していくのは厳しいことから、海女ブランド創造や観光と連携した所得向上策などを漁協と連携しつつ支援する。	・漁村の担い手を確保するため、新規就業希望者の受入れ、指導及び着業に必要な支援を行う。 ・水産物の流通改革や消費拡大に関するチャレンジ的な取組等に対して支援する。 ・漁協女性部等による魚食普及活動を支援する。 (漁業就業者確保対策事業・125,864千円、水産物加工流通対策事業・3,329千円、浜に活！漁村の活力再生プロジェクト・6,536千円)	B	水産課

●重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

(1)議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
男女共同参画に関する人材の登録及び情報提供を行う「男女共同参画人材バンク」の充実を図り、地域・職場などにおける研修会への講師派遣や審議会など委員への女性登用などへの活用を進めます。	人材バンクによる研修講師紹介数は55件。	人材バンクによる研修講師紹介数は55件と増加したものの、目標110回に到達していない。男女共同参画人材バンクのPR強化や市町村と連携した人材情報の収集と登録の働きかけを行う。	男女共同参画人材バンクのPR強化。市町村と連携した人材情報の収集と登録の働きかけ。 (男女共同参画センター運営費・38,513千円)	C	男女共同参画センター
県の機関において、男女共同参画に関連するテーマで職場研修が実施されるよう働きかけや支援を行い、県職員の男女共同参画意識の向上を図ります。	県の機関の職場研修に講師派遣し、県職員の男女共同参画意識の向上を図った。(2機関・5回・104名)	県の機関において、男女共同参画に関連するテーマで職場研修が実施されるよう働きかけを行うとともに、講師派遣などの支援を行う。	出前講座の開催 (男女共同参画普及啓発事業・5,818千円)	B	男女共同参画センター
県・市町村における女性の参画状況など男女共同参画の取組に関する調査を行い、情報を公開します。	県・市町村における男女共同参画の推進状況についてとりまとめ公表(男女共同参画白書及びマップ)。	継続して調査、作成する	・男女共同参画白書及びマップの作成、情報公開 ・企業の管理職登用等実態調査の中間調査を実施	B	女性活躍推進課

(2)地域活動における男女共同参画の推進

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
市町村と連携して自治会等へ働きかけ、男女共同参画に関する出前講座を開催するなど、地域における男女共同参画の理解促進を進めます。	自治会、地域住民等へ男女共同参画に関する出前講座を実施(20件・624名)	市町村と連携して自治会などへさらに働きかけを行い、出前講座等の開催の増加に努める。	出前講座の開催 (男女共同参画普及啓発事業・5,818千円)	C	男女共同参画センター
鳥取県連合婦人会、鳥取県連合青年団、鳥取県子ども会育成連絡協議会、鳥取県PTA協議会などの活動支援や社会教育関係者の人材育成、指導者養成に取り組みます。	・家庭教育支援関係者研修会 ・第46回日本PTA中国ブロック研究大会 とっとり大会	家庭教育支援者が家庭を取り巻く現状と課題について理解を深めるとともに相談活動のための組織づくりや取り組みに活かすためのスキルを学ぶ機会の設定	・研修・講座の実施 (家庭教育支援員等養成講座) (とっとりふれあい家庭教育応援事業・11,033千円)	B	小中学校課
	各団体が実施する事業への補助を通じて、各社会教育関係団体がテーマを設けて研修会を実施したり、事業を通して男女共同参画に対する意識を高めたりと、工夫を凝らしながら事業を行った。	全体的に団体の構成人数の減少や事業のマンネリ化が見られ、目標や成果を設定・意識した取組となるよう支援する。	社会教育関係団体の教育力を活用し、家庭・地域の教育力を高めるとともに、社会教育関係団体で活躍する人材を育成するための補助を行う。 (社会教育関係団体による地域づくり支援事業・3,315千円)	B	社会教育課
	市町社会教育担当者と合同で、行政担当者の研修会を実施	研修内容を市町の課題に沿って計画するよう努めている。	市町村社会教育担当者と合同で、行政担当者の研修会を実施	A	各教育局
学校教育活動全般を通じた地域や家庭の一員として貢献できる人材の育成に取り組み、生徒のボランティア活動、地域活動への参加を進めます。	【国事業】地域学校協働活動 実施数6市町7本部：小学校19、中学校10 【県事業】地域で育む学校支援ボランティア事業 実施数8市町1学校組合：小学校90校、中学校29校、特別支援学校1 ・学校支援ボランティア研修会(年2回) ・学校支援ボランティア登録者数(7,197人)	・実施市町村数の拡大と市町村全体での取組を推進させる ・支援内容の充実のため、学習支援の割合を増加させる ・より多くの住民の参画を図るため、ボランティア登録者を増加させる ・地域づくりの視点を重視する	・学校支援ボランティア研修会の実施(年2回) (学校支援ボランティア事業・34,330千円)	B	小中学校課

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度の取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
学校教育活動全般を通じた地域や家庭の一員として貢献できる人材の育成に取り組み、生徒のボランティア活動、地域活動への参加を進めます。	土曜日を活用し、学校と地域が連携した学習や体験活動を実施。 (12校20事業)	土曜日を活用した多様な教育活動の推進。	土曜日を活用し、学校と地域が連携した多様な学習や体験活動を実施。 (県立高校土曜授業等実施事業・5,000千円)	B	高等学校課
地域で積極的に活動する団体等の活動を支援するなど、多様な団体と連携して、地域における男女共同参画に関する理解促進を進めます。	地域活動団体における男女共同参画に関する講座等へ助成した。(公開講座11件・研修支援講座10件・若者企画講座1件)	地域活動団体と連携を取り、講座を実施を働きかける。	地域活動団体の開催する講座等への助成 (男女共同参画普及啓発事業・5,818千円)	B	男女共同参画センター
コミュニティ・スクール等、地域・学校で協働して子どもたちの成長を見守る活動を推進します。	・H28コミュニティ・スクール指定校数 27校・14.5%(国9%) ・H28指定市町村数 1市2町(倉吉市・南部町・伯耆町)	・これまでにコミュニティ・スクールの指定したのは3市町であり、うち2町が国事業を直接実施 ・新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた地域の連携・協働による取組を進めていくためには、県としての責務を果たすことが必要。	・鳥取県コミュニティ・スクール推進研修会の開催 ・コミュニティ・スクール推進啓発リーフレット作成 (コミュニティ・スクール導入促進事業・13,042千円)	B	小中学校課
教員経験者など地域住民の協力を得ながら、放課後や土曜日などを活用した児童生徒への学習支援「地域未来塾」の推進に取り組みます。	・放課後子供教室推進事業 10市町村52教室 ・土曜授業等実施支援事業 14市町村 ・「地域未来塾」推進事業 「学校・家庭・地域連携協力推進事業」の一環として中学生等を対象とした学習支援を実施。	・家庭での学習が困難であったり、学習が遅れがちな中学生等に対して、学習習慣を確立させることが必要 ・学習機会の提供とあわせて、学ぶ意欲の向上を図る。	・「地域学校協働活動推進事業」を活用して、「地域未来塾」を開設する市町村に助成 ・全県への広がりと内容充実のために研修会を開催(福祉部局と合同で年1回) (「地域未来塾」推進事業・3,344千円)	B	小中学校課

(3)地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度の取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
様々な場面で活躍する女性リーダーを対象としたセミナーを開催するなど、地域づくりに取り組む女性の人材育成を行います。	H28年度男女共同参画推進人材育成協働事業 直営 1件 受講者 60人 委託 2件 受講者 100人	・固定の参加者・実施団体だけでなく、新たな客層・団体の関わり・参加の増加を目指す。 ・事業の早期実施。	・委託事業を2件募集。 ・直営事業では、災害時等に活躍する女性リーダーを育成する講座を実施する予定。 (男女共同参画普及啓発事業・5,818千円)	B	男女共同参画センター
地域づくりに女性や多様な年齢層の参画を推進するため、地域づくり活動に意欲のある県民、NPO、住民団体、事業者などの環境、子育て、地域交流などの取組を支援します。	・県民、NPO、住民団体、事業者などが主体的に地域の課題に取り組んでいくよう、公益財団法人とっとり県民活動活性化センターを通じた活動の支援や、クラウドファンディング、プロボノの活用等による、活動団体の資金調達、人材確保に係る支援を行った。(相談対応340件) ・トトリズム推進補助金により、団体の活動段階に応じた支援を行ったほか、地域住民を中心に幅広く交流の場となる拠点づくりや、高齢者や子どもの孤食など新たな地域課題に取り組む住民活動への支援を行った。(計110件)	・さらなる活動の広がりや活性化を図っていくことが必要。 ・多様な主体による地域づくり活動を展開していくため、トトリズム県民運動拡大大会議の開催等により、トトリズム県民運動を積極的に展開していく。	公益財団法人とっとり県民活動活性化センターを通じた地域づくり活動の支援、トトリズム推進補助金による支援の実施 (トトリズム県民運動拡大大会議・59,909千円) (とっとり県民活動活性化センター事業・58,161千円)	B	参画協働課
鳥取県の住みやすさ・働きやすさや恵まれた子育て環境、活躍の場などを活かし、老若男女を問わず多様な人材を移住者として受け入れられる地域づくりを促進します。	平成28年度の移住者数 2,022人	本県の子育てしやすさや、働きやすさの若い世代への啓発により、若い世代の県内定住や県外からのJUターンを更に加速化していく必要がある。	移住者を受け入れる地域組織や、団体の立ち上げ支援及び、民間団体との協働による移住定住の取組を支援 (移住定住受入体制整備事業(鳥取県移住定住推進交付金)・100,638千円)	A	とっとり暮らし支援課
男女が共に参加して環境教育を推進するため、地域の温暖化防止活動をリードする「とっとりエコサポーターズ(鳥取県地球温暖化防止活動推進員)」の人材育成を推進します。	・とっとりエコサポーターズ制度 H28年度委嘱者数48人(男性30人、女性18人)(累計94人)	・地域の地球温暖化防止活動をリードする人材として、女性の活躍が見られた。 ・市町村等とも連携し、人材の新規開拓を行い、男女ともに幅広い年齢層の参加を推進する。	・鳥取県地球温暖化防止活動推進センターに委託し、地域で環境活動を推進する人材の育成を引き続き行う。 ・市町村等とも連携し、人材の新規開拓を行い、男女ともに幅広い年齢層の参加を促進する。 (環境実践推進事業(地球温暖化防止活動等推進事業・8,028千円))	B	環境立県推進課

(4)防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度の取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
防災や災害復興に関する会議など政策などの決定の場への女性の参画を推進します。	鳥取県防災会議委員 (H27.7.1～29.6.30) 委員総数66名のうち29名(43.9%)	委員の更新にあわせ、一層の女性委員の参画を推進。	(防災総務事業費 13,498千円)	B	危機管理政策課
男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画・各種マニュアルなどの整備を行います。	熊本地震の教訓を受け、女性の視点にも配慮した避難所運営や良好な生活環境の整備に資するマニュアルの作成を検討(H28.6補正)。	・H29.9.7に避難所運営マニュアル作成のための検討会を実施したが、10月の中部地震への災害対応や課題と検証に時間を要したため、作成に至っていない。 ・引き続きマニュアルの作成の検討と、女性の視点に立った防災対策強化の内容を県地域防災計画に反映させていく。	(避難所運営リーダー養成事業・2,101千円)	C	危機管理政策課

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
女性防火組織(鳥取県女性防火・防災連絡協議会など)の育成強化と連携組織づくりへの支援に取り組み、意見交換会や研修などで消防防災への関心と意識、知識・技術などの向上を支援し、消防防災分野への女性参画を促進します。	・防災フェスタ2016(H28.9)、女性防火・防災連絡協議会研修会(H28.6)ほか県内各地で女性消防隊による啓発活動が実施された。 ・鳥取県消防団の在り方検討委員会を開催し、女性や若者等の消防団員確保について検討した。 ・女性の消防団員の加入や活動を促進するための事業に対して交付金を交付した。 ・女性団体の防災意識向上のため、県自主防災活動アドバイザーを講師派遣した。	少子高齢化や過疎化が進む現状を踏まえ、若年層、子育て世帯の女性のほか、女性団体の防災活動への一層の参画	鳥取県中部地震の教訓等を踏まえ、自助・共助を担う住民等による自主防災活動を促進するため、市町村が行う防災及び危機管理に関する事業に対して、鳥取県防災・危機管理対策交付金により支援を行う。 (鳥取県防災・危機管理対策交付金事業・68,500千円) 県民一人ひとりによる自助及び自主防災組織等による共助の取組を推進し、県民と共に地域の安全・安心を確保する。(県民と共に守る防災活動実践事業・2,768千円) 消防団は地域防災力の中核を担っているが、団員数の減少や高齢化が進行する中、消防団の機能を維持していくためには、女性をはじめ多様な方が消防団に加入できるよう、消防団活動と仕事や家庭生活の両立を図っていく必要があり、そのための効果的な施策を展開する。(元氣な消防団づくり支援事業・5,595千円)	B	消防防災課
自主防災組織における女性参入の促進や、防災活動への女性の参加拡大、女性消防職員の増加・活躍に向けた取組を支援します。	・防災フェスタ2016(H28.9)を開催するとともに、女性の自主防災組織への加入や参画を促進するための事業に対して交付金を交付した。 ・女性団体の防災意識向上のため、県自主防災活動アドバイザーを講師派遣した。 ・女性消防吏員に対するアンケートを実施するとともに、女性消防吏員の増加に向けて、県と各消防局の連携を図って取り組むこととした。 ・消防庁主催の職業説明会に県及び各消防局合同のブースを出展した。	・少子高齢化や過疎化が進む現状を踏まえ、若年層、子育て世帯の女性のほか、女性団体の防災活動への一層の参画 ・中部消防局における特定事業主行動計画の策定促進 ・就職志向の高い高等学校における職業説明会の開催検討	消防庁主催の職業説明会の参加 鳥取県中部地震の教訓等を踏まえ、防災士をはじめとする地域防災リーダーの養成とスキルアップを行う。(地域防災リーダー養成事業・5,431千円) 鳥取県中部地震の教訓等を踏まえ、自助・共助を担う住民等による自主防災活動を促進するため、市町村が行う防災及び危機管理に関する事業に対して、鳥取県防災・危機管理対策交付金により支援を行う。 (鳥取県防災・危機管理対策交付金事業・68,500千円) 県民一人ひとりによる自助及び自主防災組織等による共助の取組を推進し、県民と共に地域の安全・安心を確保する。(県民と共に守る防災活動実践事業・2,768千円)	B	消防防災課

基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり

●重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援

(1)生涯を通じた男女の健康の保持増進

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
健康づくり文化の定着を目指した普及啓発の実施、健康づくりに積極的に取り組む施設、団体などを「健康づくり応援施設(団)」に認定するなど、「健康づくり文化」を推進します。	健康づくりに積極的に取り組む施設、団体等を「健康づくり応援施設(団)」に認定。 <認定施設(H28年度末)> 運動38施設、食事160施設、禁煙1,937施設	認定数は年々増えており、今後も定期的に情報発信を行いながら、県民の健康づくりの環境整備がなされるよう推進していく。	引き続き、健康づくりに積極的に取り組む施設、団体、個人を「健康づくり応援施設(団)」に認定し、健康づくりの環境整備を推進する。 (健康づくり推進事業・180千円)	B	健康政策課
生涯を通じた健康な体づくりのため、誰もがスポーツに取り組みやすい環境づくりを進めます。	・2021年に本県を含む関西圏域で開催されるワールドマスターズゲームズ開催2021の開催準備を進めた。 ・関西WMG2021を控え、県民スポレク祭において、競技追加(2競技)、障がい者参加枠の拡大(3競技)、県外の参加者の参加可能競技の拡大(3競技)など、県民が参加しやすい環境づくりを進めた。 総合型スポーツクラブ、スポーツ推進委員の指導力向上を進めた。 ・グラウンド・ゴルフ国際大会の開催、聖地である潮風の丘とまりの拠点化支援を行った。	・競技種目、障がい者参加枠等を広げるなど、より県民が参加しやすい環境づくりを進めることが必要。 ・グラウンド・ゴルフが現役世代や子どもたちに知られておらず、魅力化が必要。	引き続きワールドマスターズゲームズ開催2021の開催準備を進め、生涯スポーツの機運を盛り上げていく。 (関西ワールドマスターズゲームズ2021開催準備推進事業・15,356千円) ・県民スポレク祭において、競技種目、障がい者参加枠を拡大する。 (生涯スポーツ推進事業・34,364千円) ・本県発祥のグラウンド・ゴルフの国際化、多世代化等、魅力化を進める。 (グラウンドゴルフ聖地化推進事業・11,180千円)	B	スポーツ課
自殺予防週間や月間を通じた街頭キャンペーンの実施などにより、自死予防に関する普及啓発を進めます。	・大学での学園祭での健康教育、パネル展示、ストレスチェック等の実施。 ・自殺対策強化月間、自殺予防週間に合わせた街頭キャンペーンやパネル展示の実施。	・自死者数は年々減少しており、今後も同様の取組を継続していく。 ・自死対策計画を策定する。	・大学での学園祭での健康教育、パネル展示、ストレスチェック等の実施。 ・自殺対策強化月間、自殺予防週間に合わせた街頭キャンペーンやパネル展示の実施。 (みんなで支えあう地域づくり事業(地域自死対策強化事業)・16,234千円)	B	健康政策課
各種がん検診の受診促進に向け、がんに対する正しい知識の普及・啓発及びがん検診受診啓発並びにがん検診を受けやすい体制の整備を進めます。	・がん検診未受診者に対する個別アプローチ(個別受診勧奨)を行う市町村への取組を支援。(実施市町村:5市町村) ・がん対策の推進に協力していただける企業をパートナー企業として認定。(認定数;H29.3月時点899社) ・がん予防教育を実施する学校や企業等に対し、講師の派遣及び教材を提供。(実績;学校15校、企業等22カ所) ・大腸がんの早期発見・早期治療及び検診受診率向上を推進させるため、市町村が大腸がん検診キット(便潜血検査)を直接送付又は健康相談員等を介し配布する場合に必要となる費用の一部を補助。(実施市町村:6市町村) ・県民が休日にごがん検診を受診できる機会を増やすため、市町村が休日にごがん検診車を使用する場合に必要となる検診車休日割増費用の一部を支援。(実施市町村:18市町村)	がん検診の受診促進に向け取組をすすめているところであるが、現時点で目標の50%には至っていない。 今後も個別アプローチへの支援等継続的な取組を実施し、がん検診の受診促進に向けて、がん予防や普及啓発、検診の受けやすい体制整備等を推進。	・がん検診未受診者に対する個別アプローチ(個別受診勧奨)を行う市町村への取組を支援。 ・がん対策の推進に協力していただける企業をパートナー企業として認定。 ・がん予防教育を実施する学校や企業等に対し、講師の派遣及び教材の提供。 ・大腸がんの早期発見・早期治療及び検診受診率向上を推進させるため、市町村が大腸がん検診キット(便潜血検査)を直接送付又は健康相談員等を介し配布する場合に必要となる費用の一部を県が補助。 ・県民が休日にごがん検診を受診できる機会を増やすため、市町村が休日にごがん検診車を使用する場合に必要となる検診車休日割増費用の一部を支援。 ・(がん対策推進体制強化事業・13,503千円) ・(がん医療提供体制整備事業・69,646千円) ・(がん検診受診促進事業・16,907千円)	B	健康政策課

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
健康に関する情報提供、相談体制を整備し、健康づくりを支援します。	・栄養、歯科保健等の県民向けリーフレットの作成、ホームページでの情報提供。 ・本庁及び各福祉保健局で健康全般についての相談に対応。	健康意識の醸成に向け、引き続き情報提供等を実施。	・健康づくりが県民の生活の中に定着されるように各種(食育、歯の健康等)週間、月間に併せて、チラシ配布やポスター掲示、ホームページに情報提供し、普及啓発を図る。 ・継続して健康に関する相談対応を実施。	B	健康政策課
市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業者などを対象とした介護予防の取組の実施に係る研修などを実施し、介護予防対策を推進します。	・市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象に介護予防従事者研修を実施した(3回)。 ・体操普及ボランティア、体操実践者、一般住民等を対象に平成28年9月にとっとりご当地体操交流大会を実施(192名参加)	地域包括ケアシステムの構築に向けて、引き続き、市町村や地域包括支援センターの取組を支援していく。	・市町村等が行う介護予防事業が効果的・効率的に実施できるよう必要な知識・技術の習得を図る研修を行う(2回程度)。 ・住民主体の通いの場等における介護予防体操の取り組みを進めるため「とっとりご当地体操交流大会」を実施する(9月頃)。(地域包括ケア推進支援事業・2,087千円)、(ご当地体操で「目指せ! 体力年齢の若返り」事業・1,299千円)	B	長寿社会課
受動喫煙のない社会を目指して、喫煙者への禁煙支援や、たばこがもたらす健康被害に関する知識の普及を図るとともに、特に健康被害を受けやすい妊産婦へは妊婦健診や母子手帳配布時など様々な機会を捉えて正しい知識の普及啓発を進めます。	「世界禁煙デー」にあわせて、普及啓発を実施。	「世界禁煙デー」等様々な機会を捉え、正しい知識の普及啓発を図る。	喫煙による健康影響等正しい知識の普及に取り組む。 (健康づくり推進事業・180千円)	B	健康政策課
男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談員による「オトコの相談日」及び男性臨床心理士による専門相談を実施します。	H28年度男性臨床心理士による心の相談件数:20件 H28年度オトコの相談件数:49件	あらゆる機会を捉えて男性への相談窓口の周知を図る。	引き続き男性対象相談窓口の周知を行う。 (男女共同参画センター運営費・38,513千円)	A	男女共同参画センター

(2)妊娠・出産等に関する支援

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
「子育て世代包括支援センター(とっとり版ネウボラ)」を整備し、妊娠・出産(産前産後)・子育てまで切れ目のない相談支援などを行います。	単県のとっとり版ネウボラ推進事業による支援を通して、28年度中に県内11市町村にネウボラを設置。	県全域での体制整備に向けて、町へ働きかける。また、とっとり版ネウボラの機能充実を図るため、専任スタッフを配置する市町村を支援する。	全市町村でのとっとり版ネウボラ(子育て世代包括支援センター)に向けて、市町村に対する支援を行う。 (とっとり版ネウボラ推進事業・28,531千円)	A	子育て応援課
不妊専門相談センターの設置や、不妊検査及び不妊治療に要する経費の一部を助成することで、不妊治療などの支援を行います。	・平成28年度に、これまで東部のみであった相談センターを西部にも開設し、中部・西部をカバーする体制を整備した。 ・また、28年度に国の制度へ完全移行するとともに、夫婦揃っての不妊症診断検査の際の保険適用外部分の助成を実施。	不妊治療のニーズは年々高まりつつあり、利用者のニーズを踏まえて、制度の充実を図るとともに、各種支援制度のPRを進めていく。	不妊検査及び不妊治療に要する経費の一部助成や不妊専門相談センターの設置を通して、子どもを希望する夫婦の支援を行う。 (不妊治療費等支援事業・186,243千円) (希望をかなえる妊娠・出産支援事業・3,943千円)	A	子育て応援課
望まない妊娠予防についての健康教育や出前教室の実施により、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	県において各福祉保健事務所、保健局において妊娠相談や女性の健康全般の相談窓口を設置。H27年度から県助産師会へ妊娠・出産・子育てに関する相談窓口業務を委託した。	H28年6月に望まない妊娠による虐待死事案の発生を受けて設置した有識者による検証委員会の検討結果を踏まえて、H29年度に「望まない妊娠」に関する相談体制の整備を検討していく。	望まない妊娠予防についての健康教育や出前教室の実施により、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、望まない妊娠等に関する相談窓口の設置を検討する。 (健やかな妊娠・出産のための応援事業・7,734千円)	B	子育て応援課
周産期医療情報システムの活用、総合周産期母子医療センターへの搬送コーディネーターの設置などにより周産期医療の充実を図ります。	・周産期医療情報システムの運営、保守管理 ・搬送コーディネーターの調整に係る総合周産期母子医療センターの患者受入(79例)	・周産期医療情報システムの参加率が低い地域における加入促進 ・ハイリスク分娩の患者の総合周産期母子医療センターへの円滑な受入調整	(周産期医療対策事業・5,528千円)	A	医療政策課
子どもの発病時の対処方法などに対する地域への出前講座、小児救急ハンドブックの作成、小児救急電話相談の実施などにより小児医療の充実を図ります。	・出前講座の実施 ・小児救急電話相談の実施(電話相談件数:4,015件)	・出前講座の開催 ・深夜、早朝の時間帯も含めた小児救急電話相談の実施	・出前講座の開催(1,080千円) ・小児救急電話相談事業(9,780千円)	A	医療政策課
性に関する指導・エイズ教育研修会の開催など、学校における性に関する指導・エイズ教育を充実します。	・性に関する指導普及研修会を開催(7月5日)し、教職員等を対象に性に関する指導の授業づくりや基本的な考え方を伝えた。 ・WYSH教育研修会へ教職員(5名)を派遣し校内の実践に役立てた。	性に関する指導については、命を守り育てる教育として引き続き充実が必要と言える。	WYSH教育研修会へ教職員等を派遣し、県内に実践を広めていく。 (児童生徒健康問題対策事業・1,835千円)	B	体育保健課

(3)健康をおびやかす問題についての対策の推進

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
エイズ・性感染症予防対策に向け、エイズ・性感染症についての正しい知識の普及啓発、医療体制を充実します。	○性感染症予防キャンペーン(7~9月)の実施 ・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。 ・学校祭での健康教育、学校でのパネル展示。 ○世界エイズデー(12/1)の実施 ・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。 ・県内の駅等で街頭キャンペーンを実施。(県内8カ所で計13回)	・性感染症検査受検者の増加 ・近年受検件数が減少している。関心を持ってもらうような取組の推進が課題。 ・正確な情報の普及啓発 県内では20~30代での発生が多い。若年層に対する地道な正しい知識の普及啓発が必要。	○性感染症予防キャンペーン(7~9月)の実施。 ・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。 ・学校祭での健康教育、学校でのパネル展示。 ○世界エイズデー(12/1)の実施 ・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。 ・県内の駅等で街頭キャンペーンを実施。	B	健康政策課

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度の実組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
「薬物乱用防止研修会」を開催するなど、学校における薬物乱用防止教育の充実を図ります。	薬物乱用防止教育研修会を開催(12月2日)し、教職員や指導員等へ指導の進め方や実践事例等を提示した。	児童生徒を取り巻く環境も多様化しており、引き続き薬物乱用防止教育の充実を図ることが必要と言える。	薬物乱用防止教育の充実を図るための研修会の開催。 (児童生徒健康問題対策事業・1,835千円)	B	体育保健課

●重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

(1)高齢者が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度の実組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
住民が主体となった高齢者、障がい者などの要配慮者の災害時の避難行動、日頃の見守りなどの体制整備の取組を支援します。	・わが町支え愛マップ推進事業補助金の支援 地域住民が主体となって「支え愛マップづくり」を通じ、独居高齢者、要介護者及び障がい者などの支援を要する者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや平常時の見守り体制づくり等を行う取組などに対して支援を行い、誰もが身近な地域で安全・安心に暮らすための支え愛体制の充実を図った。	支え愛マップづくりだけで終わってしまう町内会・集落等もあり、支え愛マップづくりを通じて町内会・集落等の主体的な取組への発展を図ることが課題である。	鳥取県中部地震を踏まえて共助の重要性が改めて認識されていることから、地域住民が主体となって行う「支え愛マップ」づくりを通じて、住民主体の災害時の高齢者、障がい者など要支援者の支援体制の強化を図る。 また、マップ作成の際には、老若男女それぞれの視点で検討が進められるよう努める。 (災害時における支え愛地域づくり推進事業事業費7,250千円)	B	危機管理政策課
成年後見支援センターの運営や、日常生活自立支援事業の支援により高齢者、障がい者などの権利擁護の推進を図ります。	○成年後見支援センターの運営 ・東部、中部、西部の各成年後見支援センターが、各圏域ごとに成年後見制度等に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を実施。(相談件数:2,945件、後見受託件数:136件) ○日常生活自立支援事業 ・18市町村の社会福祉協議会において、高齢者や障害者等の判断能力が不十分な方に対する福祉サービス等の利用援助に関する取組を実施。 ・(社福)鳥取県社会福祉協議会が、専門員の連絡会でのケース検討、事業推進にあたっての課題検討等を実施するとともに、生活支援員の地区別研修会を実施。(専門員連絡会:全体会2回・地区別各10回、生活支援員研修会:地区別各1回)	・平成37年には認知症高齢者は470万人になると見込まれており、地域での権利擁護推進について社会の要請がますます高まっている。 ・平成29年3月末の成年後見制度利用促進基本計画閣議決定を受け、さらなる成年後見制度の利用促進を図る必要がある。	日常生活自立支援事業からのスムーズな成年後見利用移行や、関係機関の地域連携ネットワーク構築など、認知症高齢者を始めとする支援の必要な方が、住み慣れた地域で安心・安全な生活が継続されるよう、権利擁護の推進を行う。 (成年後見支援センター運営支援事業・13,500千円) (日常生活自立支援事業・46,131千円)	B	福祉保健課
介護人材を確保し、介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図るため、介護保険サービスに従事する各種専門職などに対し、職種別・専門技術別の研修を実施します。	・介護支援専門員に対する法定研修(実務、更新、主任、主任更新)を実施。 ・介護認定に携わる認定調査員、審査会委員、医師に対する研修を実施。 ・介護職員及び介護福祉士実務研修修了者に対する喀痰吸引等研修の実施。	引き続き、介護支援専門員等に対する研修を実施し、介護保険制度の円滑な運営を推進していく。	H29年度以降も同内容で継続実施予定。 (介護支援専門員研修実施事業・15,779千円、 介護保険円滑推進事業・1,535千円、介護職員の喀痰吸引研修・15,175千円)	A	長寿社会課
元気な高齢者の地域活動を支援するため、シニアバンクなどによる技能、経験、資格などを活かした地域活動や高齢者などの地域住民が集う拠点整備の支援を行います。	・資格、特技、技能等を持つ高齢者の地域活動を後押しする「とっとりいきいきシニアバンク」の管理・運営を実施した。(H28年度登録者数:346人) ・高齢者、障がい者、児童など地域住民の誰もが集う居場所である「鳥取ふれあい共生ホーム」を県内に広げるため、施設整備・改修等に必要経費を支援した。(H28年度補助件数:12件 ※他課補助分含む)	シニアバンク登録者の活躍の場の掘り起こしを図っていく。また、共生ホームが登録団体や地域住民にとってより身近なものになるよう周知を図っていく。	・とっとりいきいきシニアバンクによる地域活動の支援、バンクフェスティバルの開催、活用促進訪問作戦の実施等 ・共生ホームの整備等経費補助、共生ホーム認定証の発行、事例集の作成等 (とっとりいきいきシニアバンク事業(「人生充実応援事業」内)・12,917千円、福祉施設版共生ホーム推進事業・5,668千円)	B	長寿社会課
高齢者への総合的な生活支援の中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を支援します。	センターの役割、業務、地域包括ケアの概要などについて地域包括支援センター職員研修を実施した(2回)。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、引き続き、市町村や地域包括支援センターの取組を支援していく。	地域包括支援センター職員研修を実施し、引き続き、地域包括支援センターの機能強化を支援する。 (地域包括ケア推進支援事業・2,087千円)	A	長寿社会課
市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業者等を対象とした介護予防の取組の実施に係る研修などを実施し、介護予防の推進を図ります。	・市町村職員や地位包括支援センター職員等を対象に介護予防従事者研修を実施した(3回)。 ・体操普及ボランティア、体操実践者、一般住民等を対象に平成28年9月にとっとりご当地体操交流大会を実施(192名参加)	地域における介護予防の推進を図っていく。	引き続き、市町村等が行う介護予防事業が効果的・効率的に実施できるよう必要な知識・技術の習得を図る研修を行う。また、住民主体の通いの場等における介護予防体操の取り組みを推進する。 (地域包括ケア推進支援事業・2,087千円、 ご当地体操で「目指せ!体力年齢の若返り」事業・1,299千円)	B	長寿社会課
高齢者虐待の防止に向け、高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発の推進、早期発見・早期対応のための体制を整備するため、研修事業などを実施します。	・高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門相談対応、市町村・地域包括支援センターへの助言・支援を実施した(相談対応87件、ケース会議参加11件、研修講師3件)。 ・市町村等職員、高齢者施設従事者及び施設管理者等に対する研修を実施した(計6回)。	高齢者虐待等権利擁護事業には迅速・的確な専門的対応が求められるため、市町村等職員に対する専門的な支援を行う。また、施設従事者・管理者等に対する普及・啓発を実施していく。	引き続き、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門相談対応、市町村・地域包括支援センターへの助言・支援、市町村等職員、高齢者施設従事者及び施設管理者等に対する研修の実施 (高齢者虐待防止推進事業・4,119千円)	B	長寿社会課
予防・早期発見・早期治療の体制の整備や、専門的な医療や介護及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療・介護専門職の養成、認知症に関する相談・支援の強化など、認知症対策を進めます。	・認知症を早期に発見し、本人・家族に適切に対応できるかかりつけ医等医療専門職を養成した(かかりつけ医26名ほか)。 ・専門的なサービスを提供する事業所や介護実務者に対する認知症の実践的な研修を実施した(計7回)。	専門的な医療や介護及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療・介護専門職の養成を図っていく。	引き続き、早期発見・早期治療の体制整備及び専門的な医療や介護及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療・介護専門職を養成 (認知症医療体制の充実・5,252千円、認知症高齢者介護制度人材の育成・7,745千円)	B	長寿社会課

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
バリアフリー化に向け、高齢者や身体障がい者などの移動及び施設利用に配慮した建築物の整備を促進します。	・県では、平成20年度に鳥取県福祉のまちづくり条例を全部改正し、一定用途、一定規模以上の建築物にバリアフリー化を義務付けている。 ・平成27年度に条例の対象となる施設の拡大と整備基準の見直しを行い、平成28年4月から施行している。(適合義務対象建築基準の見直し、障がいの種類に応じた基準見直し、既存建築物利用活用の適合基準の見直し、競技場等に係る基準の見直し) ・平成28年度は補助制度において既存建築物における便器部分の改修補助メニューを整理統合し、各メニューの拡充期限を平成28年度から31年度まで延長した。 ・福祉のまちづくり推進事業補助金申請件数 26件(鳥取市7件、倉吉市14件、八頭町3件、大山町1件、伯耆町1件)	・補助対象メニューが多岐にわたって複雑化していることから、PRチラシをわかりやすく更新し、利用促進を図ることで、より一層福祉のまちづくりを推進する。 ・補助の利用促進のため、ホテル・旅館施設等に働きかけを行う。	・民間建築物及び敷地内のバリアフリー環境整備を促進するため、特に既存建築物の改修に重点をおいた支援を行う。 ・平成29年度は、大規模施設等の複数年に渡る改修に対応できるような制度見直しや新築時の車いす利用者用駐車場等整備を対象に追加する等の制度拡充を実施する。 ・補助事業の利用促進を図るため、補助を利用してもらえそうな旅館施設等についてアンケートを実施する。 (バリアフリー環境整備促進事業・28,013千円)	C	住まいまちづくり課
県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。	母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを、優先入居の対象として、県営住宅の募集を行った。(1階住戸は高齢者と障がい者世帯用として募集) <平成28年度実績> 募集戸数(全体) 194戸 申込者数(全体) 313世帯 入居決定数 ・高齢者世帯 33世帯 ・障がい者 15世帯 ・母子・父子世帯 28世帯 ・DV被害者世帯 0世帯	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。(希望する住戸毎に応募(募集1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。) 今後も優先入居の取組を継続実施する。	県営住宅の第一次募集において、引き続き高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯、低所得者世帯などの優先入居を実施する。	B	住まいまちづくり課
専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。	子育て世帯、高齢者、障がい者、外国人、若者等の賃貸住宅等への入居に協力するあんしん賃貸住宅協力店の登録状況は次のとおり。 ・登録不動産店 64件 ・登録住宅 135棟(1,306戸) ※H29.3月末現在	登録戸数増加や制度周知のために、引き続き民間賃貸住宅所有者等に対する啓発強化及び関係者による連携支援体制の確立が必要である。	住宅確保に配慮を要する高齢者、障がい者等に対する専任相談員による入居相談対応や、あんしん賃貸住宅の協力不動産店及び住居の登録促進を実施する。 (鳥取県居住支援協議会活動支援事業 8,956千円)	A	住まいまちづくり課
ユニバーサルデザイン(UD)＊に関する理解に向け、地域、団体又は企業が主催する集会などへの出前講座、小中高生を対象とした出前授業及び県民を対象としたUD研修を開催します。	・啓発キャンペーン(8回) ・出前授業(小・中・高・特別支援:44校) ・出前講座(49回) ・夏休みUD体験学習(1回:10名) ・県職員を対象としたUD基礎研修(8回:192名) ・カラーUDセミナー(2回:149名) ・教職員向けカラーUD研修会(1回:125名)	・高齢者層へのUDの認知度向上の取組を進めます。 ・教職員や一般県民などへのUD及びカラーUDに対する理解度向上の取組を進めます。 ・県職員が県の施策にUD及びカラーUDの考え方を反映させる取組を進めます。 ・県内の集客施設等に対し、案内・サインなど色づかいの配慮の必要性を伝え、改善及び整備を促す取組を進めます。	一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が暮らしやすい社会を実現するため、また、東京五輪、パラリンピックが開催されることにより、今後、様々な方の来県が予想されることから、UD及びカラーUDの理念や考え方などの普及啓発等に取り組む。 (とっとりユニバーサルデザイン推進事業・3,362千円)	B	人権・同和対策課

(2)障がい者が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
【再掲】バリアフリー化に向け、高齢者や身体障がい者などの移動及び施設利用に配慮した建築物の整備を促進します。	・県では、平成20年度に鳥取県福祉のまちづくり条例を全部改正し、一定用途、一定規模以上の建築物にバリアフリー化を義務付けている。 ・平成27年度に条例の対象となる施設の拡大と整備基準の見直しを行い、平成28年4月から施行している。(適合義務対象建築基準の見直し、障がいの種類に応じた基準見直し、既存建築物利用活用の適合基準の見直し、競技場等に係る基準の見直し) ・平成28年度は補助制度において既存建築物における便器部分の改修補助メニューを整理統合し、各メニューの拡充期限を平成28年度から31年度まで延長した。 ・福祉のまちづくり推進事業補助金申請件数 26件(鳥取市7件、倉吉市14件、八頭町3件、大山町1件、伯耆町1件)	・補助対象メニューが多岐にわたって複雑化していることから、PRチラシをわかりやすく更新し、利用促進を図ることで、より一層福祉のまちづくりを推進する。 ・補助の利用促進のため、ホテル・旅館施設等に働きかけを行う。	・民間建築物及び敷地内のバリアフリー環境整備を促進するため、特に既存建築物の改修に重点をおいた支援を行う。 ・平成29年度は、大規模施設等の複数年に渡る改修に対応できるような制度見直しや新築時の車いす利用者用駐車場等整備を対象に追加する等の制度拡充を実施する。 ・補助事業の利用促進を図るため、補助を利用してもらえそうな旅館施設等についてアンケートを実施する。 (バリアフリー環境整備促進事業・28,013千円)	C	住まいまちづくり課
【再掲】ユニバーサルデザインに関する理解に向け、地域、団体又は企業が主催する集会などへの出前講座、小中高生を対象とした出前授業及び県民を対象としたUD研修を開催します。	・啓発キャンペーン(8回) ・出前授業(小・中・高・特別支援:44校) ・出前講座(49回) ・夏休みUD体験学習(1回:10名) ・県職員を対象としたUD基礎研修(8回:192名) ・カラーUDセミナー(2回:149名) ・教職員向けカラーUD研修会(1回:125名)	・高齢者層へのUDの認知度向上の取組を進めます。 ・教職員や一般県民などへのUD及びカラーUDに対する理解度向上の取組を進めます。 ・県職員が県の施策にUD及びカラーUDの考え方を反映させる取組を進めます。 ・県内の集客施設等に対し、案内・サインなど色づかいの配慮の必要性を伝え、改善及び整備を促す取組を進めます。	一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が暮らしやすい社会を実現するため、また、東京五輪、パラリンピックが開催されることにより、今後、様々な方の来県が予想されることから、UD及びカラーUDの理念や考え方などの普及啓発等に取り組む。 (とっとりユニバーサルデザイン推進事業・3,362千円)	B	人権・同和対策課

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度の取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
【再掲】県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先入居の対象として、県営住宅の募集を行った。(1階住戸は高齢者と障がい者世帯用として募集) ＜平成28年度実績＞ 募集戸数(全体) 194戸 申込者数(全体) 313世帯 入居決定数 ・高齢者世帯 33世帯 ・障がい者 15世帯 ・母子・父子世帯 28世帯 ・DV被害者世帯 0世帯	母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを、優先入居の対象として、県営住宅の募集を行った。(1階住戸は高齢者と障がい者世帯用として募集) ＜平成28年度実績＞ 募集戸数(全体) 194戸 申込者数(全体) 313世帯 入居決定数 ・高齢者世帯 33世帯 ・障がい者 15世帯 ・母子・父子世帯 28世帯 ・DV被害者世帯 0世帯	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。 (希望する住戸毎に応募(募集1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。) 今後も優先入居の取組を継続実施する。	県営住宅の第一次募集において、引き続き高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯、低所得者世帯などの優先入居を実施。	B	住まいまちづくり課
【再掲】専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。	子育て世帯、高齢者、障がい者、外国人、若者等の賃貸住宅等への入居に協力するあんしん賃貸住宅協力店の登録状況は次のとおり。 ・登録不動産店 64件 ・登録住宅 135棟(1,306戸) ※H29.3月末現在	登録戸数増加や制度周知のために、引き続き民間賃貸住宅所有者等に対する啓発強化及び関係者による連携支援体制の確立が必要である。	・住宅確保に配慮を要する高齢者、障がい者等に対する専任相談員による入居相談対応や、あんしん賃貸住宅の協力不動産店及び住居の登録促進を実施する。 (鳥取県居住支援協議会活動支援事業・8,956千円)	A	住まいまちづくり課
【再掲】成年後見支援センターの運営や、日常生活自立支援事業の支援により高齢者、障がい者などの権利擁護の推進を図ります。	○成年後見支援センターの運営 ・東部、中部、西部の各成年後見支援センターが、各圏域ごとに成年後見制度等に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を実施。(相談件数:2,945件、後見受託件数:136件) ○日常生活自立支援事業 ・18市町村の社会福祉協議会において、高齢者や障害者等の判断能力が不十分な方に対する福祉サービス等の利用援助に関する取組を実施。 ・(社福)鳥取県社会福祉協議会が、専門員の連絡会でのケース検討、事業推進にあたっての課題検討等を実施するとともに、生活支援員の地区別研修会を実施。(専門員連絡会:全体会2回・地区別各10回、生活支援員研修会:地区別各1回)	・平成37年には認知症高齢者は470万人になると見込まれており、地域での権利擁護推進について社会の要請がますます高まっている。 ・平成29年3月末の成年後見制度利用促進基本計画閣議決定を受け、さらなる成年後見制度の利用促進を図る必要がある。	日常生活自立支援事業からのスムーズな成年後見利用移行や、関係機関の地域連携ネットワーク構築など、認知症高齢者を始めとする支援の必要な方が、住み慣れた地域で安心・安全な生活が継続されるよう、権利擁護の推進を行う。 (成年後見支援センター運営支援事業・13,500千円) (日常生活自立支援事業・46,131千円)	B	福祉保健課
【再掲】住民が主体となった高齢者、障がい者などの要配慮者の災害時の避難行動、日頃の見守りなどの体制整備の取組を支援します。	・わが町支え愛マップ推進事業補助金の支援 地域住民が主体となって「支え愛マップづくり」を通じ、独居高齢者、要介護者及び障がい者などの支援を要する者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや平常時の見守り体制づくり等を行う取組などに対して支援を行い、誰もが身近な地域で安全・安心に暮らすための支え愛体制の充実を図った。	支え愛マップづくりだけで終わってしまう町内会・集落等もあり、支え愛マップづくりを通じて町内会・集落等の主体的な取組への発展を図ることが課題である。	・鳥取県中部地震を踏まえて共助の重要性が改めて認識されていることから、地域住民が主体となって行う「支え愛マップ」づくりを通じて、住民主体の災害時の高齢者、障がい者など要支援者の支援体制の強化を図る。 ・また、マップ作成の際には、老若男女それぞれの視点で検討が進められるよう努める。 (災害時における支え愛地域づくり推進事業事業費・7,250千円)	B	危機管理政策課
障がい者を対象とした職業訓練を実施し、障がい者の雇用・就業の促進を図ります。	・施設内訓練(1年):4名入校、4名修了、4名就職(就職率100%) ・委託訓練(1~3ヶ月):26名入校、25名修了、19名就職(就職率65.5%)	障がい者の多様性に対する企業側の受入体制の遅れなど雇用する側の抱える問題から、障がい者の就職は厳しい状況が続いている。	知的障がい者を対象とした施設内での職業訓練、民間教育機関等への委託訓練の実施。 (障がい者職業訓練事業費:38,105千円)	B	労働政策課
一人ひとりの障がい者がその適性とその能力に応じた職に就き、自己実現と社会参加を一層促進するために、障がい者の一般就業を支援します。	・障がい者雇用アドバイザーの配置 今年度から「障がい者雇用アドバイザー」を県就業支援課に新たに1名配置し、企業トップ等に対して障がい者の新規雇用の働きかけを実施(187社訪問) → 企業のニーズを直接把握することで、求職者とのマッチングの促進に繋がった。 ・ジョブコーチの増員等 訪問型ジョブコーチの人件費や資格取得の経費を一部助成を実施 → 障がい者の定着支援を行う訪問型ジョブコーチの増員に繋がった。(8名→13名に増員) ・「ジョブトレーニングセンター」開設(H28.11.2) 日本財団との共同事業により、自己認識がない発達障がい者等を対象に職業訓練を行う施設「クロスジョブ米子」を米子市に開設した。 ○(有)ドアーズ(倉吉市)における障がい者雇用(H29.9)※鳥取県特例子会社設立等助成金の活用により、同社において、新たに障がい者5名の新規雇用に繋がった 等	・労働局と連携して、フォーラム開催やパンフレットの配付など、引き続き、障がい者雇用を促進するための啓発を行う。 ・障がい者雇用アドバイザーや障害者就業・生活支援センターの職場開拓支援員により、企業に対して障がい者雇用を働きかける。 ・引き続きジョブコーチの増員に取組むとともに、地域における障がい者の雇用の実態調査を行い問題点を明らかにし、問題解決のための必要な施策を検討する。 ・企業内に障がい者を正しく理解し、日常的に障がい者を現場で支える「仕事サポーター」を新たに養成し、障がい者の職場定着及び活躍できる体制を構築する。	「障がい者新規雇用1,000人創出」に向けて、障がい者の就業支援や職場定着の取組強化を図る。 (障がい者就業定着支援事業・85,907千円)	B	就業支援課

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや障がいのある方への必要な配慮などを理解し、障がいのある方にちょっとした手助けを行う「あいサポーター」を増やし、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するため、研修や啓発活動などを実施します。	・地域や企業団体等に出向いてあいサポーター研修を実施(平成28年度、鳥取県内では205回実施)。 ・あいサポート運動に積極的に取り組み企業・団体をあいサポート企業・団体として認定(平成28年度鳥取県内認定企業・団体数:31企業・団体)。	・県民、県内企業への効果的な周知や県外への情報発信の方法等についての検討が必要。 ・若年層のあいサポート運動への関心を高める方策の検討が必要。	・障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支えあう共生社会を実現するため、研修、啓発活動等を実施する。 ・若年層のあいサポート運動への関心を高めるため、県内の高等学校等で、あいサポート大使を活用した講演を実施予定。(あいサポート推進事業・12,407千円)	A	障がい福祉課

(3)外国人が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
ホームページ運営やメールマガジンの配信、機関紙の発行において、多言語情報発信による支援を行います。	・多言語情報発信 地域における国際交流の情報交換や、在住の外国出身者が生活していく上で必要な生活情報の提供を行うホームページの運営及び多言語メールマガジン(英語、中国語、タガログ語)、機関誌(年4回、各2,000部)の配信を実施。	多言語情報を必要としている住民にとって閲覧しやすい構成への見直し、内容の充実等を図っていく。また、平時より防災意識の啓発を促進するような記事の定期的な配信を心掛ける。	ホームページの運営、多言語メールマガジンの配信(英語、中国語、タガログ語)、機関紙の発行(年4回・A4・各部2,000部※一部記事については英語・中国語で表記)(多言語情報発信・2,437千円)	A	交流推進課
専門通訳ボランティアの派遣、国際交流コーディネーターの配置、日本語クラスの運営などによるコミュニケーション支援を行います。	・専門通訳ボランティアの派遣 医療通訳(英語186件、中国語71件、タガログ語4件、その他0件)、コミュニティ通訳(英語43件、中国語8件、タガログ語8件、その他1件)等の専門通訳ボランティアの運営・派遣を実施。 ・国際交流コーディネーターの配置 英語圏及び中国語圏出身者の国際交流コーディネーターを配置し、面談や電話等での相談対応、専門機関等への橋渡しを実施。(本所:英語、中国語対応/倉吉事務所:中国語対応/米子事務所:中国語対応) ・日本語クラスの運営 日常生活に役立つ日本語を共に楽しく学べる場として日本語教室を運営。(東・中・西で計7期開催、延べ666名利用)	医療・コミュニティ通訳等の派遣需要が増加傾向にある中、通訳者の活動意欲の維持、研修プログラムの工夫による質の向上、人材確保を図る必要がある。	・関係機関または外国出身者からの要請に応じて、登録している医療通訳ボランティアを医療・保健機関に派遣し、コミュニティ通訳ボランティアを教育施設・行政窓口等に派遣する。(専門通訳ボランティアの派遣・1,055千円) ・英語圏・中国語圏出身の国際交流コーディネーターの配置、トリフォン(三者通訳機能)等の活用を含め、外国出身者の日常生活等での相談対応を実施する。(英語圏1名、中国語圏3名)(国際交流コーディネーターの配置・4,839千円) ・日常生活に役立つ日本語を共に楽しく学べる場として日本語教室の運営を実施。(東部:ゼロクラス・基礎クラス・初級クラス・中級クラス・子ども日本語クラス、中部:基礎クラス、応用・漢字クラス、西部:ゼロクラス、基礎クラス、初級クラス)(日本語クラスの運営・2,382千円) ・日本語クラス等を利用して防災学習を実施する。また、防災ハンドブック及び携帯カードを増刷し市町村窓口への配架等、より一層の広報に努める。(防災・災害時支援事業の実施・363千円)	B	交流推進課
国際交流フェスティバル、多文化共生出前講座、子どものための異文化理解体験講座、国際交流の集いなどによる国際理解の推進を図ります。	・国際交流フェスティバル 広く県民と在住外国人との協働による異文化理解を促進するため、県内三地区で開催(東・中・西で各1回、延べ約3,200人) ・多文化共生出前講座(2回) 多文化共生社会の実現に向け広く県民の意識啓発を図る出前講座を実施。 ・子どものための異文化理解体験講座 小学生を対象に様々な国の文化に触れる機会の提供。(東・中・西で計26校)	更に多くの在住外国人や県民に財団を知ってもらうため、地域と密接な関係にある市町村との連携を密にして、外国人コミュニティとのネットワークの深化などを進めていく必要がある。	・多様な文化への理解を含めるワークショップ、民族衣装の展示や試着など国際色あふれる交流の場を提供。(ワールドアラカルトの実施・101千円) ・異文化理解の促進を目指し、県内三地区(東・中・西)で国際交流フェスティバルを実施(国際交流フェスティバルの実施・540千円) ・小学生を対象に様々な国の文化に触れ、世界の中の日本について考える機会を提供する講座を実施。(子どものための異文化理解体験講座の実施・884千円) ・公的機関や民間団体等が主体となって実施する研修会等への講師派遣等、多文化共生社会の実現に向けた意識啓発を実施。(多文化共生出前講座の実施・1,300千円)	B	交流推進課
専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。【再掲】	子育て世帯、高齢者、障がい者、外国人、若者等の賃貸住宅等への入居に協力するあんしん賃貸住宅協力店の登録状況は次のとおり。 ・登録不動産店 64件 ・登録住宅 135棟(1,306戸) ※H29.3月末現在	登録戸数増加や制度周知のために、引き続き民間賃貸住宅所有者等に対する啓発強化及び関係者による連携支援体制の確立が必要である。	住宅確保に配慮を要する高齢者、障がい者等に対する専任相談員による入居相談対応や、あんしん賃貸住宅の協力不動産店及び住居の登録促進を実施する。(鳥取県居住支援協議会活動支援事業・8,956千円)	A	住まいまちづくり課

(4)ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
女性や性的マイノリティなどの様々な人権問題をテーマとした講演会の開催、人権ラジオ番組や各種啓発資料の配付などにより、人権に対する意識啓発に取り組みます。	・性的マイノリティ研修会を実施(県内2箇所) ・性的マイノリティリーフレットを作成(県内機関に配布)	まだまだ性的マイノリティに対して前向きではない意見が散見されるので、次年度以降も積極的に性的マイノリティの理解促進を図るための研修会などを行っていきます。	多様な性のあり方があることを多くの人が認識し、理解が進むよう、リーフレットを活用、一般向け研修会の開催など啓発に取り組む。(人権啓発教育事業(人権問題研修推進事業)・3,357千円)	C	人権・同和対策課

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
ひとり親家庭の生活の安定と就業・自立促進などに向け、手当の支給、資金の貸付、医療費の助成、就業相談から技能講習といった就業支援サービスなど総合的に支援を行います。	・母子・父子自立支援員の設置 ・日常生活支援事業の実施及び支援体制の強化 ・ひとり親家庭福祉推進員設置事業の実施 ・ひとり親家庭の就業支援に向けた講習会の実施 ・自立支援給付金事業の実施 ・ひとり親家庭学習支援事業の推進 ・ひとり親家庭等情報提供事業の推進	・各種支援事業の周知徹底及び利用促進。 ・日常生活支援事業における支援体制の強化。 ・ひとり親家庭学習支援事業等の市町村実施の推進。	ひとり親家庭等の相談に応じ、自立を推進するための支援策を実施する。 ・(母子・父子自立支援員設置費・5,266千円) ・(ひとり親家庭等福祉対策費・6,588千円) ・(ひとり親家庭等就業・自立支援事業・6,312千円) ・(ひとり親家庭自立支援給付金事業・4,450千円) ・(ひとり親家庭学習支援事業・24,377千円)	B	青少年・家庭課
国の配置基準を超えて母子支援員を配置し、母子生活支援施設の機能を強化します。	県内5施設のうち2施設が実施	事業の周知について継続実施していく。	(母子生活支援施設強化事業・1,802千円)	B	青少年・家庭課
一定要件を満たす母子家庭の母などが公共職業訓練などを受講するときに訓練手当を支給します。	訓練手当支給人数54名	引き続き、雇用のセーフティネットとしての訓練手当に不足が生じないよう措置することが必要。	求職者の知識及び技能の習得を支援するため、雇用保険受給資格者を除く障がい者等就職困難者が職業訓練を受講する場合、訓練受講期間中に訓練手当を支給。(職業訓練行政費・42,197千円)	A	労働政策課
【再掲】県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。	母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。 ＜平成28年度実績＞ 募集戸数(全体) 194戸 申込者数(全体) 313世帯 入居決定数 ・高齢者世帯 33世帯 ・障がい者 15世帯 ・母子・父子世帯 28世帯 ・DV被害者世帯 0世帯	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。(希望する住戸毎に応募(募集1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。)今後も優先入居の取組を継続実施する。	・県営住宅の第一次募集において、引き続き高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯、低所得者世帯などの優先入居を実施する。	B	住まいまちづくり課
子どもの貧困対策の推進にあたり、生活保護を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援の推進など、関連施策を連動させ一体的に推進することにより、効果的な施策展開を図ります。	生活困窮者、ひとり親等の世帯の子どもへの学習支援、地域未来塾等の国の学習支援事業の対象外経費(送迎や教材費、一般世帯の子どもに係る経費)に対して一部支援を県独自で実施	学習支援に取り組む市町村は年々増えており、平成29年度においても、引き続き学習支援の総合的な推進を図る。	・地域未来塾での学習支援を充実させるため、文部科学省が実施する「地域未来塾」推進事業で対象とならない経費を支援(学習支援充実事業(地域未来塾応援事業)・4,939千円) ・「生活困窮世帯等」と「一般世帯」の児童の学習支援を組み合わせる市町村に「一般世帯」の児童に要する経費の一部を助成(学習支援充実事業(生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援充実事業)・4,939千円)	A	福祉保健課

(5)性的マイノリティに関する理解促進

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
人権相談窓口(人権尊重の社会づくり相談ネットワーク)を設置し、電話及び面接による一般相談並びに弁護士などによる専門相談の実施や関係機関の連携強化などにより、様々な人権相談に総合的に対応します。	県内3か所に人権相談窓口を設置(相談件数 358件)	相談員のより一層の資質の向上を図ります。	相談者からの多様化する人権問題事案についてよりきめ細かく問題の解消の支援を行うため、専門的な支援を行う。(人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業・11,294千円)	B	人権・同和対策課
【再掲】女性や性的マイノリティなどの様々な人権問題をテーマとした講演会の開催、人権ラジオ番組や各種啓発資料の配付などにより、人権に対する意識啓発に取り組めます。	・性的マイノリティ研修会を実施(県内2箇所) ・性的マイノリティリーフレットを作成(県内機関に配布)	まだまだ性的マイノリティに対して前向きではない意見が散見されるので、次年度以降も積極的に性的マイノリティの理解促進を図るための研修会などを行っていきます。	多様な性のあり方があることを多くの人が認識し、理解が進むよう、リーフレットを活用、一般向け研修会の開催など啓発に取り組む。(人権啓発教育事業(人権問題研修推進事業)・3,357千円)	C	人権・同和対策課

●重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1)暴力を許さない社会づくり

(1)-1 DV防止及び被害者支援

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
DVなどの男女間の暴力やハラスメントなどに関するセミナーなどによる男女の対等な人権に関する意識啓発を実施します。	・相談・支援業務に携わる者を対象とした講座で夫婦間の「怒りのマネジメント」について研修を実施。 ・出前講座によりDVについて自治会等に普及啓発。 ・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談対応: H28年度DV相談件数:12件	引き続き相談対応による支援や普及啓発に努めていく。	・相談・支援業務に携わる者を対象とした講座で「アンダーコントロール」や「モラルハラスメント」について研修を実施する。 ・出前講座によりDVについて自治会等に普及啓発。 ・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談対応を行う。(男女共同参画普及啓発事業・5,818千円、男女共同参画センター運営費・38,513千円)	B	男女共同参画センター

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
女性に対する暴力防止の普及啓発を行います。	・相談・支援業務に携わる者を対象とした講座で夫婦間の「怒りのマネジメント」について研修を実施。 ・出前講座によりDVについて自治会等に普及啓発。 ・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談対応: H28年度DV相談件数:12件	引き続き相談対応による支援や普及啓発に努めていく。	・相談・支援業務に携わる者を対象とした講座で「アンダーコントロール」や「モラルハラスメント」について研修を実施する。 ・出前講座によりDVについて自治会等に普及啓発。 ・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談対応を行う。 (男女共同参画普及啓発事業・5,818千円、男女共同参画センター運営費・38,513千円)	B	男女共同参画センター
女性に対する暴力防止の普及啓発を行います。	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～11/25)に併せて、県内の大規模集客施設において街頭キャンペーンを実施した。(県内6箇所、計6回)	更なる普及啓発のため、事業を継続実施する	DVを防止し、DV被害者の自立を支援するため、広く県民に啓発を図るとともに、研修会等を開催する。 (DV被害者支援強化事業・5,749千円)	B	青少年・家庭課
女性に対する暴力防止の普及啓発を行います。	関係機関と合同で、ショッピングセンターにおいて「女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン広報」を実施した。	引き続き関係機関との連携を強化し、合同での街頭広報等により女性に対する暴力防止の普及啓発を図る。	(生活安全活動運営費・19,882千円)	A	警察本部生活安全企画課
県が養成したDV(デートDV)予防啓発支援員を高等学校や地域などでの研修会に講師などとして派遣し、DV予防の啓発を推進します。	92回 (高校17校、高等専修学校1校、特別支援学校高等部1校、中学校1校)	未実施の学校でも開催できるよう、取組を拡充していく	・デートDV予防学習会の企画及び実施 ・連絡会及び研修会の開催 (DV予防啓発支援員活動事業・2,808千円)	A	福祉相談センター
	・中部圏域DV予防啓発支援員及びDV被害者支援機関員研修会 1回/年 ・中部圏域DV予防啓発支援員連絡会 4回/年 ・デートDV予防学習4カ所(専門学校、高等学校等)	・関係機関との連携強化 ・デートDVに取り組む機関の拡大	・中部圏域DV予防啓発支援員及びDV被害者支援機関員研修会 1回/年 ・中部圏域DV予防啓発支援員連絡会 4回/年 ・デートDV予防学習8カ所(大学、高等学校、地域等) (DV予防啓発支援員活動事業・2,808千円)		中部総合事務所福祉保健局
	<西部管内分> 派遣回数延べ45回(高等学校8校、中学校1校、施設1カ所)	未実施の学校でも開催できるよう、取組を拡充していく	・デートDV予防学習会の企画及び実施 ・連絡会及び研修会の開催 (DV予防啓発支援員活動事業・2,808千円)		西部総合事務所福祉保健局
精神的ダメージや経済的理由から、避難所を退所後、すぐ自立できないDV被害者に住居・心理ケアを施し、DV被害者の精神の回復と経済的自立を図ります。	ステップハウス入居者数 34名(H28年度、いずれも本人のみの延べ人数)	支援が必要なDV被害者等に、自立のための選択肢として事業の情報提供を行う。	精神的被害の回復と、生活再建のための住居を提供する事業を委託する。 (ステップハウス運営事業・16,350千円)	B	青少年・家庭課
DV被害者など支援体制を強化し、DV被害者の支援及び未然防止を図ります。	・DV被害者支援職員研修の実施(基礎研修及び専門研修) ・関係機関連絡会の実施 ・DV防止の普及啓発のための街頭キャンペーンの実施:県内各主要駅及びショッピングセンター等	・関係職員の資質向上 ・DV防止の普及啓発の強化	関係機関が連携し、支援の技術的向上を図るための研修会等を開催する。 (DV被害者支援強化事業・5,749千円)	B	青少年・家庭課
一時保護を要する女性を支援するため、婦人相談所一時保護所を運営します。	DV相談件数(696件) そのうち一時保護件数(委託を含む) 21件	避難された方々が安全に安心して、今後のことが考えられるよう、個々に応じて適切な対応を行なう。そのためにもさらに職員の資質向上に努める。	・一時保護所の運営及び一時保護の実施に要する経費 ・婦人相談所の一時保護所での保護が困難な場合は、民間施設等に一時保護を委託する。 (婦人相談所一時保護所費・25,173千円)	A	福祉相談センター
【再掲】県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先入居の対象として、県営住宅の募集を行った。(1階住戸は高齢者と障がい者世帯用として募集) <平成28年度実績> 募集戸数(全体) 194戸 申込者数(全体) 313世帯 入居決定数 ・高齢者世帯 33世帯 ・障がい者 15世帯 ・母子・父子世帯 28世帯 ・DV被害者世帯 0世帯	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。(希望する住戸毎に応募(募集1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。)今後も優先入居の取組を継続実施する。	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。(希望する住戸毎に応募(募集1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。)今後も優先入居の取組を継続実施する。	県営住宅の第一次募集において、引き続き高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯、低所得者世帯などの優先入居を実施する。	B	住まいまちづくり課
【再掲】専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。	子育て世帯、高齢者、障がい者、外国人、若者等の賃貸住宅等への入居に協力するあんしん賃貸住宅協力店の登録状況は次のとおり。 ・登録不動産店 64件 ・登録住宅 135棟(1,306戸) ※H29.3月末現在	登録戸数増加や制度周知のために、引き続き民間賃貸住宅所有者等に対する啓発強化及び関係者による連携支援体制の確立が必要である。	住宅確保に配慮を要する高齢者、障がい者等に対する専任相談員による入居相談対応や、あんしん賃貸住宅の協力不動産店及び住居の登録促進を実施する。 (鳥取県居住支援協議会活動支援事業・8,956千円)	A	住まいまちづくり課

(1)ー2 性犯罪・ストーカ―の防止及び被害者支援

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
声かけなどの性犯罪の前兆事案発生時には速やかに情報発信し、注意喚起するとともに、犯罪に至らない場合であっても、指導警告するなど、予防活動を推進します。	・子どもや女性に対する声かけ、つきまとい等性犯罪等の前兆事案を認知した場合には、あんしんトリピーメール、とっとりwebマップ、県警ホームページ等を活用して不審者情報の発信を行い注意喚起したほか、学校等における被害防止教室や関係機関と連携した被害の未然防止を図った。 ・行為者を特定し、検挙や指導・警告を行い、性犯罪等への重大事案への発展を阻止するなどの先制・予防的活動を実施した。	・引き続き、子どもや女性に対する声かけ、つきまとい等性犯罪等の前兆事案を認知した場合には、あんしんトリピーメール、とっとりwebマップ、県警ホームページ等を活用して不審者情報の発信を行い注意喚起するほか、学校等における被害防止教室や関係機関と連携した被害の未然防止を図る。 ・行為者を特定し、検挙や指導・警告を行い、重大事案への発展を阻止するなどの先制・予防的活動を推進する。	(生活安全活動運営費・19,882千円)	A	警察本部生活安全企画課
性犯罪被害者に対する経済的支援として、初診料、初回処置料、診断書料及び人工中絶費用を負担します。	・性犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、平成16年度から産婦人科等での初診料を公費負担とし、毎年10件前後の申請を受理している。平成28年度は、6件の申請を受理し、全て公費負担している。 ・平成22年度から医療機関の診察を受け支払い済みのものに対しても公費負担できるように改め、さらに平成23年8月2日から公費支出額の上限を撤廃して全額負担とした。	今後も事件の都度、適切に制度についての教示を行い、被害者の負担軽減を図る。	(犯罪被害者支援事業・4,873千円)	A	警察本部捜査第一課
ストーカ―事案に対する被害者等の安全確保を最優先にした対応を推進します。	事案の危険性・切迫性を考慮し、積極的な事件化を図り、警告等の行政措置を的確に講じるとともに、被害者等の安全確保を最優先に、保護対策及び被害者に対する支援等を積極的に行った。	引き続き、事案の危険性・切迫性を考慮し、積極的な事件化を図り、警告等の行政措置を的確に講じるとともに、被害者等の安全確保を最優先に、保護対策及び被害者に対する支援等を積極的に行う。	(生活安全活動運営費・19,882千円)	A	警察本部生活安全企画課

(1)ー3 性暴力の被害者支援

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
性暴力被害者を支援するため、関係機関・団体が連携して支援する仕組みの構築、相談窓口の設置及び支援員の確保・養成を推進します。	・県や関係機関・団体が構成する鳥取県性暴力被害者支援協議会を立ち上げ、急性期(被害直後～概ね6ヶ月)の性暴力被害者を関係・団体が連携して支援する仕組みを構築した。 ・急性期の被害者から直接相談を受ける窓口の設置及び支援員の確保・養成をした。	・急性期の被害者だけではなく、全ての被害者を対象とした支援体制の構築を目指す必要がある。 ・安定した支援体制がとれるよう、支援員の募集・養成を継続して行う必要がある。	・県・関係機関・団体が連携して急性期の被害者への相談対応、医療的支援、カウンセリング支援等を実施する。 ・支援員養成講座等を実施する。 (実施主体：鳥取県性暴力被害者支援協議会) (犯罪被害者等相談・支援事業(性暴力被害者支援連携事業・12,556千円))	A	くらしの安心推進課
公開講座などにより性暴力被害者支援について意識啓発を推進します。	性暴力被害の実態、被害者支援の必要性などについて広く知っていただき、被害者が安心して相談できる社会づくりについて考えていただくため、公開講座を開催した。(11月：県内6会場、2月：県内1会場)	県民の性暴力や性暴力被害者支援に対する認識は十分ではなく、継続的に県民対象の講座を開催するなどして、更に多くの県民に性暴力被害の実態や支援の必要性等を知ってもらう必要がある。	・公開講座を実施する。 ・窓口広報用リーフレット、カードを配布する。 (実施主体：鳥取県性暴力被害者支援協議会) (犯罪被害者等相談・支援事業(性暴力被害者支援連携事業・12,556千円))	B	くらしの安心推進課

(1)ー4 児童虐待の防止及び被害者支援

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
児童虐待防止に携わる職員の資質向上、適切な支援を行うため関係機関の連携強化、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応の体制を推進します。	・児童相談所職員等のスキルアップ研修実施。 ・児童虐待対応協力員の配置(各児童相談所計6名)	・児童相談所職員、市町村職員等のスキルアップ ・虐待対応・支援における関係機関との更なる連携	(児童虐待防止対策事業・22,848千円)	B	青少年・家庭課

(2)安心して相談できる体制づくり

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
【再掲】人権相談窓口(人権尊重の社会づくり相談ネットワーク)を設置し、電話、面接による一般相談及び弁護士などによる専門相談の実施、関係機関の連携強化などにより、様々な人権相談に総合的に対応します。	県内3か所に人権相談窓口を設置(相談件数 358件)	相談員のより一層の資質の向上を図ります。	相談者からの多様化する人権問題事案についてよりきめ細かく問題の解消の支援を行うため、専門的な支援を行う。 (人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業・11,294千円)	B	人権・同和対策課
男女共同参画センターにおいて、東中西部に相談窓口を設置し、男女共同参画に関する相談に対応します。	よりん彩一般相談件数(オトコの相談除く) 1,555件	・引き続き関係機関と連携しながら相談対応に努める。 ・相談比率の増加している男性に対し相談窓口の周知に努める。	・一般相談(東・西部、センター相談室、オトコの相談) ・専門相談(法律相談、心の相談)の実施 (男女共同参画センター運営費・38,513千円)	B	男女共同参画センター

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
自らの暴力を反省し、更生の意思のあるDV加害者のための電話相談窓口を設置し、併せて相談員の確保及び資質向上のための研修を実施します。	・DV加害者電話相談の実施 ・電話相談員の養成及び資質向上のための研修の実施 DV加害者電話相談員の登録数:6名 電話相談件数:5件	電話相談事業のPR強化による認知度向上	毎月第3金曜日に加害者電話相談を実施する (DV加害者電話相談事業・378千円)	B	青少年・家庭課
外国人DV被害者の通訳を行うことができる外国人などの養成を行い、被害者支援及びDV被害の未然防止に努めます。	外国人DV被害者の通訳を行うため、通訳者養成研修を実施した。(タガログ語、ピサヤ語、タイ語、中国語、英語など通訳登録者16名)	通訳登録者のスキルアップのため研修事業を継続実施	外国人被害者の通訳を行うための研修を実施する (DV相談通訳支援体制整備事業・147千円)	B	青少年・家庭課
配偶者からの暴力、離婚、生活困窮、ストーカー被害など、女性の諸問題についての相談対応や援助を実施します。	・相談件数 3,168件 そのうちDV相談件数 696件 ・一時保護件数 28件 そのうちDV件数 21件 ・法律相談 7件 ・相談体制は、来所、電話、訪問、メール ・夜間、休日にも緊急携帯で対応	ご相談者の方々が、少しでも心の整理がついたり、支援の道筋がつくよう、適切な助言、具体的な支援など面接の場で提供できるよう、さらなる職員の資質向上を図る。	24時間、365日体制でのDV被害者支援(婦人相談所費・6,604千円)	A	福祉相談センター
	・DV相談件数 39人(実)/119人(延) ・DV一時保護決定件数 4件 ・女性法律相談 6件 ・相談体制は来所・電話・訪問 ・夜間・休日は転送サービス及び公用携帯対応	関係機関との連携強化	・24時間体制でのDV被害者支援(婦人相談所費・6,604千円)		中部総合事務所福祉保健局
	<西部管内分> ・DV相談件数 243人 ・DV一時保護決定件数 10件 ・女性法律相談 14件 ・相談体制は来所・電話・訪問 ・夜間・休日は転送サービス及び公用携帯対応	各種関係機関との連携強化	・電話、来所、訪問による相談対応 ・関係機関との連携(相談対応、連絡会等の会議の開催) (婦人相談所一時保護所費・25,173千円)		西部総合事務所福祉保健局
性犯罪被害者に係る相談窓口として、性犯罪110番について広報周知します。	・捜査第一課内に設置している「性犯罪110番」により、平日勤務時間帯は主に女性警察官、休日等時間帯は捜査当直員が対応し、24時間の相談受理体制を整備している。 ・平成28年度は、女性警察官31名(各警察署2名以上)を性犯罪指定捜査員として指定し、女性警察官による相談受理体制を整備した。	継続して性犯罪110番で相談受理中の案件もあるなど、平成28年度も制度を県民に活用していただいております。今後も利用が図られるように周知していく。	(犯罪被害者支援事業・4,873千円)	A	警察本部捜査第一課
性犯罪被害者支援カウンセラーの委嘱を行い、被害者に照会した上で、カウンセリングを実施します。	対象事件が発生した場合は、警察から被害者等に対して制度の説明を行ったほか、カウンセリング費用を公費で支出し被害者の精神的被害の軽減を図る支援を行った。	・カウンセリング支援制度の更なる活用 ・平成29年4月1日より、カウンセラーの増員、支援期間の延長、精神科等の受診費用の公費負担を整備し、制度の拡充を図る。	(犯罪被害者支援事業・4,873千円)	B	警察本部広報県民課
性暴力被害者支援に係る相談窓口を設置します。	急性期の性暴力被害者から直接相談を受ける窓口を設置した。	急性期の被害者だけでなく、全ての被害者を対象とした支援体制の構築を目指す必要がある。	・全ての被害者を対象とした支援体制の構築を目指す。 (実施主体:鳥取県性暴力被害者支援協議会) (犯罪被害者等相談・支援事業(性暴力被害者支援連携事業・12,556千円))	A	くらしの安心推進課

(3)様々な情報を自分の判断で見分けられる能力の育成

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
青少年を取り巻く環境浄化など、青少年の健全育成に努めます。	・販売事業者等への聞き取り、協力依頼 ・講演会の開催 ・条例のあらまし(パンフレット)の配布	ペアレンタルコントロールについて、保護者や周囲の大人の理解が不足	青少年に対してインターネットに潜む危険性や適切な利用について周知するとともに、引き続き保護者や販売事業者に対してペアレンタルコントロールの必要性について川柳募集などを通して周知拡大を図る。 (青少年インターネット利用環境づくり周知事業・1,118千円)	B	青少年・家庭課
子どもたちの正しいメディア利用に関する保護者などへの啓発活動を実施します。	・ケータイ・インターネット教育推進員を各地区、保護者研修会等へ派遣し、電子メディア利用に関する啓発を実施した。(104件) ※親子学習も対象 ・啓発リーフレットを全小中高校生に配布した。 ・主に乳幼児保護者等を対象に、乳幼児期の電子メディアとの付き合い方について考えるフォーラムを開催した。	・一方的な啓発ではなく、子どもたちが主体的に電子メディアの利用について考えられるよう取り組む。 ・電子メディア機器利用の低年齢化が進んでいることから、乳幼児期保護者等への啓発を拡充する。	・とっとり子どもサミット～インターネット編～を開催し、子どもたちが電子メディアとの関わりについて主体的にワークショップ形式で考える。 ・とっとり電子メディアとの付き合い方コンクールを実施し、各学校、地域等での電子メディア機器等利用に関するルールづくりの取組を募集する。その取組をとっとり電子メディアとの付き合い方フォーラムで発表し、県内への広がりを図る。 ・電子メディア機器等利用のルールや危険性について子どもたちが主体的に学び、その学習内容を家庭で共有できるよう、親子学習ノートを作成し、配布する。 ・乳幼児保護者、乳幼児教育関係者等に乳幼児期における電子メディアとの関わり方について啓発するチラシを配布する。 (インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業・6,039千円)	B	社会教育課

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
情報を主体的に収集、判断できる能力を育成するため、学校における情報教育及び消費者教育を充実します。	特別支援学校ICT支援員が各県立特別支援学校を年間各30回巡回し情報モラルに関する授業支援を実施した。	障がいのある児童生徒の情報モラル指導に関する取組が必要	・特別支援学校におけるICT活用の充実を図るため、各学校の授業づくりや教材作成を支援する。 (特別支援学校ICT支援員派遣事業・4,667千円)。 ・知的障がいのある児童生徒がインターネット等を適切に活用できるようにするための情報モラル教育について、専門性の高い講師を招いて教職員研修と授業実践を行う。 (知的障がいのある児童生徒の情報モラル教育推進事業・308千円)	B	特別支援教育課
	各学校において、道徳や特別活動等で情報モラルに関する学習等の情報教育に取り組んだ。また、各教科・領域において消費者教育を実施しており、様々な情報を適切に収集・判断し、活用する機会をもった。	子どもたちの情報活用能力育成に向けた教員の指導力向上を図ることが課題である。右記事業の実施により、児童生徒の情報モラルの向上及び教員の指導力向上を図る。	小中学校における情報モラル教育の推進について、情報教育サポーター、鳥取県ICT活用教育推進協働コンソーシアムと連携してモデル的に取り組み、その成果を全県に普及させていく。 (情報モラル教育推進事業・1,880千円)	B	小中学校課
	法や金融等の専門機関と連携した講演会や出前授業等を全ての県立高校で実施。	生徒自らが主体的に社会と関わる態度を育成する取組の推進。	法や金融等の専門機関と連携した講演会や出前授業等の実施 (生徒と社会がにつながる教育推進事業)	B	高等学校課

基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

●重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

(1)男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
フォーラムや広報誌など多様な手法を通じて幅広い層に男女共同参画に関する情報の発信・啓発を行います。	次のフォーラムを開催するとともに、広報誌を年3回発行した。 ・よりん彩記念日フォーラム：約600人 ・自分磨きセミナー(直営)4回・271人 ・自分磨きセミナー(委託)4回・482人 ・広報誌：年3回、21千部	更なる男女共同参画の理解者の裾野拡大のため、引き続き、フォーラム開催や広報誌発行等を行う。	フォーラムの開催及び広報誌の発行 (男女共同参画普及啓発事業・5,818千円、男女共同参画センター運営費・38,513千円)	B	男女共同参画センター
鳥取県男女共同参画センター(よりん彩)において、男女共同参画に関する書籍、DVDなどの資料を収集し、学習資料として提供します。	書籍及びDVDを次のとおり購入(寄贈含む)するとともに、貸出しをした。 ・書籍購入：198冊 ・DVD購入：9本 ・貸出し冊数：2,304冊	求められている情報を収集し、男女共同参画を進めるための学習機会の提供を図る。	書籍・DVDの購入及び貸出し (男女共同参画センター運営費・38,513千円)	B	男女共同参画センター
県及び市町村の実施する男女共同参画事業の状況を把握し、一体的に情報発信を行います。	ホームページ、広報誌、よりん彩ネットで情報発信した。	市町村と連携を図り、更なる普及啓発に取り組む。	ホームページ、広報誌、よりん彩ネットで情報発信する。 (男女共同参画センター運営費・38,513千円)	B	男女共同参画センター
男女共同参画白書及びマップを作成し、県や市町村の取組状況を公表します。	県、市町村における男女共同参画の推進状況についてとりまとめ公表(男女共同参画白書及びマップ)。	継続して調査、作成する	・男女共同参画白書及びマップの作成、情報公開	B	女性活躍推進課
鳥取県人権ひろば21(ふらっと)では、男女共同参画に関する書籍やDVDなどの貸し出しの他、交流スペースを活用した研修会や人権ビデオ上映会などを開催します。	交流スペース開館日数 342日 書籍貸出 1,238件 DVD・ビデオ貸出 681件 パネル展示 14回 研修会・人権ビデオ上映会等 32回	利用者アンケートの実施やスタッフ会議を開催するなど、引き続き交流スペースの利用拡大に向けて企画内容の充実を図ります。	真に人権が尊重される社会づくりを推進するため、人権情報の発信、人権啓発の拠点となる施設の管理運営に努める。 (鳥取県立人権ひろば21管理運営費・10,872千円)	B	人権・同和对策課

(2)子どもの頃からの男女共同参画の推進

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集について、人権教育主任研究協議会などの機会をとらえ教職員へ活用を促します。	人権教育主任研究協議会で人権教育学習事例集の活用を依頼した。	子どもたちの発達段階に応じた教育を継続していく必要があるため、引き続き事例集の活用等を通じた男女共同参画の理念の浸透を図っていく。	・人権教育主任研究協議会で人権教育学習事例集の活用を促す。 ・人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、計画・要請訪問、教育センターでの研修会等の機会を通じて、人権教育基本方針(第2次改訂)で示している男女共同参画の視点に立った教育方針等の周知を図る。	B	人権教育課
「家庭」、「公民」、「保健体育」などの学習、特別活動などで男女共同参画に対する意識を育成します。	学習指導要領に基づき、各学校で、「家庭」、「公民」「保健体育」、特別活動等において、男女共同参画社会や男女相互の協力について学習を深めている。	各教科等の学習で、男女共同参画に対する意識の育成を継続する。	引き続き、学習指導要領に基づき、各教科等での学習を進め、男女共同参画に対する意識の育成に努める。	B	小中学校課
	「家庭」、「公民」、「保健体育」等の授業で、男女共同参画社会の実現に向けた環境作りや、性別にとらわれない自分の生き方について考える学習を実施。	一人ひとりを大切に、ともに助け合って生きていく共生社会の意識の醸成。	各教科で、男女共同参画社会の実現に向けた環境作りや、性別にとらわれない自分の生き方について考える学習を実施。	B	高等学校課

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
キャリア教育や様々な体験、探究活動などを推進することにより、自らの将来に夢や目標を抱かせ、実現に向けた意欲を高める取組を行います。	各学校では、社会科や特別活動、総合的な学習の時間において、職業体験や職業調べ、地域の人から仕事に関する話を聞く等のキャリア教育の取組を行っている。	各学校の実態に応じて、社会科や特別活動、総合的な学習の時間等を活用したキャリア教育の充実を図る。	各学校で社会科や特別活動、総合的な学習の時間等を活用したキャリア教育の推進に努める。	B	小中学校課
	卒業生や地元企業と連携した講演会や参加・体験型の講習会の実施。	新規高卒就職者の早期離職率が他県に比べて若干高い傾向にある。	卒業生や地元企業と連携した講演会や参加・体験型の講習会の実施。 (鳥取県版キャリア教育推進事業(キャリア塾)・6,807千円)	B	高等学校課
	県版特別支援学校技能検定(参加生徒64名)、キャリア教育推進事業(年間2回研修及び各県立特別支援学校の実践発表実施)等の実施によるキャリア教育を推進した。	学校ごとの取組が充実してきており、関係機関や企業等と連携した取組が必要	(特別支援学校就労促進・職場定着キャリアアップ事業・26,818千円)	B	特別支援教育課
スクールカウンセラーを学校に派遣し、いじめ、不登校などの問題を抱える生徒に対して、相談を行います。また、教職員への助言を通して指導力の向上を図ります。	県の独自調査では、平成28年度における不登校児童生徒へのスクールカウンセラーによる相談・支援は35.2%であった(※平成27年度は42%)。チームとしての学校教育相談体制の充実が図られ、SSWや専門機関へつながる割合が増加しているためと考える。	スクールカウンセラーによる個別のカウンセリングのみならず、学校の教育相談機能の充実を図ることを目的として、教職員に対するコンサルテーションを行い、カウンセリングマインドや資質の向上を図る。	県内公立全中学校に配置しているスクールカウンセラーについて、スクールカウンセラーと小・中学校担当者を対象とする連絡協議会や研修会を開催し、学校での教育相談体制の充実を図る。 (平成29年度スクールカウンセラー研修充実事業・440千円)	A	いじめ・不登校総合対策センター 小中学校課
	教育相談員又はスクールカウンセラーを全ての県立高校に配置し、生徒、保護者及び教職員等へのカウンセリング、教職員対象の研修会やケース会議等を実施。	相談予約が集中したり、年間の時間数に制約があったりして、必要な時にしっかりと時間を確保することが難しい場合がある。	教育相談員又はスクールカウンセラーを全ての県立高校に配置し、生徒、保護者及び教職員等へのカウンセリング、教職員対象の研修会やケース会議等を実施。 (いじめ対策・不登校支援等総合推進事業(スクールカウンセラー等活用事業))	B	高等学校課
親、友人、学校の先生などに相談できない悩みなどの電話相談を実施する民間団体を支援します。	・思春期の子どもの悩みに対応するピアカウンセラー養成を行うとともに、県内の中・高校へ出向き講座や相談対応を行った。 ・また、若者の悩みに対応するため、保健師等に対する研修会を実施。	・ピアカウンセラーの養成とともに、ピアカウンセラーが出向いての相談対応や講座実施を一層増やしていく必要がある。 ・また、学生と併せて、プレ・パパママ世代(大学生等)に対する講習も引き続き実施する。	思春期の子どもの性・妊娠に関する正しい知識の普及と相談やピアカウンセリング等を実施する。 (健やかな妊娠・出産のための応援事業・7,734千円)	B	子育て応援課
いじめなど人権に関する悩みなどの相談窓口を設置し、問題解決に向け支援します。	県内3か所に人権相談窓口を設置するとともに、こどもいじめ人権相談窓口(24時間対応専用電話)を設置 (相談件数 59件(人権相談件数の内数))	相談員のより一層の資質の向上を図ります。	鳥取県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒及び保護者の相談に対応し、事実関係を確認し整理することなどにより、問題の解決に向けた支援を行う。 (人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業・11,294千円)	B	人権・同和対策課
【再掲】性に関する指導・エイズ教育研修会の開催など、学校における性に関する指導・エイズ教育を充実します。	・性に関する指導普及研修会を開催(7月5日)し、教職員等を対象に性に関する指導の授業づくりや基本的な考え方を伝えた。 ・WYSH教育研修会へ教職員(5名)を派遣し校内の実践に役立てた。	性に関する指導については、命を守り育てる教育として引き続き充実が必要と言える。	WYSH教育研修会へ教職員等を派遣し、県内に実践を広めていく。 (児童生徒健康問題対策事業・1,835千円)	B	体育保健課
学校に専門家を派遣、講演会などを実施し、心や性などの健康問題への対策を行います。	心や性の専門家派遣事業を活用(延べ回数:66回)し、学校での指導に役立てた。	児童生徒を取り巻く環境も多様化しており、実態に応じた健康課題の解決が引き続き重要と言える。	引き続き心や性の専門家派遣を行い、性に関する指導の充実を図る。 (児童生徒健康問題対策事業・1,835千円)	B	体育保健課

(3)生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
男女共同参画センターが実施する啓発講座に加え、県内の民間団体が実施する啓発事業への支援など様々な手法で学習機会を提供します。	男女共同参画センター直営、活動団体への委託、活動団体への助成など様々な手法で学習機会を提供した。 ・直営事業 10件、478名 ・委託事業 8件、582名 ・助成事業 22件、1378名	引き続き、男女共同参画センター直営、活動団体への委託、活動団体への助成など様々な手法で学習機会を提供する。	男女共同参画センター直営、活動団体への委託、活動団体への助成など様々な手法で学習機会を提供する。 (男女共同参画普及啓発事業・5,818千円)	B	男女共同参画センター
生涯学習講座として、とっとり県民カレッジ講座「未来をひらく鳥取学」などを開催します。	・ふるさと「とっとり」について考える講演会を9講座開催した。 ・多くの県民に受講していただけるよう、無料化した。 ・身近な地域での学習を応援するため、一部講演会でライブ配信を実施した。	学習の成果を地域づくりに活かす仕組み・仕掛けが弱い。H29年度は、フィールドワーク(実践発表、現地視察)、グループワーク(意見交換)等を取り入れた、より実践的な講座を設定。	・県内市町村と連携し、該当市町村の課題に応じたテーマの講演会、フィールドワーク、グループワークを実施する。(3テーマ) ・県内高等教育機関と連携し、「防災」をテーマにした講演会を開催する。(5講座) ・一部講演会では、身近な地域での学習を応援するため、県内約4箇所程度でライブ配信を実施する。 (とっとり県民カレッジ事業・2,908千円)	B	社会教育課
保護者が参加する学習機会に家庭教育アドバイザーを派遣し、親の学びを支援します。	家庭教育アドバイザーの派遣(20回)	家庭教育アドバイザーを園や学校、子育てサークル等に派遣し、講演等を通じて、保護者が家庭教育の重要性に気づくなど親の学びを支援	・学習機会の充実に係る講師等の派遣(家庭教育アドバイザーの派遣) (とっとりふれあい家庭教育応援事業・11,033千円)	B	小中学校課

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度の取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
「とっとり子育て親育ちプログラム」を普及させ、親の気づきと家庭教育について学びあえる仲間づくりを促す学習機会を提供します。	「とっとり子育て親育ちプログラム」ファシリテータ派遣 派遣件数(34件) 参加者(1,505人) ファシリテータの養成3期生(28人)	・ファシリテーターのスキルアップを図るため、経験豊富なファシリテーターを支援ファシリテーターとして派遣する ・派遣回数を40回に増やし、取組を充実させる	・学習機会の充実に係る講師等の派遣(「とっとり子育て親育ちプログラム」ファシリテータの派遣) ・ファシリテータのフォローアップ研修会の実施(全県で1回) (とっとりふれあい家庭教育応援事業・11,033千円)	B	小中学校課
家庭教育啓発を行うための広報の充実を進めます。	・子育て中の保護者を対象に、家庭教育リーフレット・小学校スタートブック等による成長段階にあわせた啓発を行った。 ・新聞広告・情報誌等による広報を通じ、広く県民に対し、家庭教育の機運の醸成を図った。	新聞広告・情報誌、啓発グッズ等により、家庭教育に関する様々な情報を提供し、家庭教育に対する啓発・支援を進める	啓発広報 (「子育て親育ち」応援メッセージ事業) (とっとりふれあい家庭教育応援事業・11,033千円)	A	小中学校課
社会教育について専門性の高い人材として、社会教育主事を養成します。	・市町村の社会教育主事等を対象とした研修会を実施した。(参加者30名) ・社会教育主事講習[B](鳥取会場)を行い、市町村職員、県教委職員、公民館職員等の社会教育主事資格取得を支援した。(受講者21名)	社会教育主事未発令の市町村を中心に受講の呼びかけを行うとともに、継続して研修会を行い、専門スキルの向上を図る必要がある。	・県・市町村社会教育主事及び社会教育担当者研修会を実施し、専門スキルの向上を図る。(H29.11月予定) ・社会教育主事講習[B](鳥取会場)を開催し、社会教育主事資格取得の支援を行う。(H30.1.22～2.28開催) (県市町村社会教育振興事業・1,416千円の一部)	B	社会教育課
インターネット、情報誌などを活用し、生涯学習情報を提供します。	HP「とっとり県民学習ネット」(随時情報更新)、情報誌「生涯学習とっとり」(年6回奇数月発行)で講座情報を提供した。	県民ニーズに応じた講座情報が提供できるよう、紙面構成等の工夫が必要。	HP「とっとり県民学習ネット」(随時情報更新)、情報誌「生涯学習とっとり」(年6回奇数月発行)で講座情報を提供する。 (生涯学習センター運営費・93,059千円の一部)	B	社会教育課
インターネット、情報誌などを活用し、生涯学習情報を提供します。	社会教育に関する活動報告や情報提供などを教育局のホームページに毎月掲載した。	よりタイムリーな情報提供を心がける。	社会教育に関する活動報告や情報提供などを教育局のホームページに毎月掲載する。	A	各教育局

(4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度の取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
男性の家庭進出を促進させるため、男性の意識改革やワーク・ライフ・バランスなどをテーマにした講座を開催します。	・企業1社に講師を派遣。役員及び社員30名が参加。 ・イクメン・ケアメン養成セミナーの開催回数が企業からの申込みが少ないことから予定を下回った。	企業からの申込みが少ないため、並行して実施意向のありそうな企業へ直接働きかけて選定を進める。	建設技術センター開催の人権講習会(イクメン・ケアメン養成)へ講師派遣して支援すると共に、同講習会でイクメン・ケアメン養成セミナー支援事業を参加各社へ周知。 (男女共同参画普及啓発事業・5,818千円)	C	男女共同参画センター
【再掲】男性を対象とした企業内研修などを推進し、男性の家庭進出を促進します。	・企業1社に講師を派遣。役員及び社員30名が参加。 ・イクメン・ケアメン養成セミナーの開催回数が企業からの申込みが少ないことから予定を下回った。	企業からの申込みが少ないため、並行して実施意向のありそうな企業へ直接働きかけて選定を進める。	建設技術センター開催の人権講習会(イクメン・ケアメン養成)へ講師派遣して支援すると共に、同講習会でイクメン・ケアメン養成セミナー支援事業を参加各社へ周知。 (男女共同参画普及啓発事業・5,818千円)	C	男女共同参画センター
【再掲】男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談員による「オトコの相談日」及び男性臨床心理士による専門相談を実施します。	H28年度男性臨床心理士による心の相談件数:20件 H28年度オトコの相談件数:49件	あらゆる機会を捉えて男性対象の相談窓口の周知を図る。	引き続き男性対象相談窓口の周知を行う。 (男女共同参画センター運営費・38,513千円)	A	男女共同参画センター
【再掲】父子手帳の配布や男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する奨励金の支給などにより、男性の育児参画を推進します。	・国の出生時両立支援助成金制度がH28年度に創設されたが、国助成金の対象外となる企業に対して単県の奨励金支援することにより、県内企業の男性の育児参加の促進を図った。 ・企業子宝率が上昇(H26:1.31⇒H28:1.37)したほか、男性の育児休業取得促進奨励金の支給実績も増加(H27:16件⇒H28:23件)するなど支援制度の認知度が高まりつつあるが、男性の育児休業取得率は2.7%と目標値に対しまだ差が大きい。	企業支援奨励金は伸びつつあるが、男性の育休取得に直結していない面もあり、引き続き制度の周知と企業意識の醸成が必要であり、H29年度に実施するキャラバン隊などでPRに努める。	・男性の育児・介護休業等取得促進奨励金による助成 ・父子手帳のアプリ提供 (子育てしやすい企業支援事業・7,315千円)	C	子育て応援課

(5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度の取組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
青少年による国際協力の推進を図るため、青少年海外協力隊の普及広報活動などへの支援を進めます。	・多言語情報発信 地域における国際交流の情報交換や、在住の外国出身者が生活していく上で必要な生活情報の提供を行うホームページの運営及び多言語メールマガジン(英語、中国語、タガログ語)、機関誌(年4回、各2,000部)の配信を実施。	多言語情報を必要としている住民にとって閲覧しやすい構成への見直し、内容の充実等を図っていく。また、平時より防災意識の啓発を促進するような記事の定期的な配信を心掛ける。	ホームページの運営、多言語メールマガジンの配信(英語、中国語、タガログ語)、機関紙の発行(年4回・A4・各部2000部※一部記事については英語・中国語で表記) (多言語情報発信・2,437千円)	A	交流推進課
国際交流の推進を図るため、北東アジア諸国との女性指導者交流会の開催及び参加を進めます。	隔年開催のため開催なし	地域によって取組意欲に差があり29年度の開催(ロシア沿海地方)について未定	9月に韓国江原道で新たに開催される北東アジア女性CEOフォーラムに県内企業の女性経営者等が参加(担当:通商物流課)	B	女性活躍推進課

具体的施策	H28年度の実施状況	実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	H29年度の実組内容 (H29予算事業名・事業費)	評価	担当課
【再掲】国際交流フェスティバル、多文化共生出前講座、子どものための異文化理解体験講座、国際交流の集いなどによる国際理解の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流フェスティバル 広く県民と在住外国人との協働による異文化理解を促進するため、県内三地区で開催(東・中・西で各1回、延べ約3,200人) ・多文化共生出前講座(2回) 多文化共生社会の実現に向け広く県民の意識啓発を図る出前講座を実施。 ・子どものための異文化理解体験講座 小学生を対象に様々な国の文化に触れる機会の提供。(東・中・西で計26校) 	更に多くの在住外国人や県民に財団を知ってもらうため、地域と密接な関係にある市町村との連携を密にして、外国人コミュニティとのネットワークの深化などを進めていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な文化への理解を含めるワークショップ、民族衣装の展示や試着など国際色あふれる交流の場を提供。(ワールドアラカルトの実施・101千円) ・異文化理解の促進を目指し、県内三地区(東・中・西)で国際交流フェスティバルを実施(国際交流フェスティバルの実施・540千円) ・小学生を対象に様々な国の文化に触れ、世界の中の日本について考える機会を提供する講座を実施。(子どものための異文化理解体験講座の実施・884千円) ・公的機関や民間団体等が主体となって実施する研修会等への講師派遣等、多文化共生社会の実現に向けた意識啓発を実施。(多文化共生出前講座の実施・130千円) 	B	交流推進課
柔軟な思考力や豊かな表現力を持ち、国際社会で活躍できる人材を育成するため、語学指導などを行う外国語指導助手(ALT)の配置や留学・海外体験活動などへの支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・英語担当ALTを各県立高等学校(全日制)に各1名(一部2名)、韓国語担当ALTを2校に各1名配置。 ・短期の語学研修や1年間の海外留学に対する助成及び短期の海外派遣事業を実施し、のべ28名の高校生に支援。 ・米国スタンフォード大学による遠隔講座を希望する高校生に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ALTの指導力向上 ・各種海外留学・海外体験支援の充実 ・遠隔講座内容と評価の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・(外国語教育改善指導費・129,911千円) ・(鳥取発！高校生グローバルチャレンジ事業・11,472千円) ・(グローバルリーダーズキャンパス・10,516千円) 	B	高等学校課

Ⅲ 男女共同参画施策の実施効果

第4次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の進捗状況

基本テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり

●重点目標1 働く場における女性活躍の推進

項目	所管課	策定時		目標値		H28年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		結果
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を知っている県民の割合	女性活躍推進課	28.1%	H26	50%以上	H31	28.1%	H26	－
週労働時間60時間以上の有業者の割合	労働政策課	7.1%	H24	5%	H29	7.1%	H24	－
県職員の時間外勤務削減（年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合）	人事企画課 病院局総務課 教育総務課	12.4%	H26	10%以内	H32	14.1%	H28	↘
県教育委員会事務局及び公立学校に勤務する行政職員の時間外勤務削減（年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合）	教育人材開発課	9.1%	H26	10%以内	H32	7.0%	H28	達成
年次有給休暇取得率（県内中小企業）	労働政策課	46.3%	H26	70%	H32	45.2%	H27	↘
県職員年次有給休暇（夏期休暇を含む）の1人当たり年間平均取得日数	人事企画課 病院局総務課 教育総務課	13.9日	H26	17日以上	H32	13.9日	H28	→
教職員の年次有給休暇等（夏季休暇を含む）の1人当たり年間平均取得日数	教育人材開発課	14.2日	H26	17日以上	H32	15.4日	H28	↗
警察職員の年次有給休暇等（夏季休暇を含む）1人当たり年間平均取得日数	警察本部警務課	10.8日	H27	17日以上	H31	11.9日	H28	↗
県職員の時差出勤又はフレックスタイム制度の利用者数（実人員）	人事企画課	236人	H27	500人以上	H32	249人	H28	↗
男性の育児休業取得率								
県職員	人事企画課 病院局総務課 教育総務課	5.7%	H26	15%以上	H32	13.4%	H28	↗
教職員	教育人材開発課	4.1%	H26	15%以上	H32	3.8%	H28	↘
警察職員	警察本部警務課	0%	H27	10%	H31	1.05%	H28	↗
民間企業	子育て応援課	2.7%	H26	15%	H29	2.7%	H26	－
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	子育て応援課 女性活躍推進課	1日当たり57分 ※全国 1日当たり67分	H24	全国平均以上	H29	1日当たり57分 ※全国 1日当たり67分	H24	－
男女共同参画推進企業のうちイクボス宣言企業率	女性活躍推進課	20.5%	H27	85%	H32	44.9%	H28	↗
鳥取県男女共同参画推進企業認定企業数	女性活躍推進課	586社	H27	800社	H32	641社	H28	↗

項目	所管課	策定時		目標値		H28年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		結果
鳥取県家庭教育推進協力企業	小中学校課	582社	H27	700社	H30	622社	H28	↗
年度中途の保育所等の待機児童数	子育て応援課	56人	H27.10	解消をめざす	H31	82人	H28.10	↘
放課後児童児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	子育て応援課	91人	H27.5	解消をめざす	H31	80人	H28.5	↗
放課後子供教室 (実施市町村数) (実施教室数)	小中学校課	10市町村 49教室	H27	19市町村 55教室	H31	10市町村 52教室	H28	↗
延長保育設置か所数	子育て応援課	142か所	H27	171か所	H31	169か所	H28	↗
一時保育設置か所数	子育て応援課	75か所	H27	79か所	H31	76か所	H28	↗
病児・病後児保育設置か所数	子育て応援課	21か所	H27	29か所	H31	26か所	H28	↗
「職場」において男女の地位が平等であると考える割合	女性活躍推進課	20.6%	H26	50%	H31	20.6%	H26	—
25歳から44歳までの女性の就業率	女性活躍推進課	79.0%	H24	85%以上	H32	79.0%	H24	—
管理的地位に占める女性割合	女性活躍推進課	従業員10名以上の企業 (18.0% H27)		25%以上	H32	18.0%	H27	—
		従業員100名以上の企業 (22.5% H27)		30%以上	H32	22.5%	H27	—
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合（10人以上）								
係長相当職	女性活躍推進課	25.4%	H27	30%以上	H32	25.4%	H27	—
課長相当職		17.4%	H27	20%以上	H32	17.4%	H27	—
部長相当職		12.8%	H27	15%以上	H32	12.8%	H27	—
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合（100人以上）								
係長相当職	女性活躍推進課	26.1%	H27	35%以上	H32	26.1%	H27	—
課長相当職		18.2%	H27	20%以上	H32	18.2%	H27	—
部長相当職		13.2%	H27	15%以上	H32	13.2%	H27	—
女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定数	女性活躍推進課	2市町村	H27	19市町村	H32	5市町村	H28	↗

項目	所管課	策定時		目標値		H28年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		結果
輝く女性活躍パワーアップ企業登録数	女性活躍推進課	41社	H27	300社	H32	86社	H28	↗
建設業における女性就業者数又はその割合	県土総務課	1,890人 建設業労働者数合計に対する割合 16%	H26	2,200人 建設業労働者数合計に対する割合 18%	H32	1,926人 建設業労働者数合計に対する割合 16.6%	H27	↗
県の地方公務員採用者に占める女性の割合	人事企画課 病院局総務課 教育総務課	54.1%	H27	50%程度	H32	49.3%	H28	↘
県の係長相当職以上（管理的地位）に占める女性の割合	人事企画課 病院局総務課 教育総務課	28.2%	H27.4	32%以上	H32	30.6%	H29.4	↗
県の課長相当職以上に占める女性の割合	人事企画課 病院局総務課 教育総務課	14.6%	H27.4	20%以上	H32	20.5%	H29.4	達成
全警察官に占める女性警察官の割合（育児休業者等を含む）	警察本部警務課	8.0%	H27	10%	H33	8.6%	H28.4	↗
公立小中学校の教頭以上に占める女性の割合	教育人材開発課	18.6%	H28.4	25%程度	H32	18.8%	H29.4	↗
県立高等学校の教頭以上に占める女性の割合	教育人材開発課	9.3%	H28.4	10%程度	H32	10.7%	H29.4	達成
公立特別支援学校の教頭以上に占める女性の割合	教育人材開発課	37.5%	H28.4	40%程度	H32	41.7%	H29.4	達成
商工会及び商工会議所の創業支援による女性の創業件数	産業振興課	年間43件	H27	年間75件以上	H32	年間55件	H28	↗
非正規雇用から正規雇用への転換者数	就業支援課	324人	H27	1,000人	H30	610人	H28	↗
家族経営協定締結農家数	とっとり農業戦略課	290組	H27	318組	H32	302組	H28	↗
農業協同組合における女性役員数	農林水産総務課	6.7%	H27	10%	H32	5.8%	H28	↘
農業委員に占める女性の割合	経営支援課	32%	H27.8	40%	H32	31%	H28	↘
女性認定農業者数	経営支援課	58人	H27	75人	H33	58人	H28	→
指導農業士に占める女性の割合	とっとり農業戦略課	26%	H27	30%以上	H32	22%	H28	↘
女性林業従事者（技術者）数	林政企画課	5人	H27	10人	H32	5人	H28	→
女性漁業就業者数（漁協等での加工・魚食普及を含む）	水産課	105人	H27	150人	H32	108人	H28	↗

●重点目標2 地域・社会活動における男女共同参画の推進

項目	所管課	策定時		目標値		H28 (左欄：実績値、右欄：時点)		結果
県の審議会等における女性委員割合	人事企画課 女性活躍推進課	44.1%	H27.4	40%以上	毎年度	44.3%	H28.4	達成

項目	所管課	策定時		目標値		H28		結果
						(左欄：実績値、右欄：時点)		
「町内会や地域」において男女の地位が平等であると考える割合	男女共同参画センター	31.7%	H26	50%以上	H31	31.7%	H26	—
方針決定の場に女性が参画している自治会の割合	女性活躍推進課	—	—	50%	H32	—	—	—
県、市町村による公民館、自治会等の男女共同参画学習への講師派遣回数	男女共同参画センター	98回	H26	110回	H32	101回	H28	↗
とっとり子育て隊認定数	子育て応援課	4,340	H27	7440隊	H31	5,453	H29.4	↗
消防団員 (女性団員数) (女性が入団している市町村数)	消防防災課	158人 18市町村	H27.1	250人 19市町村	H32	172人 18市町村	H28.4	↗

基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり

●重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援

項目	所管課	策定時		目標値		H28		結果
						(左欄：実績値、右欄：時点)		
健康寿命（男女別）	健康政策課	男性：70.87歳 女性：74.48歳	H25	男性：73歳 女性：76歳	H32	男性：70.87歳 女性：74.48歳	H25	—
自死者の減少	健康政策課	106人	H27	減らす	H29	82人	H28	↗
運動習慣のある者の割合	健康政策課	男性：26.6% 女性：29.4%	H24	男女とも 30%以上	H29	男性：26.5% 女性：21.4%	H28	↘
成人の週1回以上スポーツ実施率	スポーツ課	男性：57.7% 女性：53.3%	H26	男性：68%以上 女性：63%以上	H31	男性：57.7% 女性：53.3%	H26	—
1週間の総運動時間が60分以上の児童生徒の割合（男女別）	体育保健課	中学校女子：80.4% 中学校男子：94.3% 小学校女子：88.5% 小学校男子：94.2%	H27	中学校女子：81% 中学校男子：95% 小学校女子：90% 小学校男子：95%	H32	中学校女子：82.9% 中学校男子：96.1% 小学校女子：87.9% 小学校男子：93.3%	H28	→
がん検診受診率	健康政策課	胃がん：25.8% 肺がん：27.9% 大腸がん：30.2% 子宮がん：32.0% 乳がん：30.5%	H26	50%以上	H29	胃がん：27.0% 肺がん：28.9% 大腸がん：31.7% 子宮がん：33.5% 乳がん：32.2%	H28	↗
子育て世代包括支援センターの設置市町村数	子育て応援課	4市町村	H27	19市町村	H31	11市町村	H28	↗
人工妊娠中絶率	子育て応援課	10.4	H26	9.4	H32	10.0	H27	↗
妊娠11週以下での妊娠の届出率	子育て応援課	91.0%	H26	100%	H32	91.2%	H27	↗

項目	所管課	策定時		目標値		H28		結果
						(左欄：実績値、右欄：時点)		
妊娠中の喫煙（妊娠の届出時）	子育て応援課	2.6%	H27	0%	H32	2.6%	H27	－
県内のNICU病床数	子育て応援課	18床	H27	24床	H32	24床	H28	達成

●重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

項目	所管課	策定時		目標値		H28		結果
						(左欄：実績値、右欄：時点)		
シニア人材バンクへの延べ登録者数	長寿社会課	393人	H27	2,000人	H31	739人	H28	↗
とっとりシニア人材バンク掲載者数	参画協働課	108人	H27	150人	H30	108人	H27	－
学校支援ボランティア (登録者数) (実施市町村数)	小中学校課	7,575人 14市町村	H27	9,000人 19市町村	H31	7,197人 14市町村	H28	↘
ふれあい共生ホーム (設置数) (設置市町村数)	長寿社会課	41箇所 12市町村	H27	50箇所 19市町村	H31	51箇所 12市町村	H28	↗
あいサポーター数	障がい福祉課	292,548人 (うち県内 63,207人)	H27	全国44万人 (うち県内 81,000人)	H32	370,351人 (うち県内 68,250人)	H28	↗
ユニバーサルデザインを知っている 県民の割合	人権・同和对策課	21.6%	H26	50%	H31	21.6%	H26	－
障がい者の実雇用率								
民間企業	就業支援課	1.99%	H27.6	2.0%	H30	2.11%	H28.6	達成
知事部局	人事企画課	2.95%	H27.6	3.0%	H30	2.92%	H28.6	↘
教育委員会	教育総務課	2.75%	H27.6	2.9%	H30	2.74%	H28.6	↘
病院局	病院局総務課	1.90%	H27.6	2.3%	H30	2.46%	H28.6	達成
警察本部一般職員	警察本部警務課	2.61%	H27.6	2.61%以上	H30	2.60%	H28.6	↘
ひとり親家庭を対象とした高等職業 訓練促進継続給付金事業の実施 市町村数	青少年・家庭課	5市町村	H27	19市町村	H31	17市町村	H28	↗
ひとり親家庭を対象とした自立支 援教育訓練給付金事業の実施市町 村数	青少年・家庭課	12市町村	H27	19市町村	H31	10市町村	H28	↘
貧困世帯向けの学習支援事業の実 施市町村数	福祉保健課	9市町村	H27	19市町村	H31	14市町村	H28	↗

●重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

項目	所管課	策定時		目標値		H28		結果
						(左欄：実績値、右欄：時点)		
過去1年間にドメスティック・バ イオレンス(DV)を受けたことが あると答えた人の割合	女性活躍推進課 青少年・家庭課	1.4%	H26	0%	H31	1.4%	H26	－
性暴力被害者支援のためのワン ストップ支援センター設置数	くらしの安心推進 課	0箇所	H27	1箇所	H32	1箇所	H28	達成

基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

●重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

項目	所管課	策定時		目標値		H28 (左欄：実績値、右欄：時点)		結果
「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考える割合	男女共同参画センター	11.5%	H26	50%以上	H31	11.5%	H26	—
男女共同参画を知っている県民の割合	男女共同参画センター	58.9%	H26	100%	H31	58.9%	H26	—
男女共同参画センターによる県民の男女共同参画学習講座等への支援回数	男女共同参画センター	年間79回	H26	年間100回	毎年度	年間80回	H28	↗
男女共同参画センターによる男女共同参画の理解を促進する講座の参加者数	男女共同参画センター	1,311人	H26	1,500人	毎年度	1,585人	H28	達成
【再掲】男性の育児休業取得率(民間企業)	子育て応援課	2.7%	H26	15%	H29	2.7%	H26	—
【再掲】6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	子育て応援課 女性活躍推進課	1日当たり57分 ※全国 1日当たり67分	H24	全国平均以上	H29	1日当たり57分 ※全国 1日当たり67分	H24	—

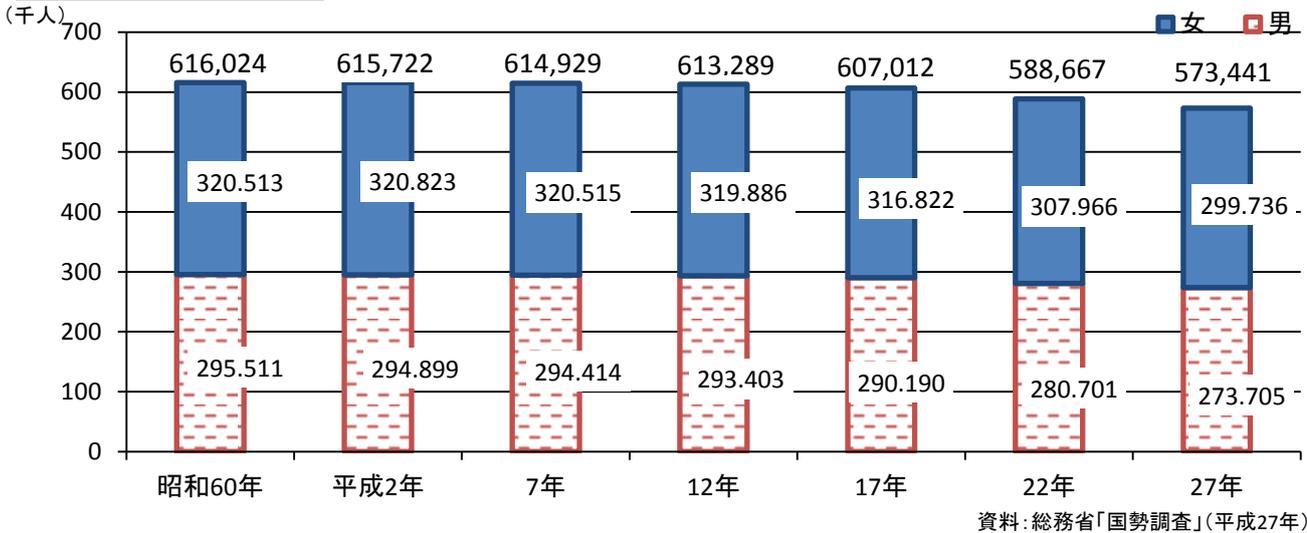
Ⅳ データで見る男女共同参画の現状

鳥取県の人口と世帯

(1) 人口

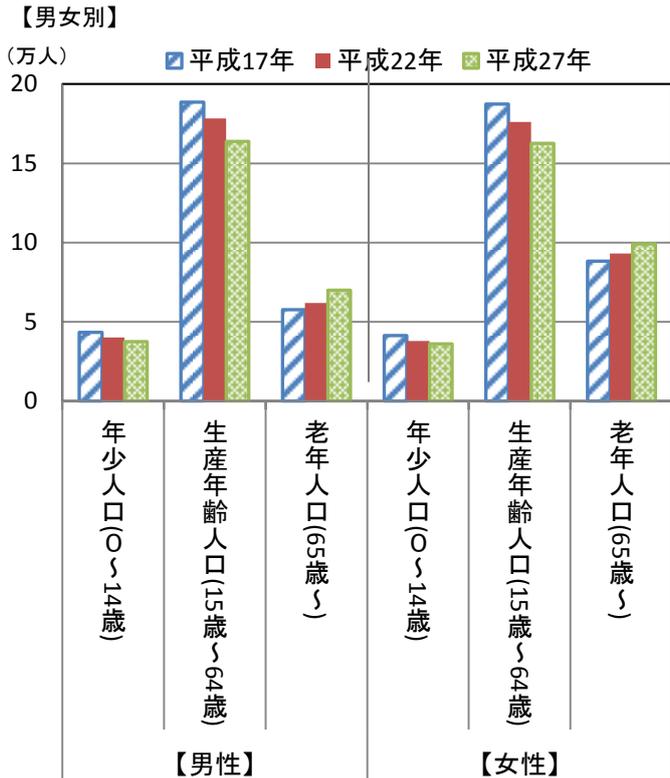
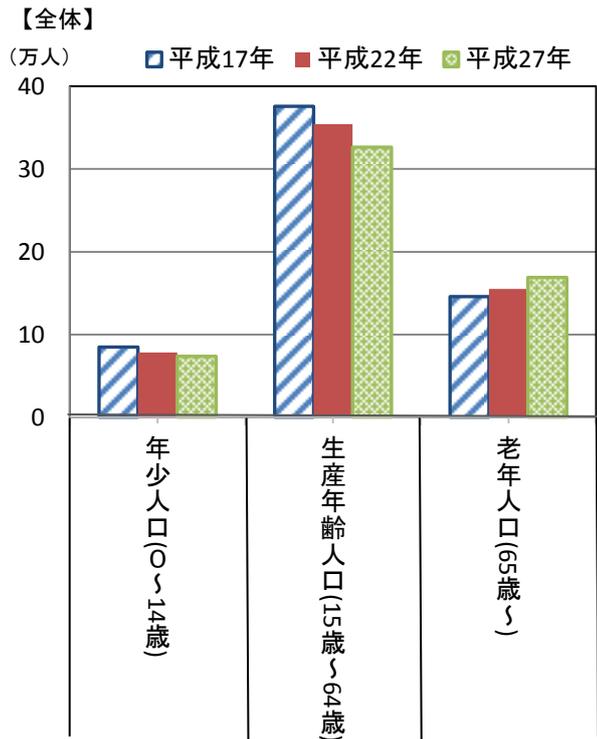
平成27年国勢調査によると、本県の人口は573,441人で22年に比べ15,226人減少している。男女別に見ると、女性が299,736人、男性が273,705人で、女性が26,031人多くなっている。

図1-1 人口の推移



平成27年の国勢調査によると、男女とも本県では高齢化が進んでおり、年少人口(0歳～14歳)も一貫して減少している。

図1-2 年齢3区分別人口の推移

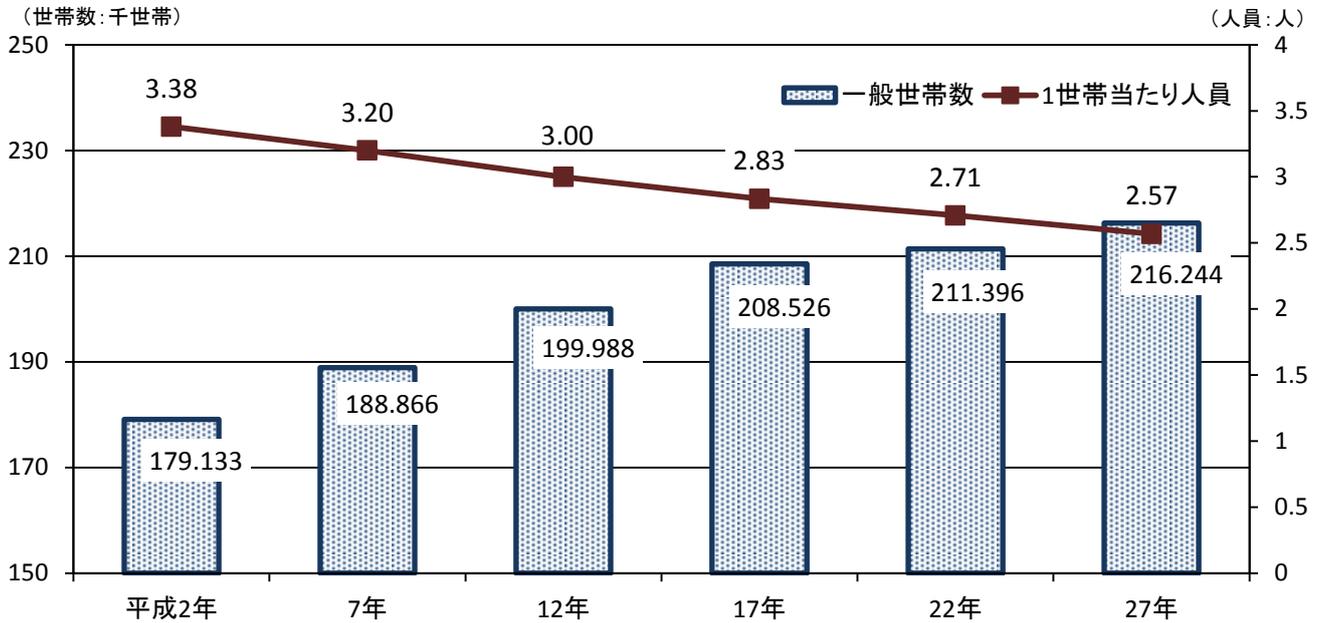


資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

(2) 世帯

平成27年の国勢調査では、本県の一般世帯数は22年に比べ4,848世帯増加しているが、1世帯当たり人員は22年の2.71から2.57へと減少しており、世帯規模は小さくなっている。

図1-3 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

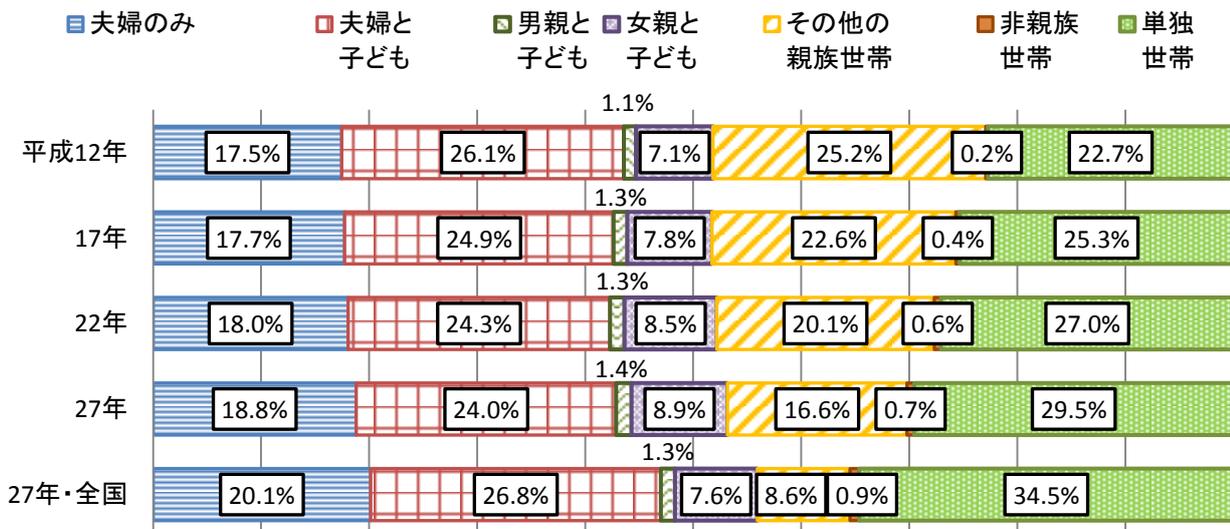


(注)「一般世帯」は、住居と生計を共にしている人の集まり、一戸建て・間借り・下宿・会社独身寮などに居住している単身者で、施設等の世帯は除く。

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

平成27年の本県一般世帯の家族類型は、22年と比べ「夫婦と子供から成る世帯」は0.3%減少しているが、「男親と子ども世帯」「女親と子ども世帯」は共に増加している。

図1-4 一般世帯の家族類型別世帯数の推移



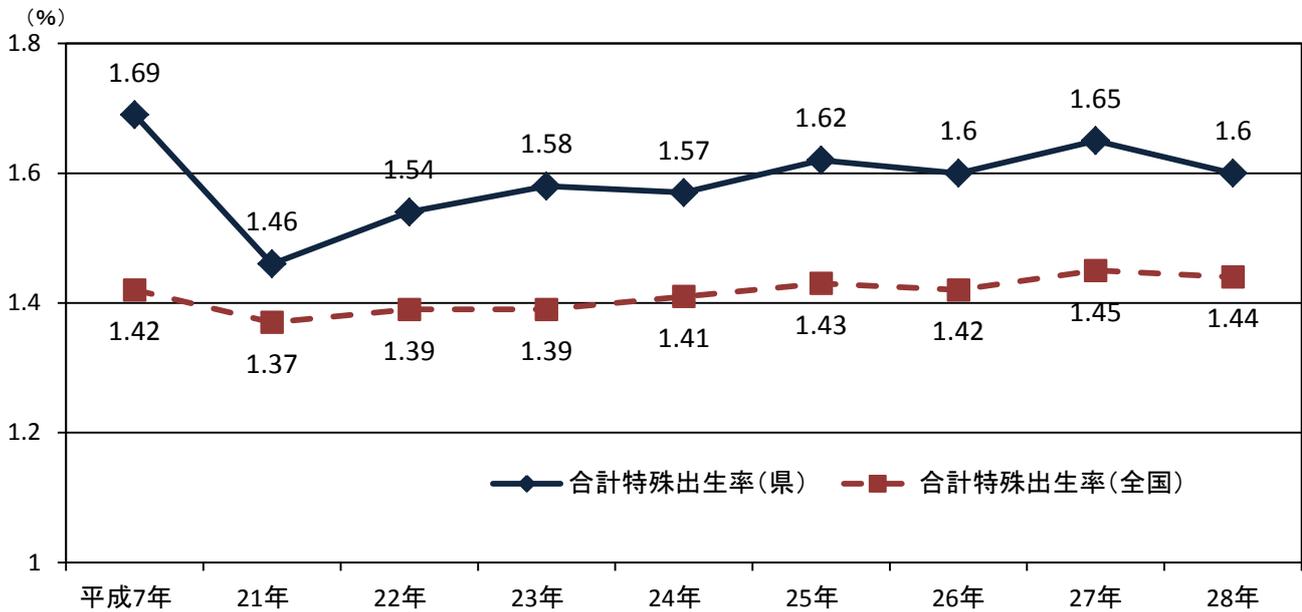
(注) その他の親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
 非親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
 単身世帯・・・世帯員が1人の世帯

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

(3) 人口動態

平成28年の本県の合計特殊出生率は全国を上回って推移しているが、昨年より0.05ポイント減少し1.6であった。

図1-5 人口動態の推移(「合計特殊出生率」全国との比較)

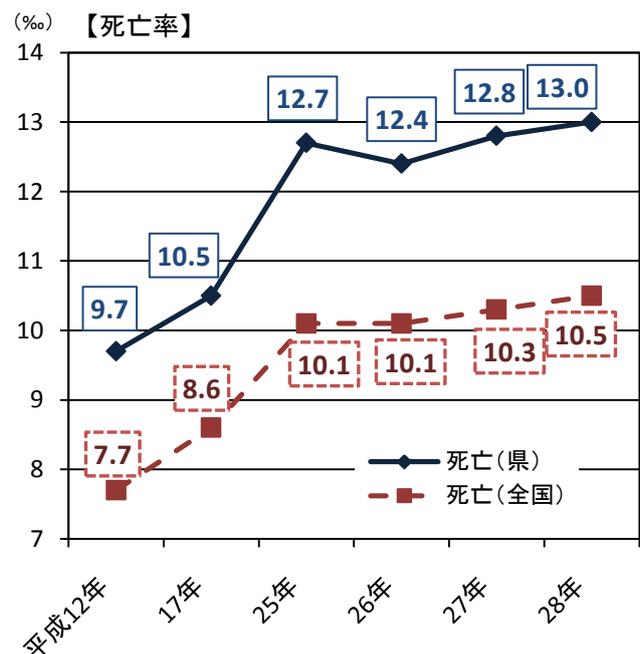
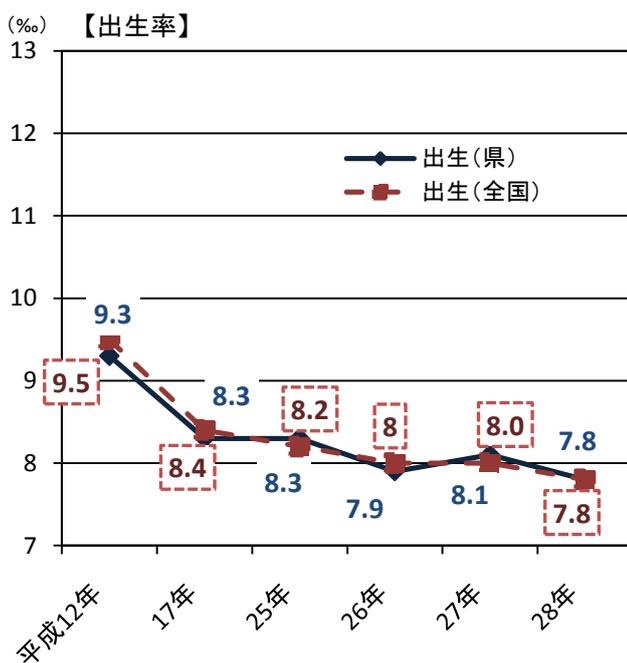


(注)「合計特殊出生率」は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成28年)

平成28年の本県の出生率及び死亡率を全国と比較すると、死亡率は全国を上回って推移している。昨年全国を上回った出生率は、0.3ポイント減少した。

図1-6 人口動態の推移(「出生・死亡」全国との比較)

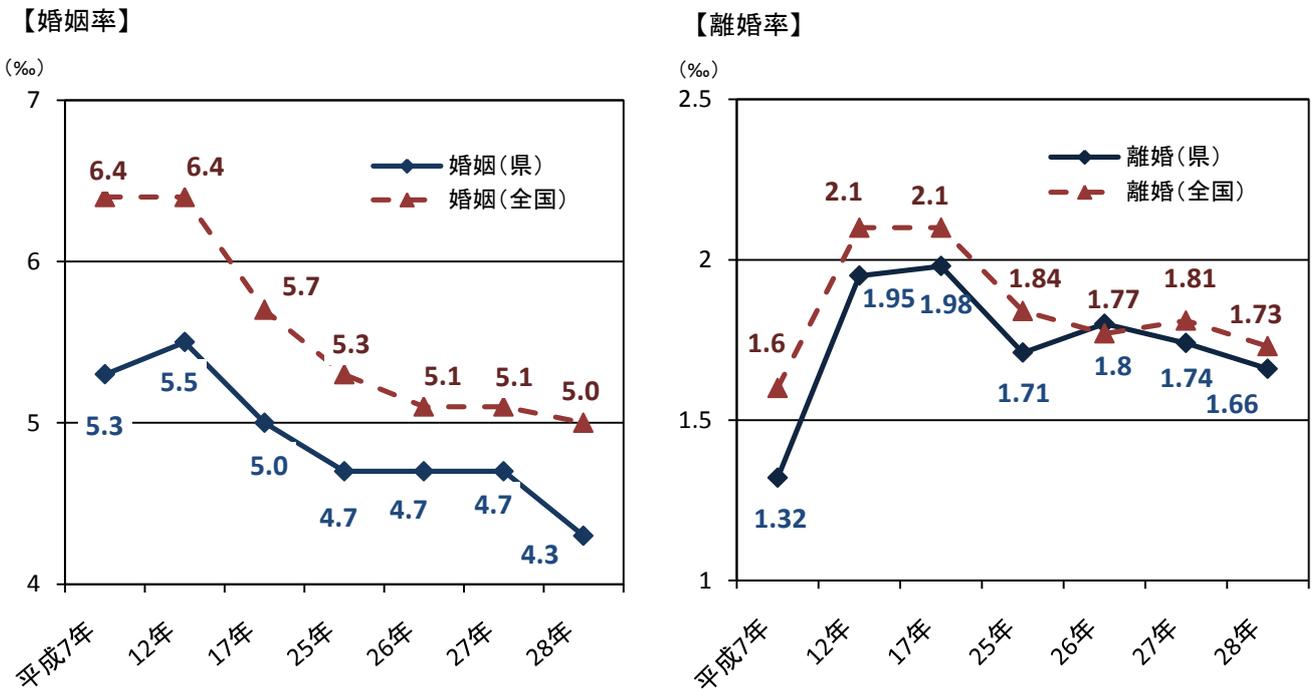


(注)「出生率」、「死亡率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成28年)

平成28年の本県の婚姻率は昨年より減少し4.3ポイントであった。離婚率は0.08ポイント減少し1.66ポイントで、昨年に引き続き全国平均を下回った。

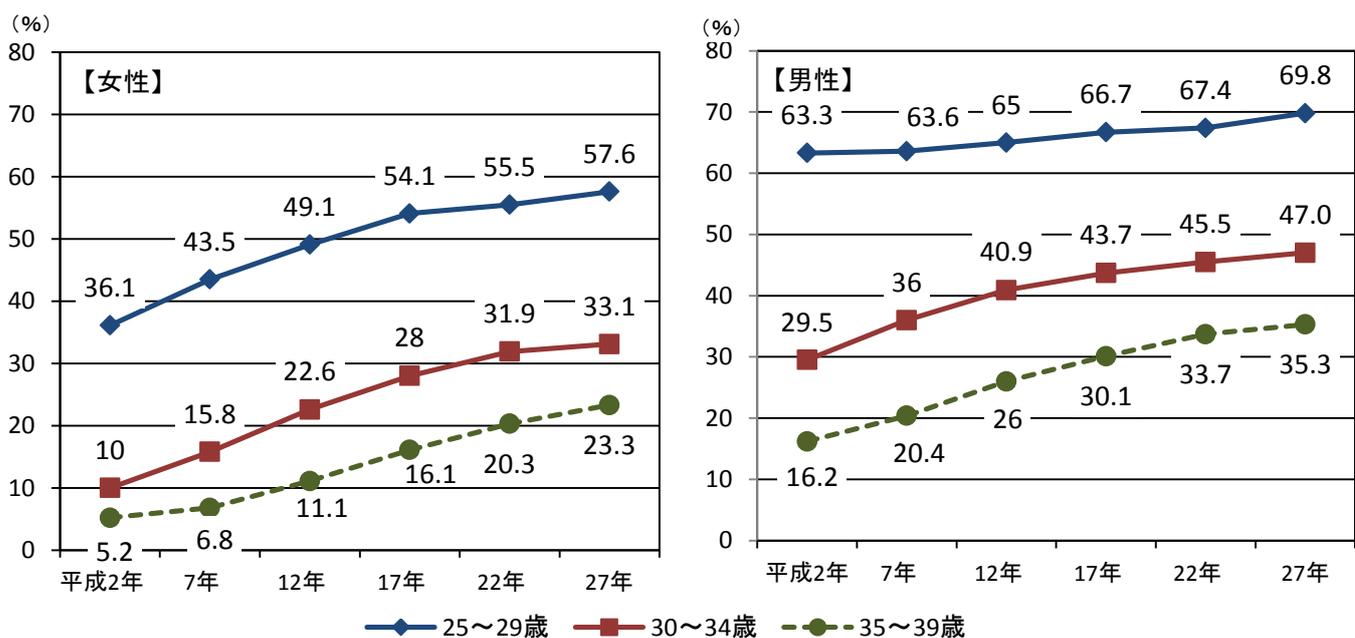
図1-7 人口動態の推移(「婚姻・離婚」全国との比較)



(注)「婚姻率」、「離婚率」は人口千対

平成27年の本県の年齢階級別未婚率は、男女とも各年齢階級において上昇しており、女性と比較し男性の未婚率が高い。

図1-8 年齢階級別未婚率



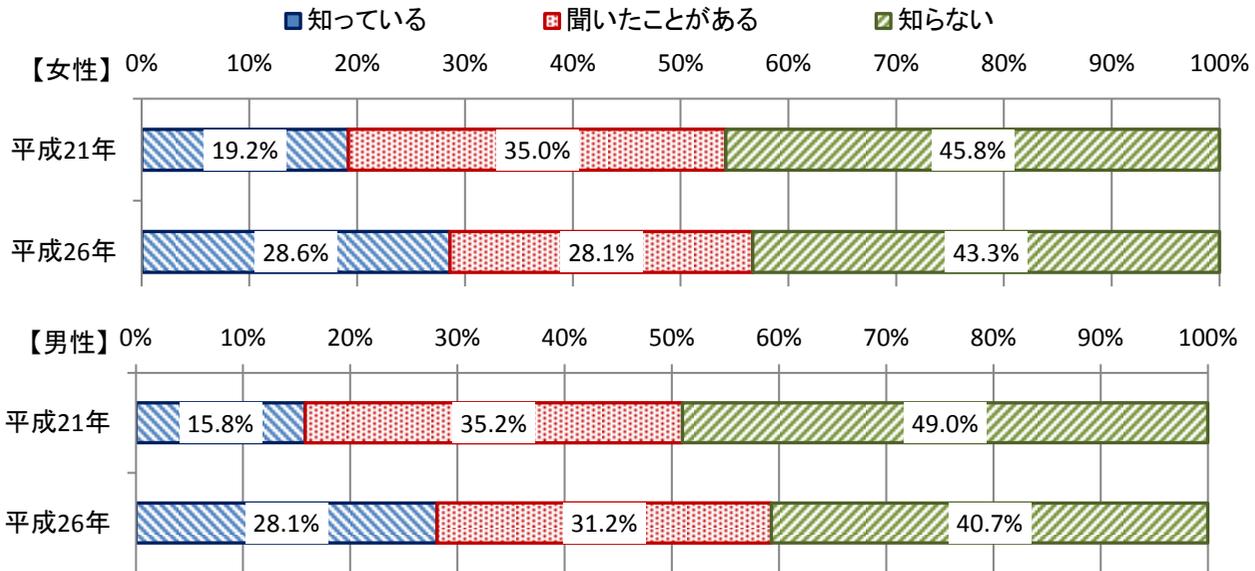
資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

テーマA：男女が共に活躍できる環境づくり

【重点目標1】働く場における女性の活躍推進

平成26年の調査によると、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」について、男女ともに「知っている」、「聞いたことがある」を合わせて、約半数は「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を認知している。

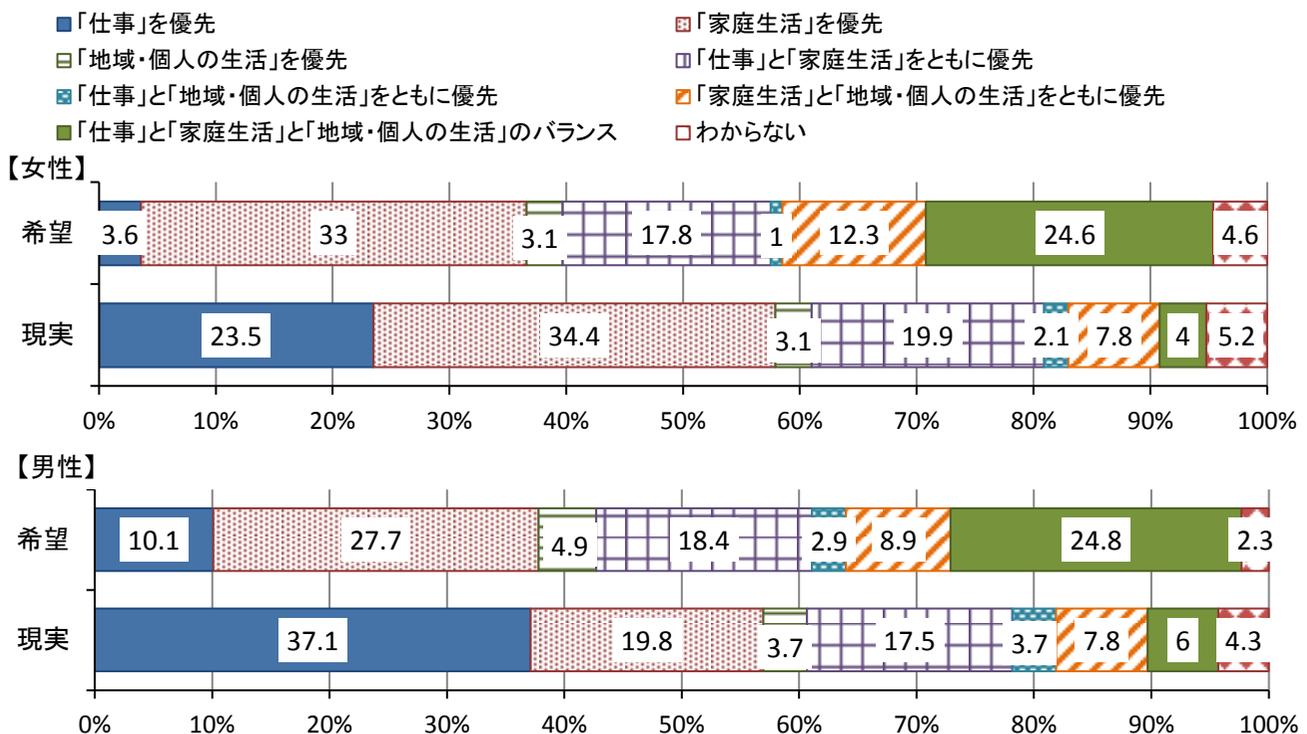
図A-1 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

平成26年の意識調査によると、仕事と生活の調和に関する「希望」は、男女ともに「家庭生活」を優先と答えた割合が高いが、「現実」では男性は仕事、女性は仕事又は家庭生活を優先している割合が高く、希望と現実との間には差が見られる。

図A-2 仕事と生活の調和に関する希望と現実

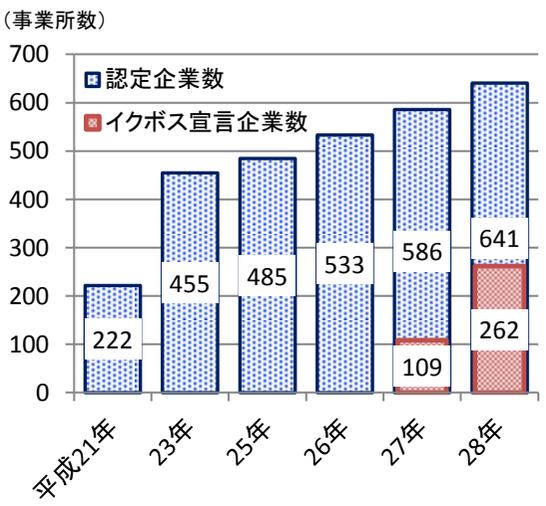


(注)質問における用語の意味「仕事」: 自営業主、家族従業者、雇用者として週1時間以上働いていること
 同「家庭生活」: 家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護など
 同「地域・個人の生活」: ボランティア活動、社会参加活動、交際、つきあい、学習・研究、趣味・娯楽、スポーツなど

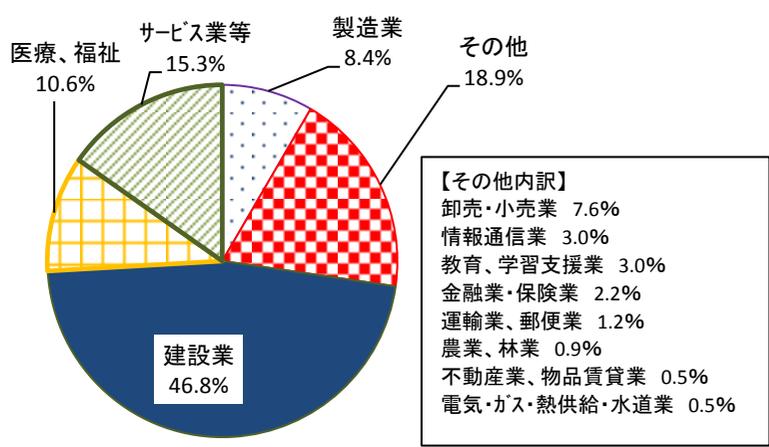
資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

仕事と家庭の両立に配慮しながら男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定された企業等は641事業所(平成29年3月31日現在)であり、28年度の認定数は55事業所であった。業種別では建設業が約半数を占めている。また認定企業のうちイクボス宣言企業数は、27年の109社から262社に増加した。

図A-3 認定状況の推移



図A-4 業種別の認定状況

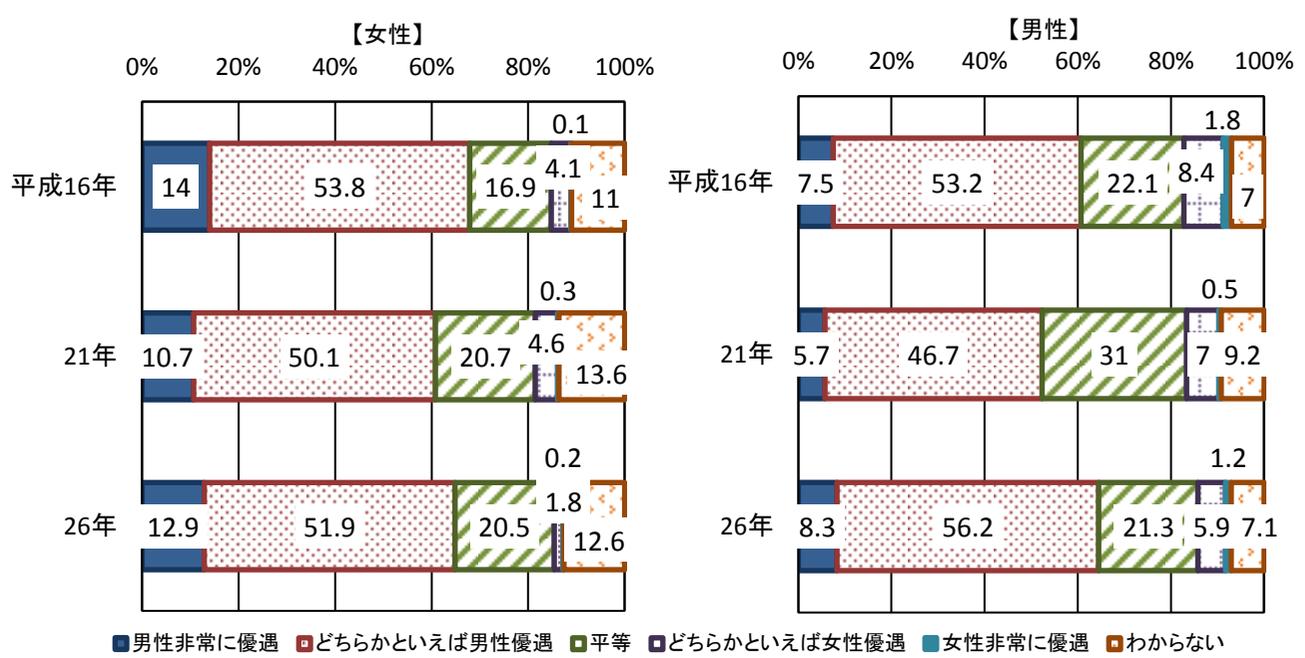


※イクボスとは長時間労働の削減、柔軟な働き方の推進などの働き方改革を通じて、部下の仕事と家庭の両立を応援し、自らもワーク・ライフ・バランスを実践する経営者、管理職を言う。

資料：女性活躍推進課調べ

平成26年の調査によると、男性も女性も6割以上が「男性が優遇されている」と感じ、「平等」と感じる割合が減少。

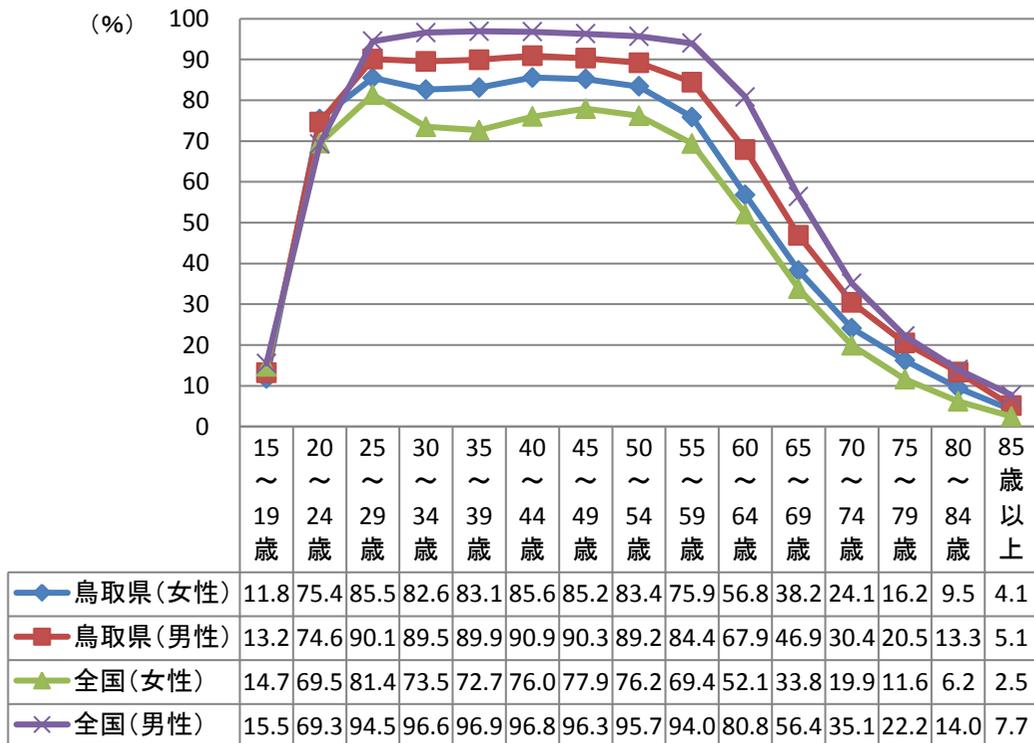
図A-5 職場における男女平等感



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

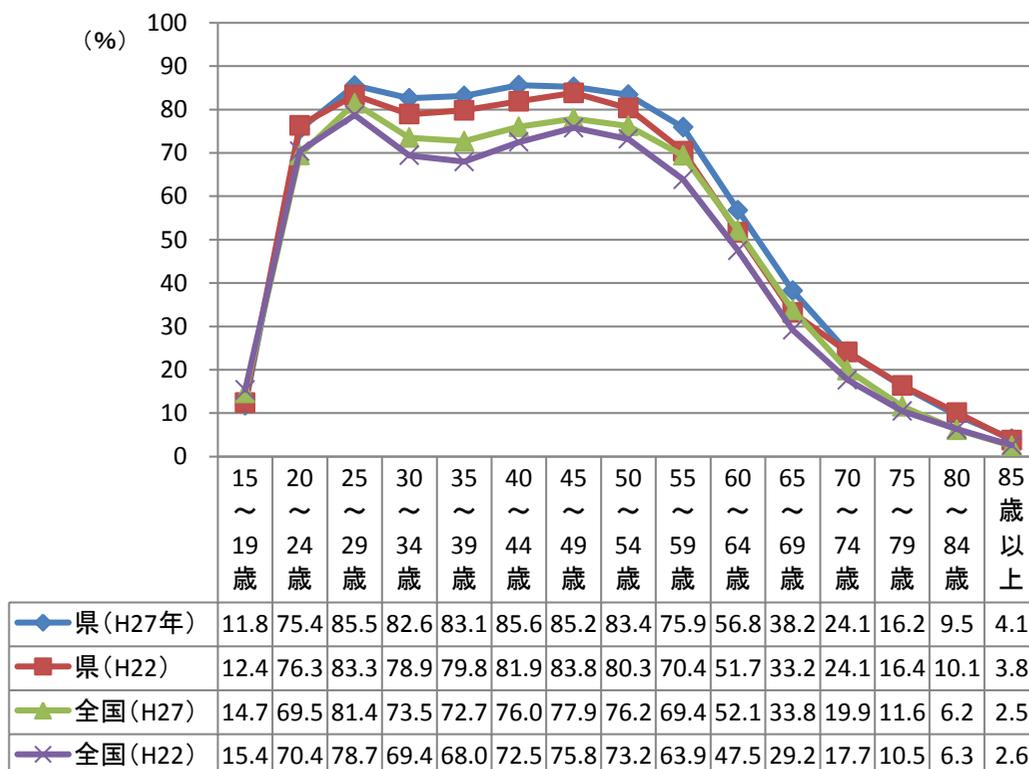
平成27年の本県の女性の労働力率は、30歳代を底とするなだらかなM字カーブを描いており、カーブの底における労働力率は全国と比べて高いものの、結婚・出産・子育て期に就業を中断する様子が伺える。

図A-6(1) 年齢階級別労働力率



資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

図A-6(2) 女性の年齢階級別労働力率の経年変化

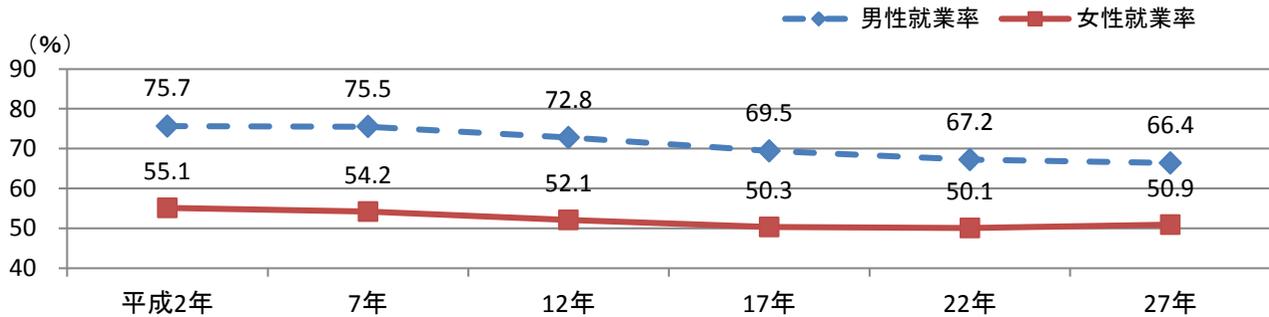


(注)労働力率=15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合

資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

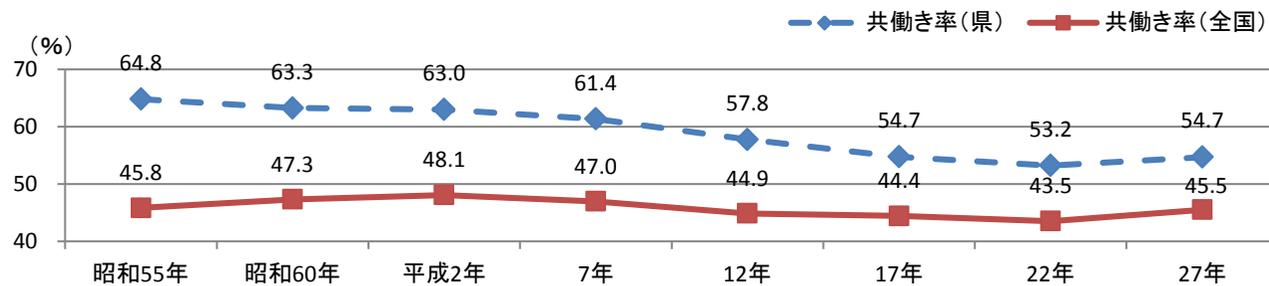
平成27年の本県の男性就業率は66.4%、女性就業率は50.9%で、22年と比べると男性は0.8ポイント減少しているのに対し、女性は0.8ポイント増加し、男女の就業率格差は縮まっている。

図A-7 男女別就業率の推移



資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

図A-8 夫婦とも就業者である世帯の推移

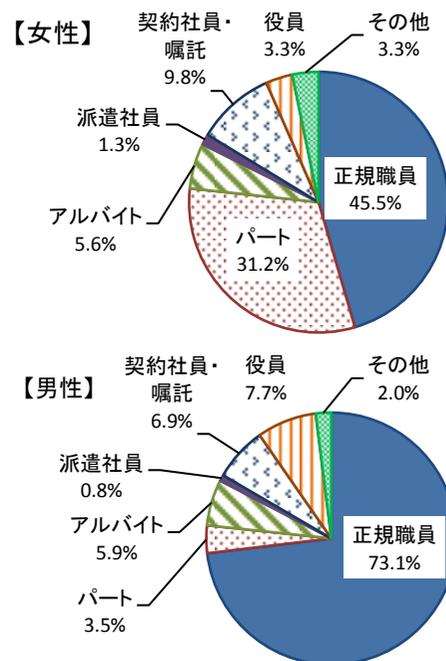
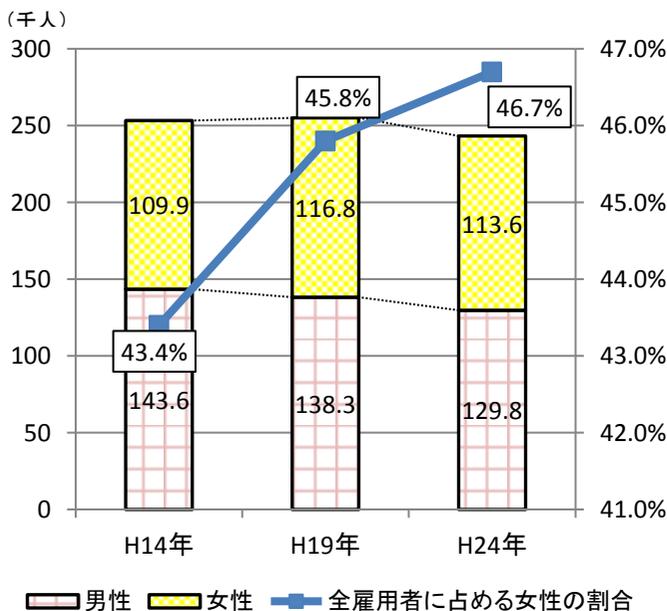


(注) 夫婦とも就業者世帯割合 = 夫婦世帯数に占める夫妻ともに就業世帯数の割合

資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

平成24年の雇用形態別雇用者数は、19年と比べて男女とも正規職員、派遣社員の人数が減少した。また、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は、男性に比べ女性の方が高くなっている。

図A-9 雇用形態別雇用者数の推移



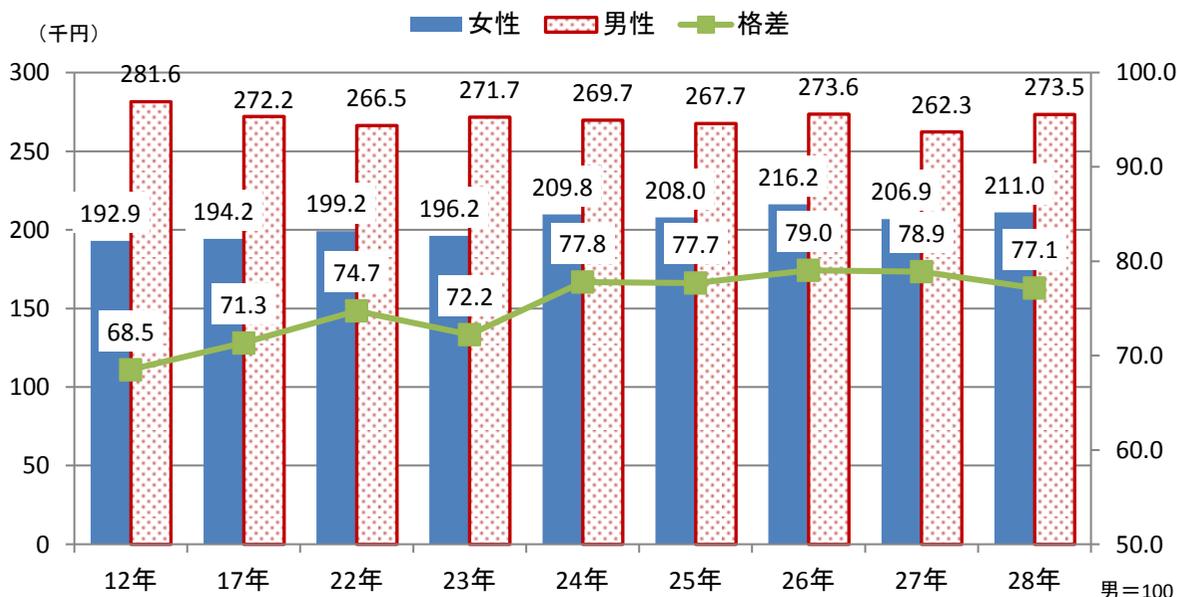
資料: 総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

平成28年の本県の一般労働者一人当たり月間所定内給与額は、昨年と比べ男女ともに減少した。男性を100とすると女性は77.1となり、昨年と比べ格差は1.8増加した。

図A-10 一般労働者の月間所定内給与額

区分	性別	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内 実労働 時間数 (時)	超 過 実労働 時間数 (時)	決まって支給する		年間賞与 その他特 別支給額 (千円)	労働者数 (人)
						現 金 給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)		
18年	女性	40.5	10.7	169	6	219.4	206.4	512.6	39,580
	男性	42.2	12.8	171	13	309.3	285.0	732.7	63,000
19年	女性	40.7	9.9	170	7	205.3	195.7	402.4	35,490
	男性	42.3	12.0	172	13	297.5	274.8	617.6	61,000
20年	女性	41.5	10.4	168	7	210.4	198.6	465.3	38,720
	男性	41.8	12.5	170	13	296.5	272.6	726.2	61,790
21年	女性	41.4	9.8	167	6	202.4	192.0	430.9	35,240
	男性	41.9	12.5	170	10	283.4	263.7	620.1	50,610
22年	女性	41.9	9.2	169	4	208.5	199.2	393.4	40,140
	男性	41.3	12.1	170	11	287.4	266.5	613.9	55,220
23年	女性	42.1	10.3	167	5	206.6	196.2	441.6	29,210
	男性	42.8	12.9	168	11	291.9	271.7	634.6	50,750
24年	女性	42.3	10.6	164	6	222.6	209.8	484.9	34,820
	男性	42.7	12.8	169	11	291.4	269.7	635.9	57,790
25年	女性	42.3	9.8	163	5	222.1	208.0	509.5	37,290
	男性	43.0	13.1	166	14	294.3	267.7	647.4	58,350
26年	女性	41.5	10.6	165	7	231.4	216.2	457.3	33,270
	男性	41.9	12.5	167	13	301.1	273.6	647.3	53,160
27年	女性	42.2	9.9	166	5	220.0	206.9	465.0	33,520
	男性	43.4	12.6	171	12	287.6	262.3	618.4	51,590
28年	女性	42.6	10.8	166	6	222.4	211.0	507.0	34,700
	男性	42.9	12.3	169	13	299.5	273.5	685.5	54,320

(注)一般労働者：短時間(パートタイム)労働者以外の労働者
所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額

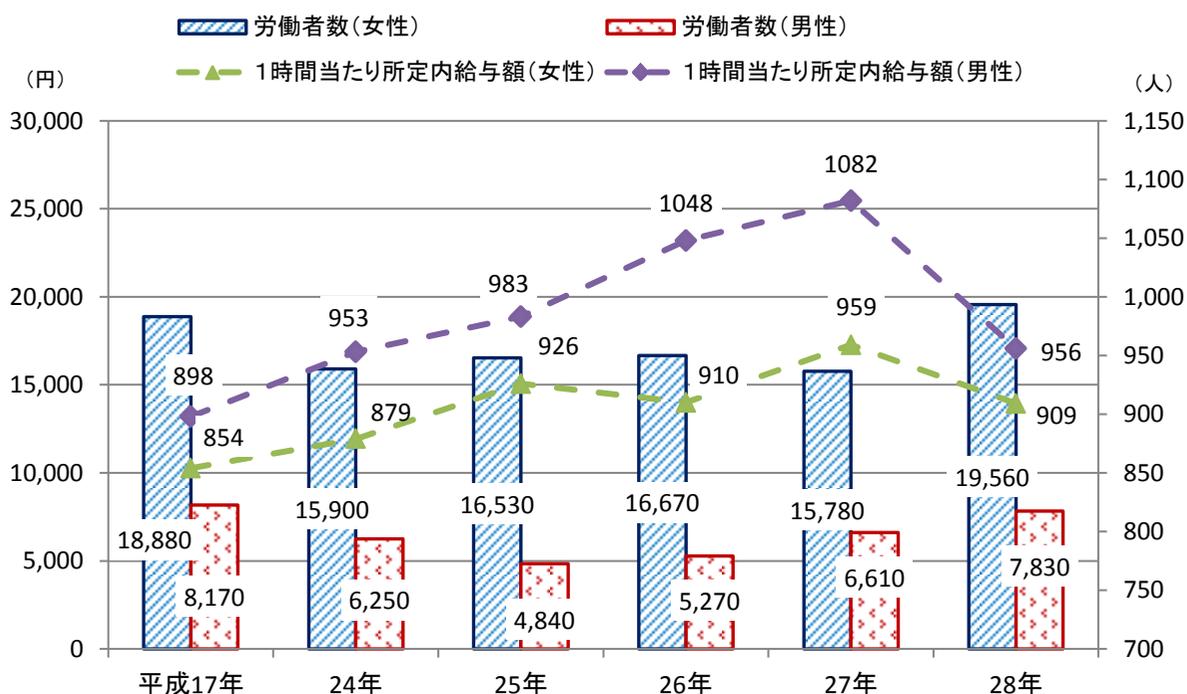


資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成28年)

平成28年の本県の短時間労働者数は、前年と比べ女性、男性ともに増加した。また、1時間当たりの所定内給与額は、男性の956円に対して女性は909円で、男女ともに前年を下回った。

図A-11 短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額

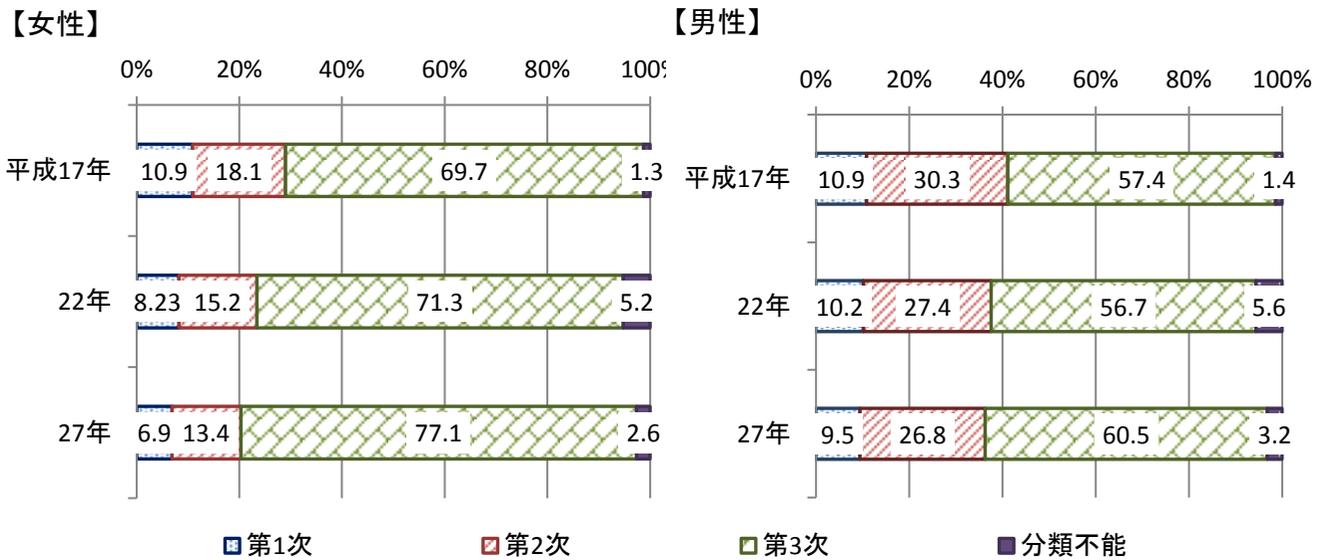
区分	性別	年齢(歳)	勤続年数(年)	実労働日数(日)	1日当たり所定内実労働時間数(時)	1時間当たり所定内給与額(円)	年間賞予その他特別給与額(千円)	労働者数(人)
18年	女性	42.9	5.2	19.7	5.2	873	25.9	16,800
	男性	38.5	3.2	16.9	5.2	928	34.4	4,900
19年	女性	46.0	5.3	20.0	5.3	860	30.3	19,200
	男性	42.5	3.8	17.5	5.1	957	24.8	5,070
20年	女性	46.6	5.6	19.5	5.1	898	38.9	15,560
	男性	41.8	3.9	16.5	5.1	996	24.5	4,940
21年	女性	46.3	5.5	19.3	5.1	890	36.1	18,660
	男性	42.8	4.1	17.8	5.2	1,110	56.3	5,780
22年	女性	46.2	5.5	19.6	5.2	879	30.9	14,410
	男性	44.3	4.3	18.0	5.1	984	19.3	4,200
23年	女性	47.7	6.1	19.0	5.3	898	42.6	13,600
	男性	44.8	4.9	17.2	5.3	972	19.5	4,500
24年	女性	45.9	5.6	19.3	5.2	879	36.5	15,900
	男性	43.3	4.1	17.8	5.0	953	23.1	6,250
25年	女性	48.8	6.3	18.7	5.3	926	35.1	16,530
	男性	44.6	4.8	17.8	5.2	983	23.6	4,840
26年	女性	46.5	6.0	18.5	5.4	910	26.9	16,670
	男性	42.5	5.1	17.1	5.4	1,048	29.6	5,270
27年	女性	47.5	6.2	18.6	5.4	959	39.1	15,780
	男性	44.8	4.8	15.9	5.3	1,082	31.3	6,610
28年	女性	46.6	5.8	18.0	5.4	909	27.3	19,560
	男性	46.6	5.3	17.7	5.1	956	25.7	7,830



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成28年)

平成27年の本県の就業者は、男女ともに第1次産業・第2次産業の割合が減少した。第3次産業は、男女ともに増加している。

図A-12 産業大分類別就業者数

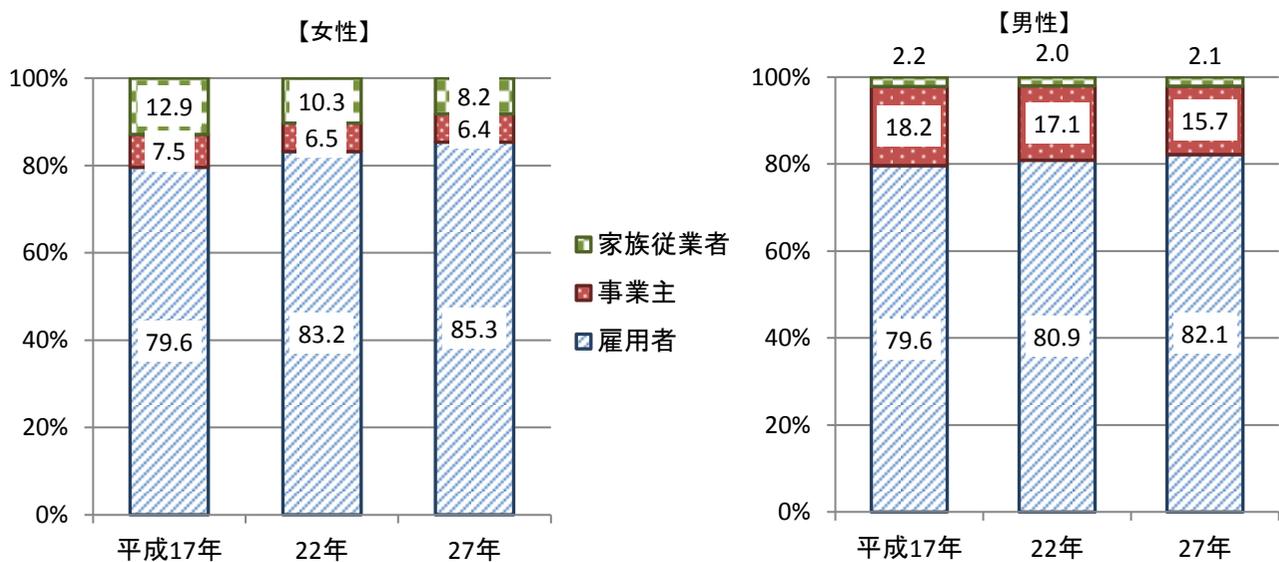


(注) 第1次産業: 農業、林業、漁業 第2次産業: 鉱業、建設業、製造業
第3次産業: 電気・ガス・熱供給・水道業をはじめ各種サービス業を含む14項目

資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

平成27年の本県の就業者の従業上の地位をみると、男性は雇用者が増加。女性も雇用者が2.1%増加し、家族従業者は減少傾向にある。

図A-13 従業上の地位別就業者数の推移

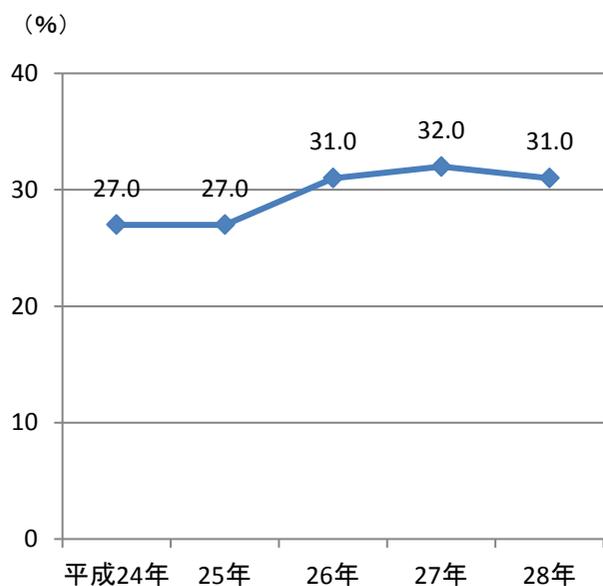


(注) 家族従業者: 農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族
事業主: 家庭内職者を含む、雇用者: 役員を含む

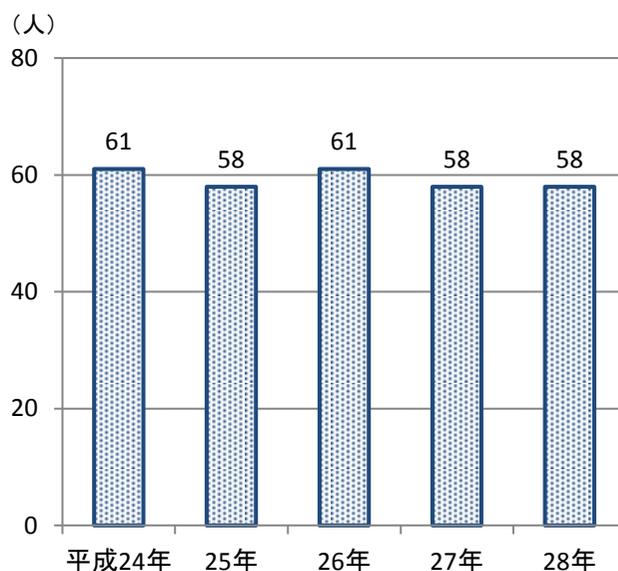
資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

平成28年の農業委員についてみると、農業委員に占める女性の割合は31%で前年より1%減少。女性認定農業者数は、平成24年からほぼ横ばいである。

図A-14 農業委員に占める女性の割合



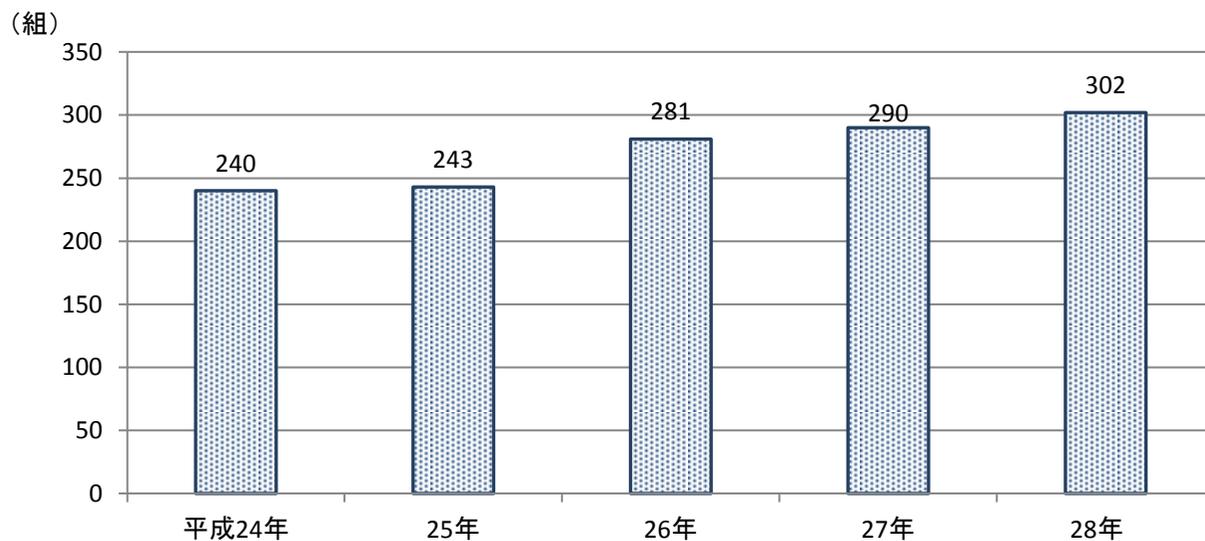
図A-15 女性認定農業者数の推移



資料: 経営支援課調べ

平成28年の家族経営協定の締結状況は302組で、前年より12組増加した。

図A-16 家族経営協定の締結状況

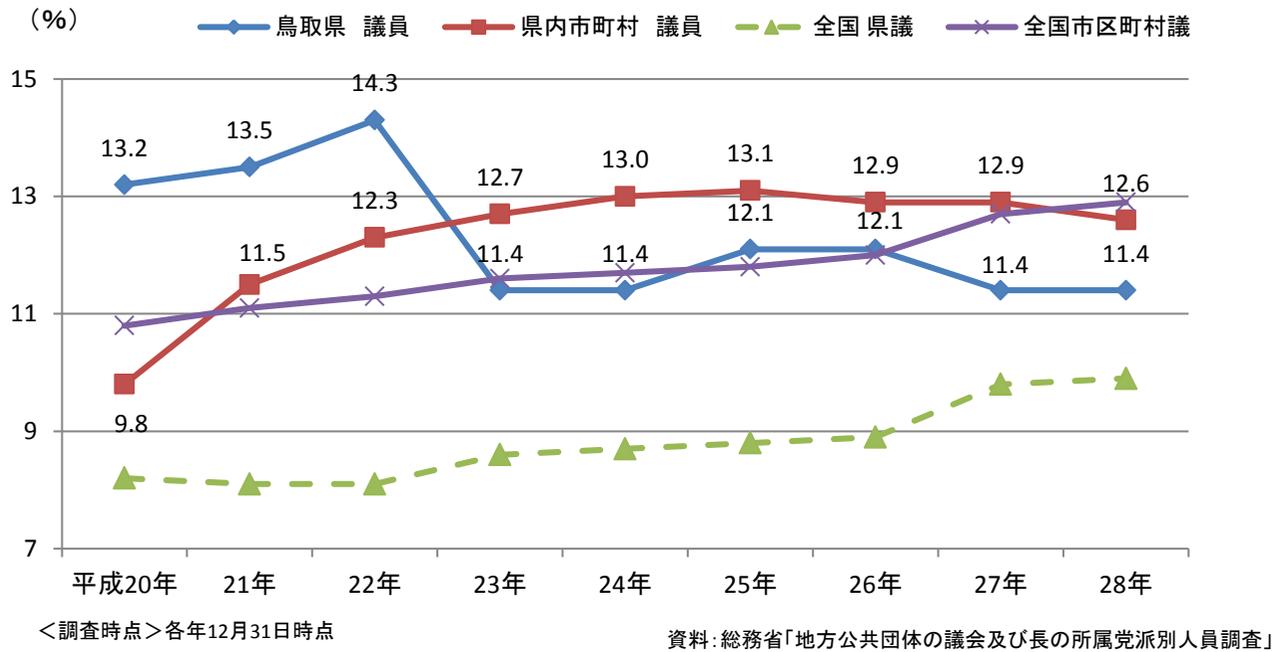


資料: とっとり農業戦略課調べ

【重点目標2】 地域・社会活動における女性の活躍推進

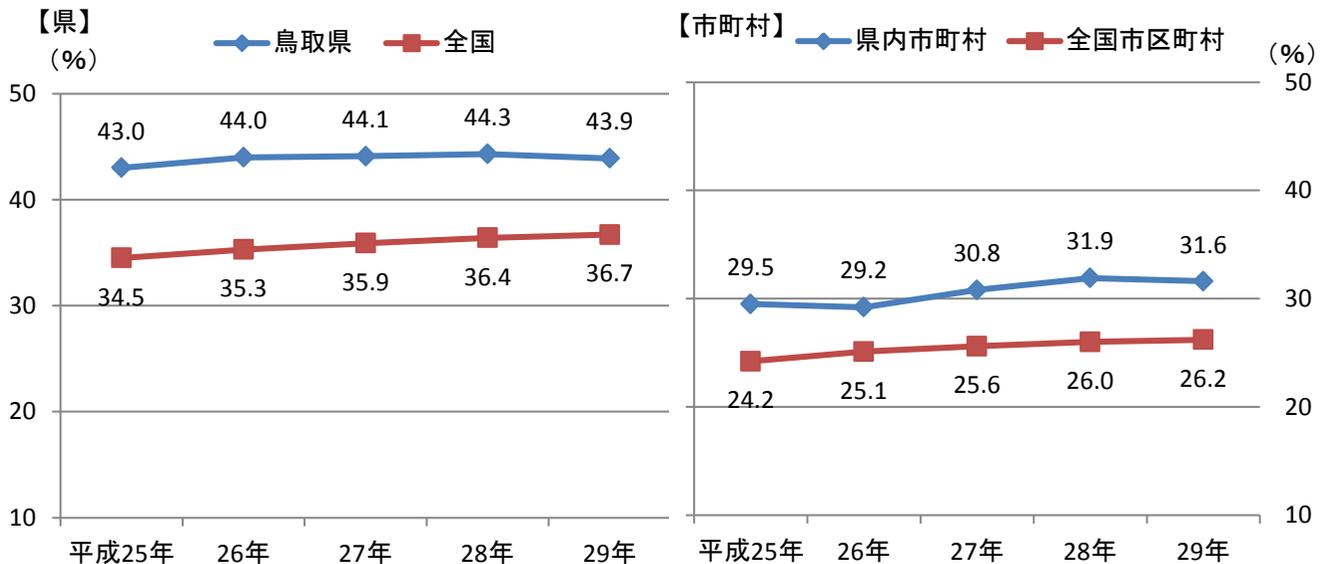
平成28年の本県の議会における女性議員の割合は、県議会で11.4%、市町村議会で12.6%となっている。

図A-17 議会議員における女性割合の推移



平成29年の本県の審議会委員における女性の割合は、県43.9%、市町村31.6%となっている。県においては平成15年以降40%を上回って推移している。

図A-18 審議会委員における女性割合の推移



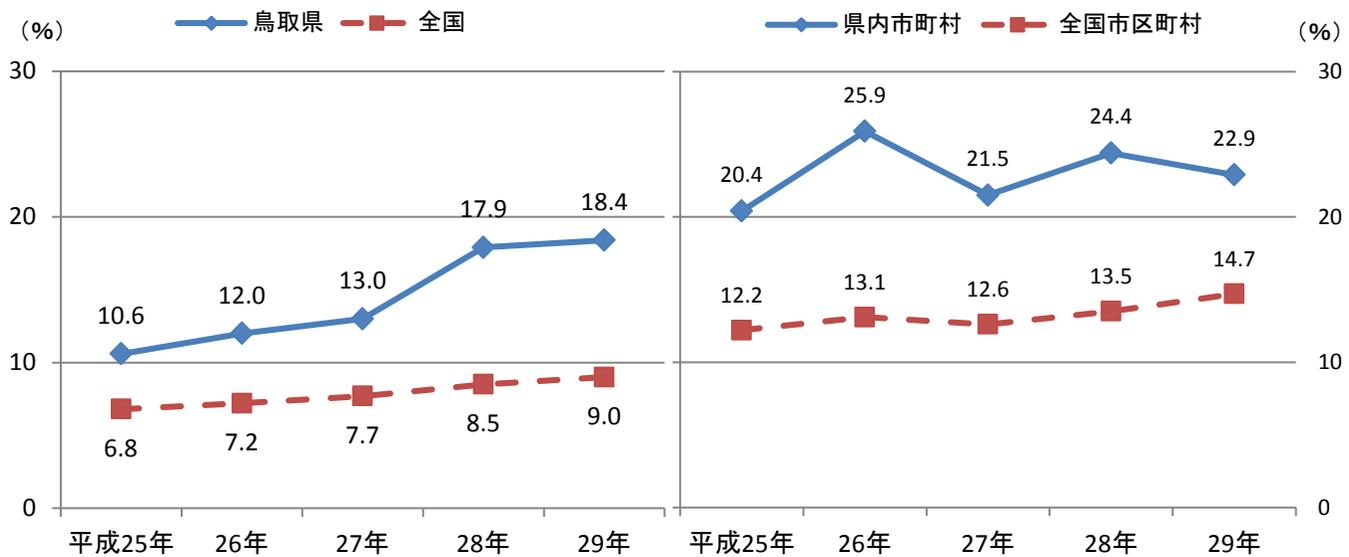
(注)各年4月1日時点

県は目標設定の対象である審議会等(※)における数値。
 県内市町村、全国市区町村は広域で設置された審議会を含む。
 ※各都道府県(市町村含む)で女性の登用目標が設定されており、その目標の対象である審議会等を言う。

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成29年)

平成29年の本県の自治体管理職(本庁の課長相当職以上)における女性の割合は、県が18.4%、市町村は22.9%となり、県については昨年に引き続き全国1位となっている。

図A-19 自治体管理職における女性割合の推移

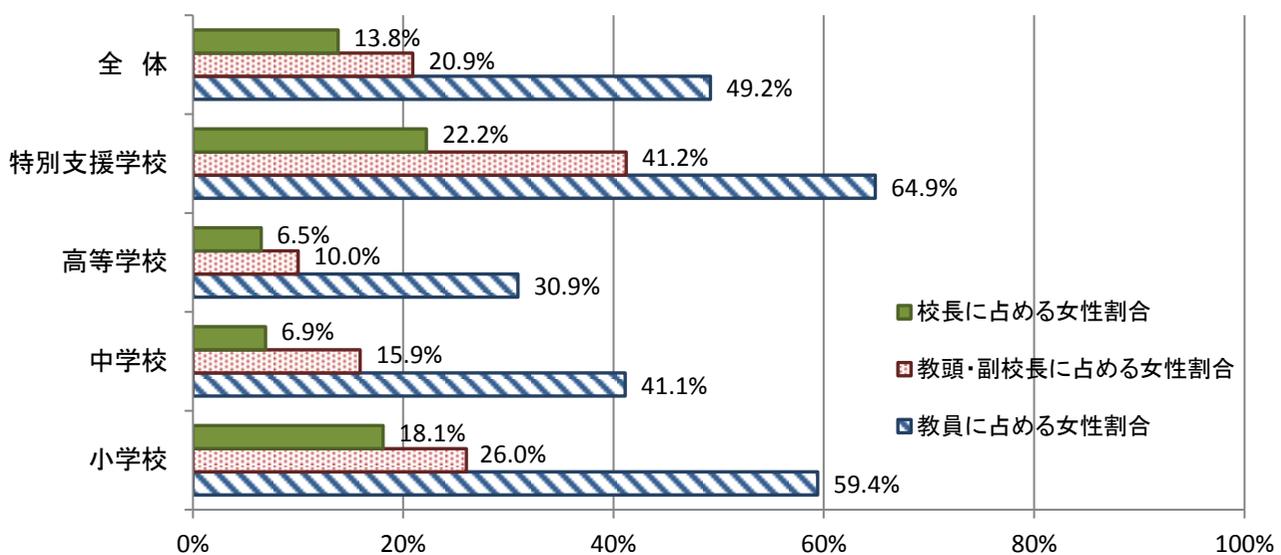


(注)各年4月1日時点
本庁には警察本部、教育委員会を含むが、教育関係機関の教育職は対象外

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成29年)
※平成29年の県および県内市町村は女性活躍推進課調べ

平成28年の本県の教員の男女比率はほぼ同率であるが、うち女性の教頭及び副校長は20.9%、校長は13.8%となっている。特に中学校・高等学校では、教員の女性割合に比べ、かなり低くなっている。

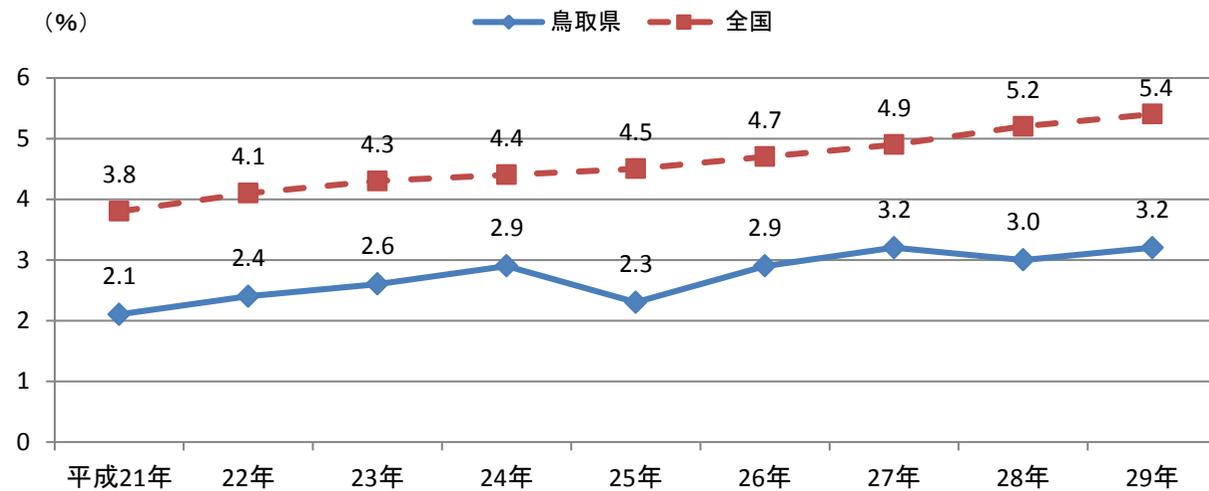
図A-20 教頭以上における女性割合



資料:文部科学省「学校基本調査」(平成28年)

平成29年の本県の自治会役員のうち、会長2,721名中女性は88名の3.2%で、前年より0.2ポイント増加している。

図A-21 自治会会長における女性割合

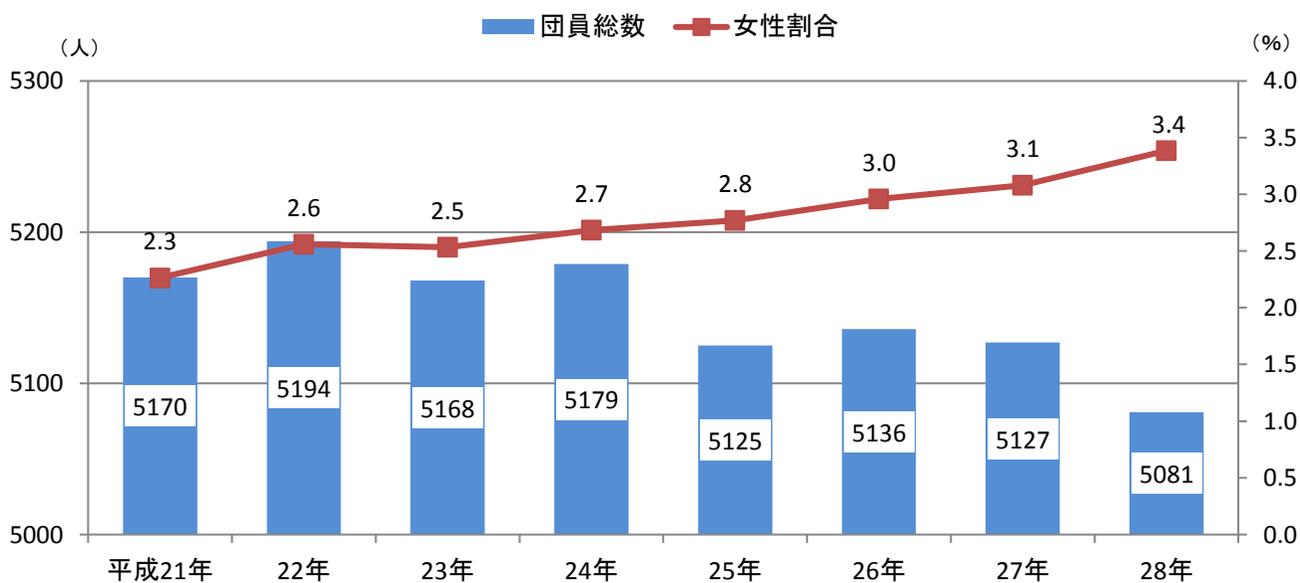


(注) 各年4月1日時点

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成29年)
 ※平成29年の県は女性活躍推進課調べ

平成28年4月1日現在の本県の消防団員は5,081人で、前年より46人減。うち女性は昨年より14名増えて172人で、団員数の3.4%であった。

図A-22 消防団員における女性割合



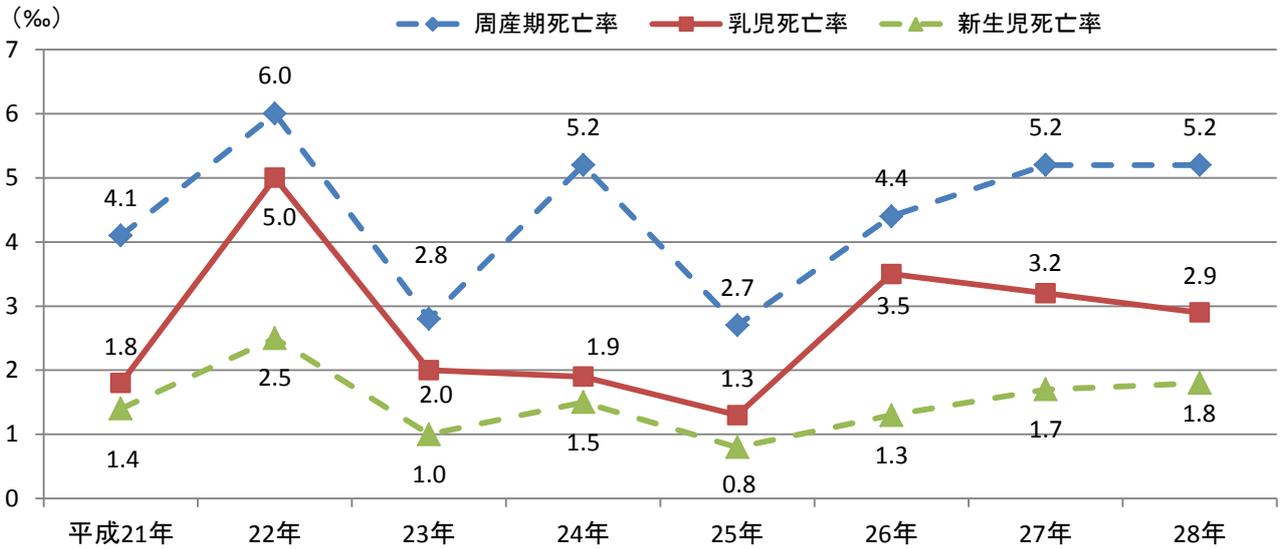
資料：鳥取県消防防災年報

テーマB：安心・安全に暮らせる社会づくり

【重点目標3】生涯を通じた男女の健康支援

平成28年の本県の周産期死亡率は横ばい、新生児死亡率は0.18%と前年と比べ増加した。乳児死亡率は前年より0.03%減少している。

図B-1 母子保健関係指標の推移

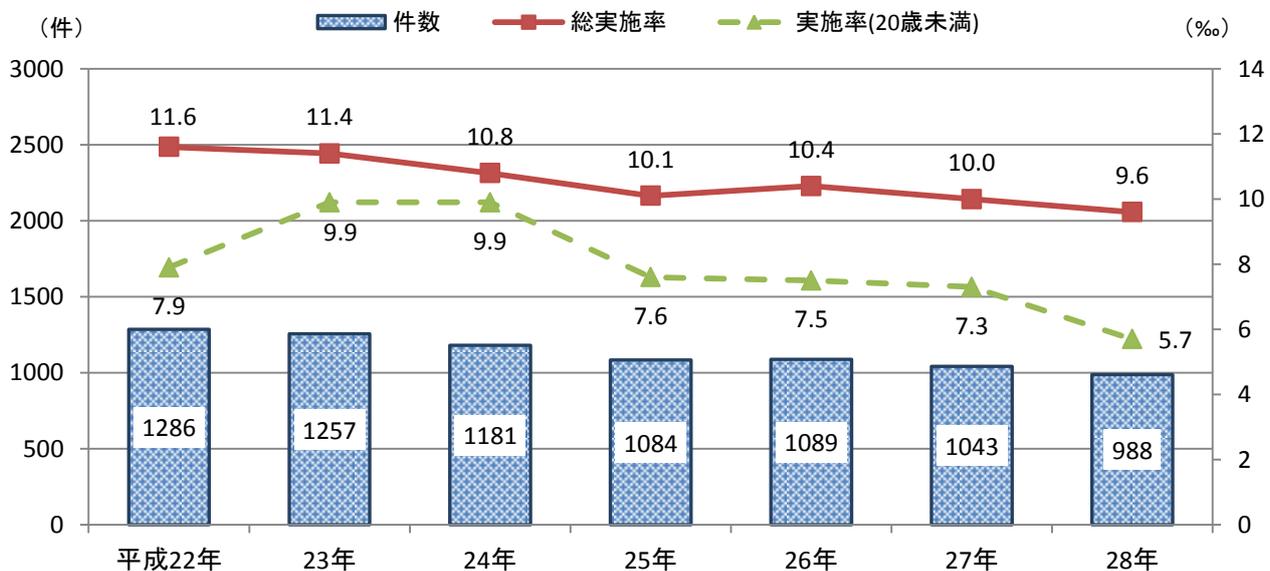


(注)「周産期死亡率」は、(妊婦満22週以後の死産数+早期(生後1週未満)新生児死亡率)÷出産数×1000
 「乳児(生後1年未満)死亡率・新生児(生後4週未満)死亡率」は、年間の死亡数÷年間の出生数×1000

資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成28年)

平成28年の本県の人工妊娠中絶件数は988件で、前年より55件減少。また、総実施率、20歳未満の人工妊娠中絶実施率も、ともに減少した。

図B-2 人工妊娠中絶件数の推移

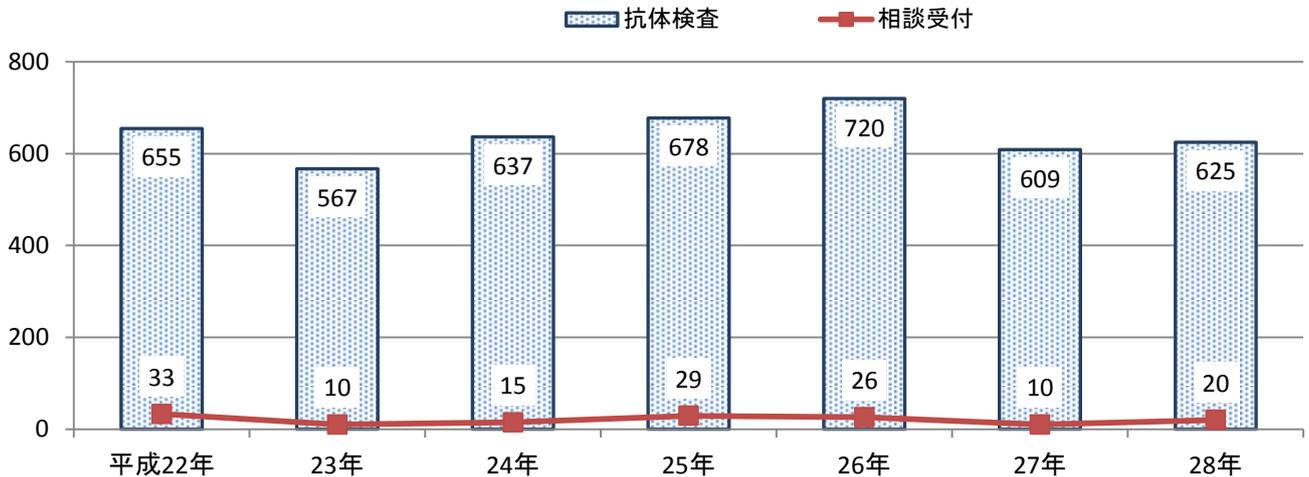


(注)「人工妊娠中絶実施率」は、人工妊娠中絶総件数/15歳以上50歳未満女子総人口×1000

資料：厚生労働省「保健・衛生行政業務報告」(平成28年)

平成28年のエイズ患者・感染者情報によると、本県の保健所におけるHIV抗体検査は625件で、前年に比べ16件増加し、相談受付も前年に比べ10件増加し20件であった。

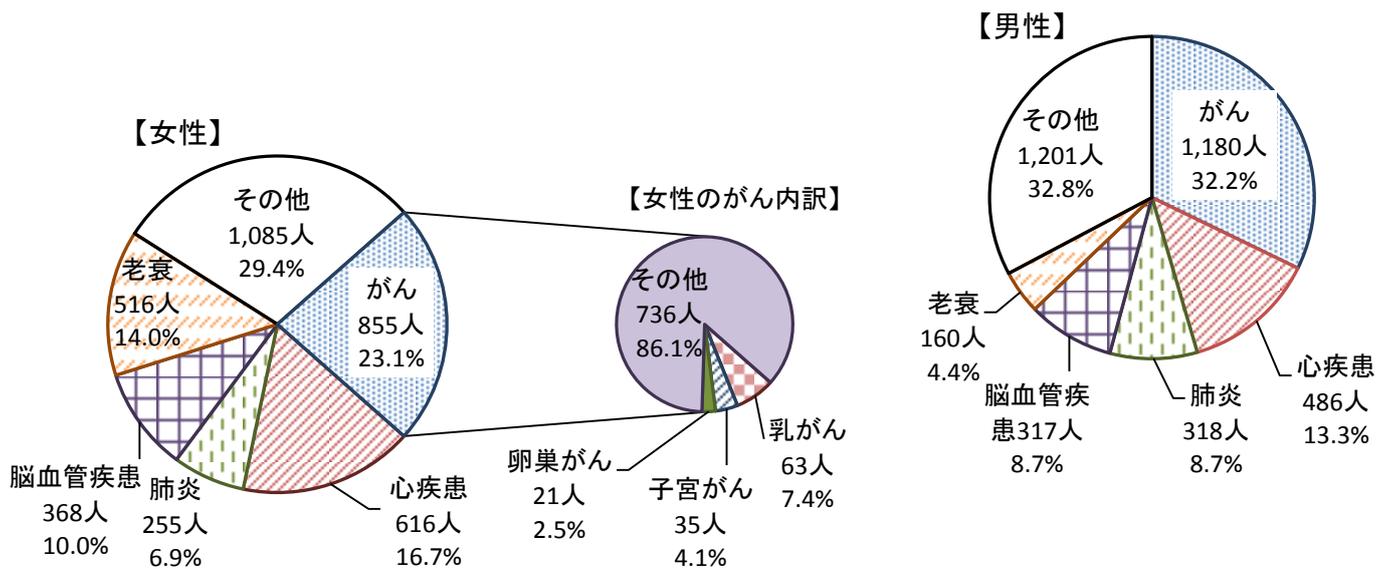
図B-3 保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移



資料：厚生労働省「エイズ発生動向年報」(平成28年)

平成28年の本県における死亡原因の1位は男女ともにがんであるが、女性では乳がんで63人、子宮がんで35人、卵巣がんで21人の方が亡くなっており、女性のがん死亡原因の13.9%を占めている。

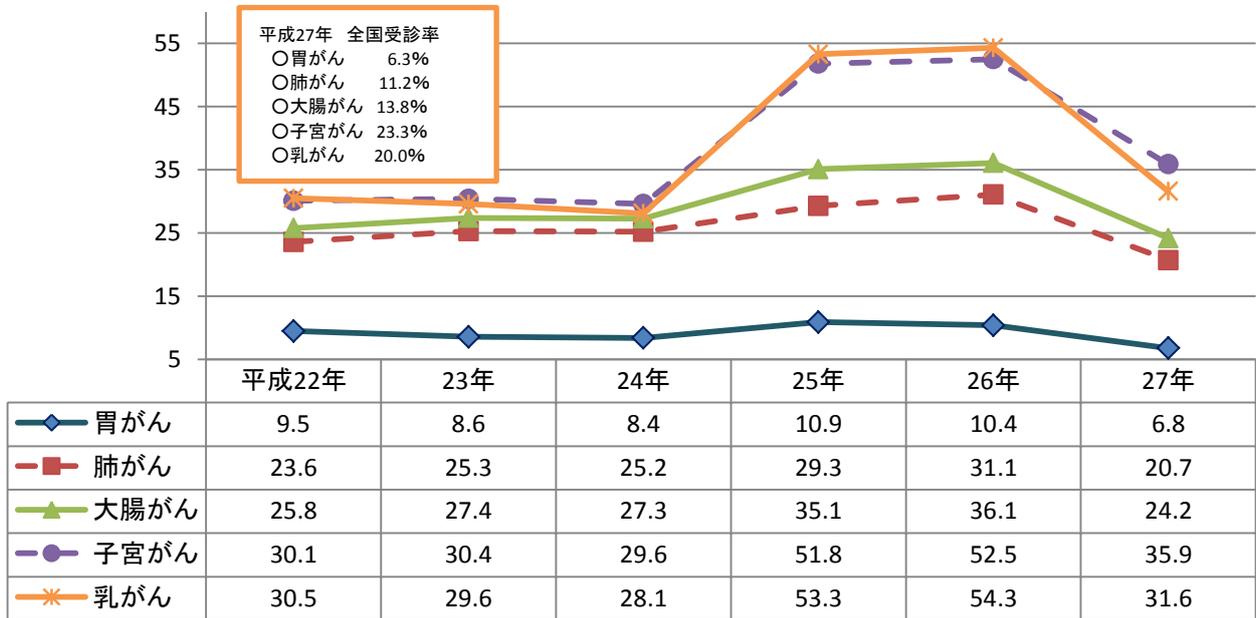
図B-4 死亡原因の内訳



資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成28年)

平成27年の本県のがん検診受診率は、全ての検診で全国の受診率を上回っているものの、例年に比べ全体的に大きく減少している。

図B-5 がん検診受診率の推移

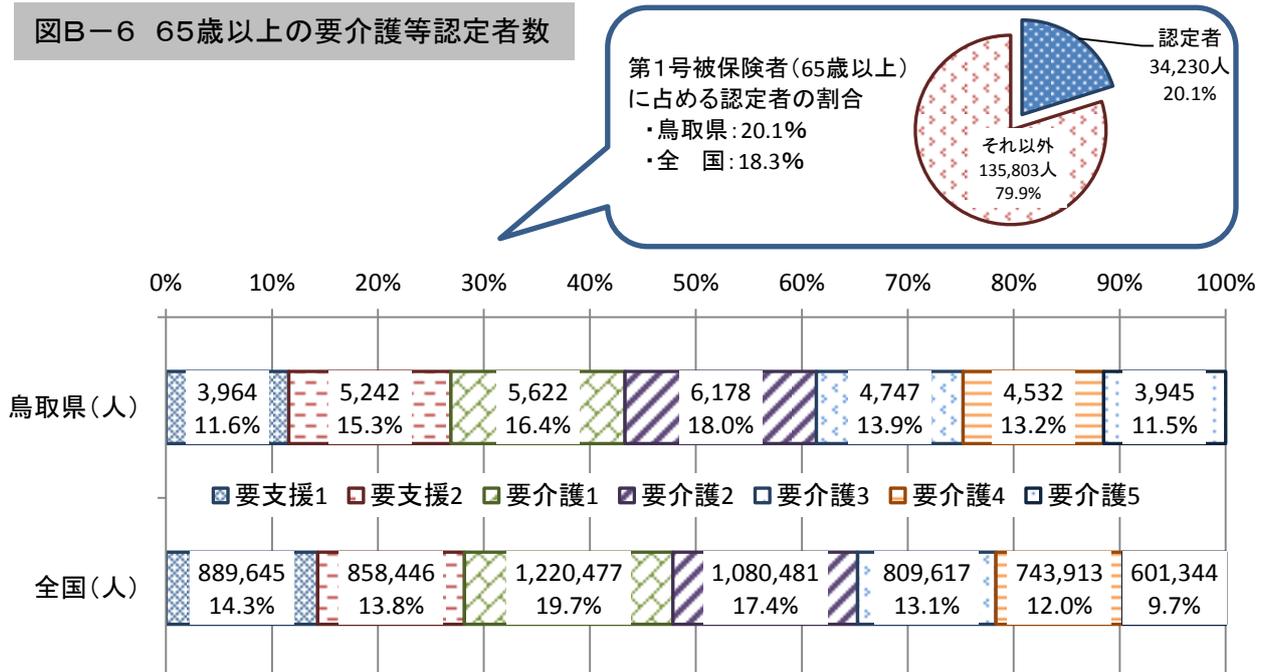


注:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8閣議決定)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢が40歳以上(子宮がんは20歳以上の女性)から40歳~69歳(「子宮頸がん(平成24年度より変更)」は20歳~69歳)に変更。資料:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成27年)

【重点目標4】誰もが安心して暮らせる環境整備

平成27年の調査によると、県内の65歳以上で要介護または要支援の認定を受けているものは34,230人となり昨年度より1,020人増加、65歳以上の第1号保険者数も昨年度より2,926人増加したため、65歳以上第1号被保険者に占める要介護認定者の割合は昨年とほぼ横ばいの20.1%となっている。

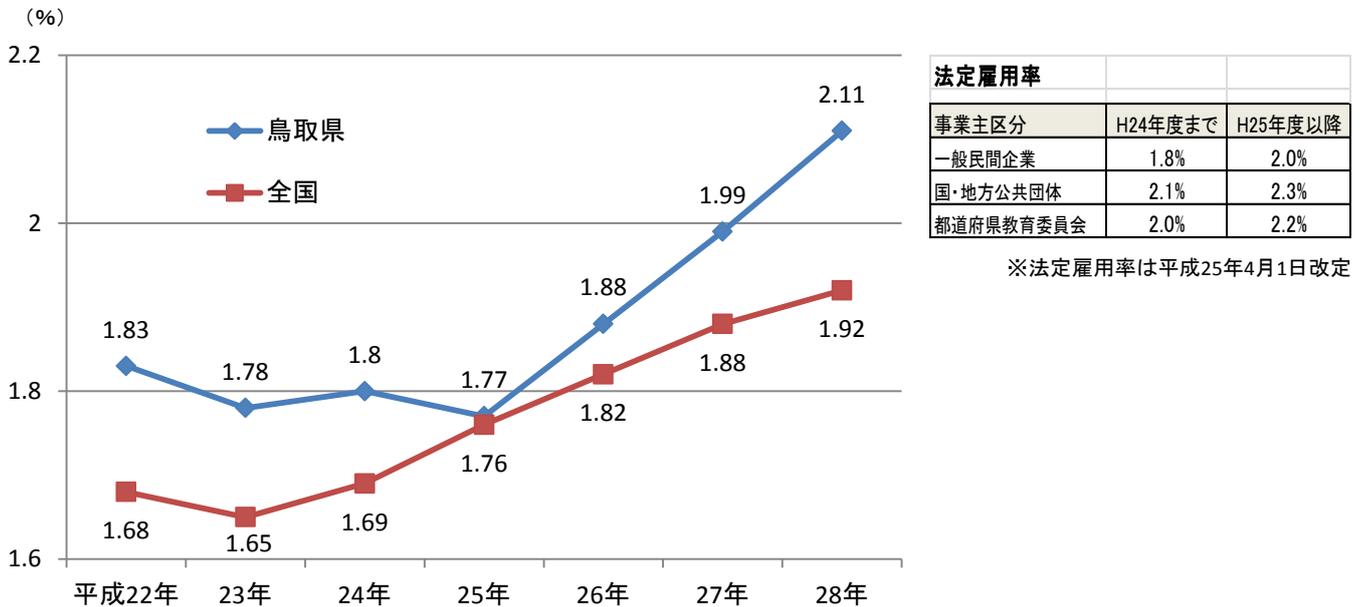
図B-6 65歳以上の要介護等認定者数



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告調査」(平成27年)

平成28年の調査では、本県の一般民間企業における障がい者の雇用率は2.11%で、昨年に引き続き過去最高を更新した。

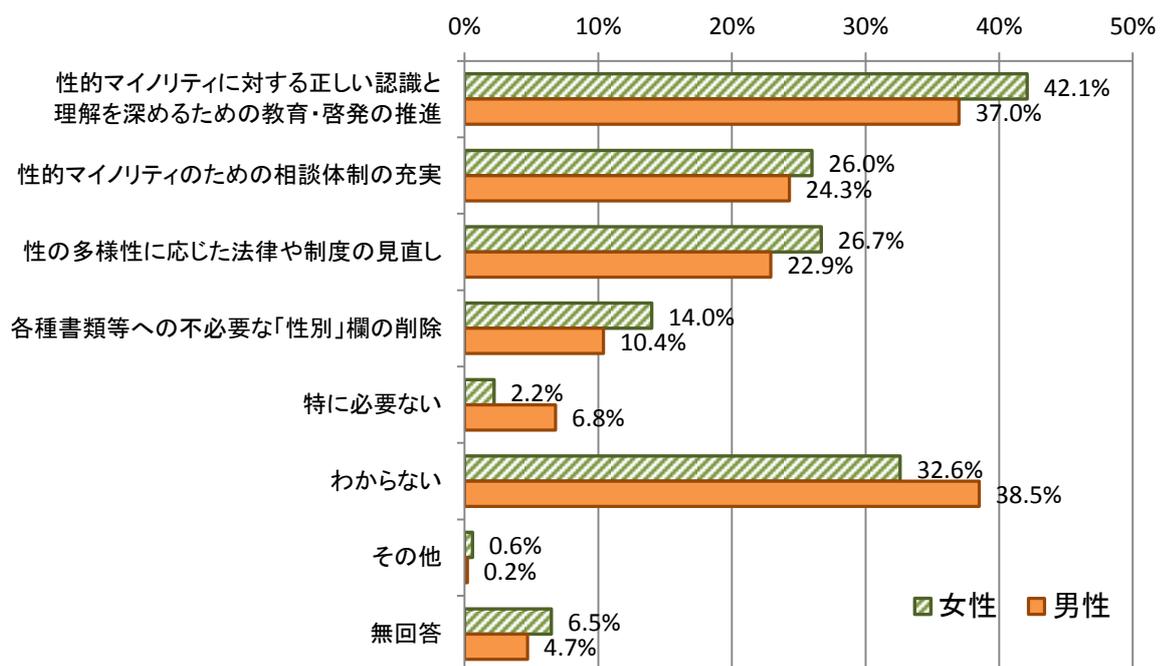
図B-7 一般民間企業における障がい者雇用率の推移



資料：厚生労働省「障害者雇用状況調査」(平成28年)

平成26年の調査では「わからない」、「特に必要ない」の男性割合が大幅に高く、「性的マイノリティに対する正しい認識と理解を深めるための教育・啓発の推進」、「性の多様性に応じた法律や制度の見直し」の女性割合が大幅に高くなっており、男性に比べ女性の性的マイノリティへの関心の高さがうかがえる。

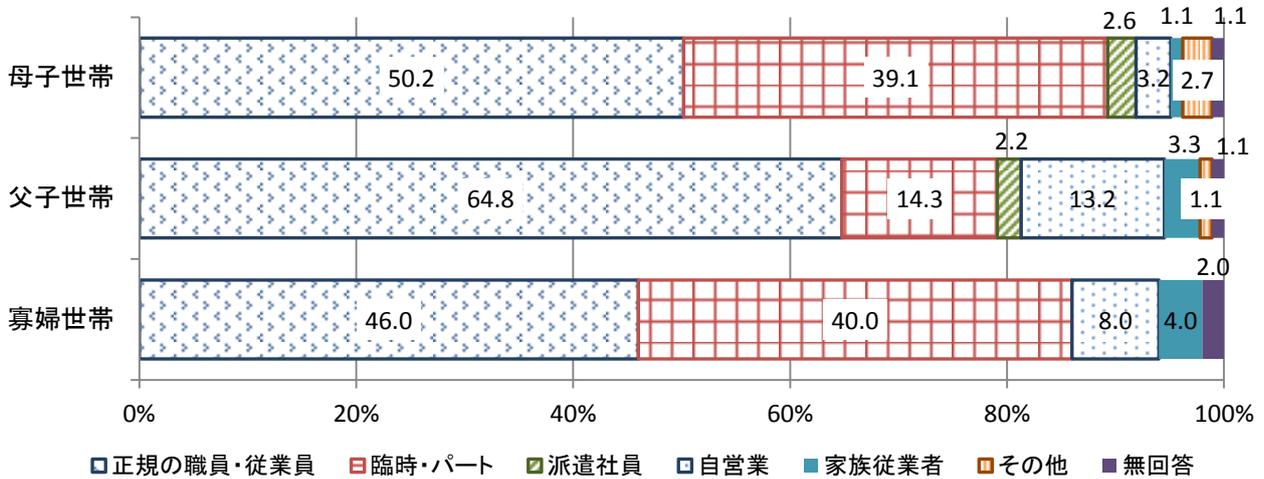
図B-8 性的マイノリティの人権が尊重されるために必要な取組



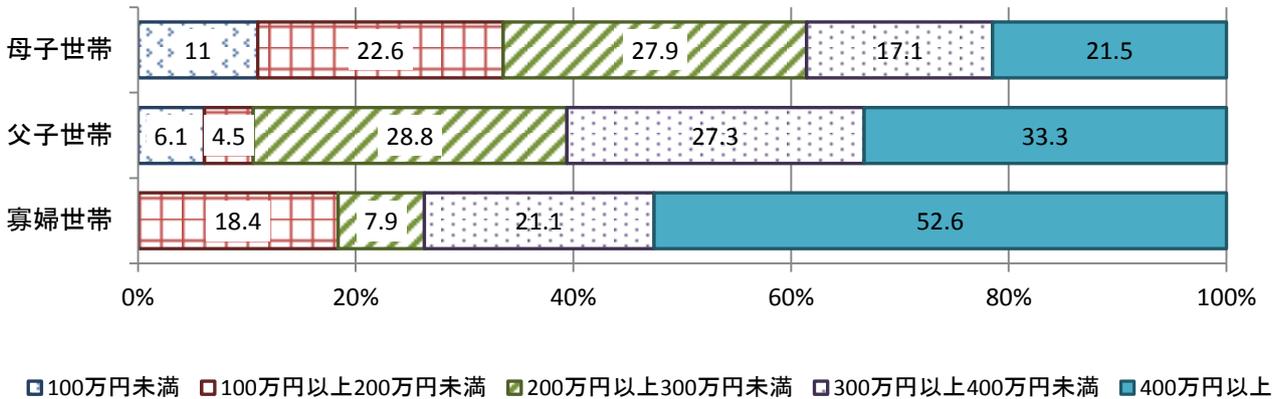
資料：鳥取県人権意識調査(平成26年)

平成25年の調査では、就業状態が臨時・パートである割合が、母子世帯で39.1%、寡婦世帯で40.0%である一方、父子世帯の64.8%が正規の職員・従業員である。また、年間総収入が200万円未満の世帯が、母子世帯で33.6%、寡婦世帯でも18.4%となっている。

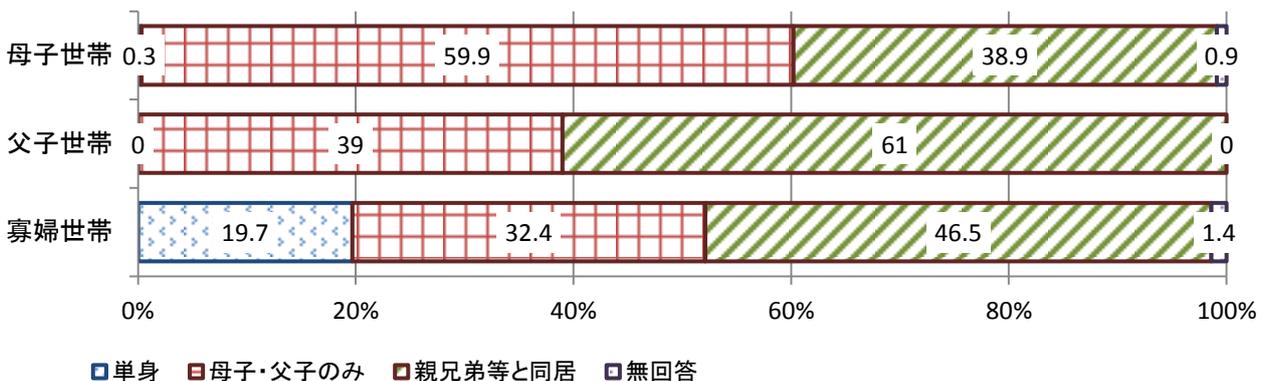
図B-9 ひとり親世帯の就業状況



図B-10 ひとり親世帯の年間収入



図B-11 ひとり親世帯の世帯構成

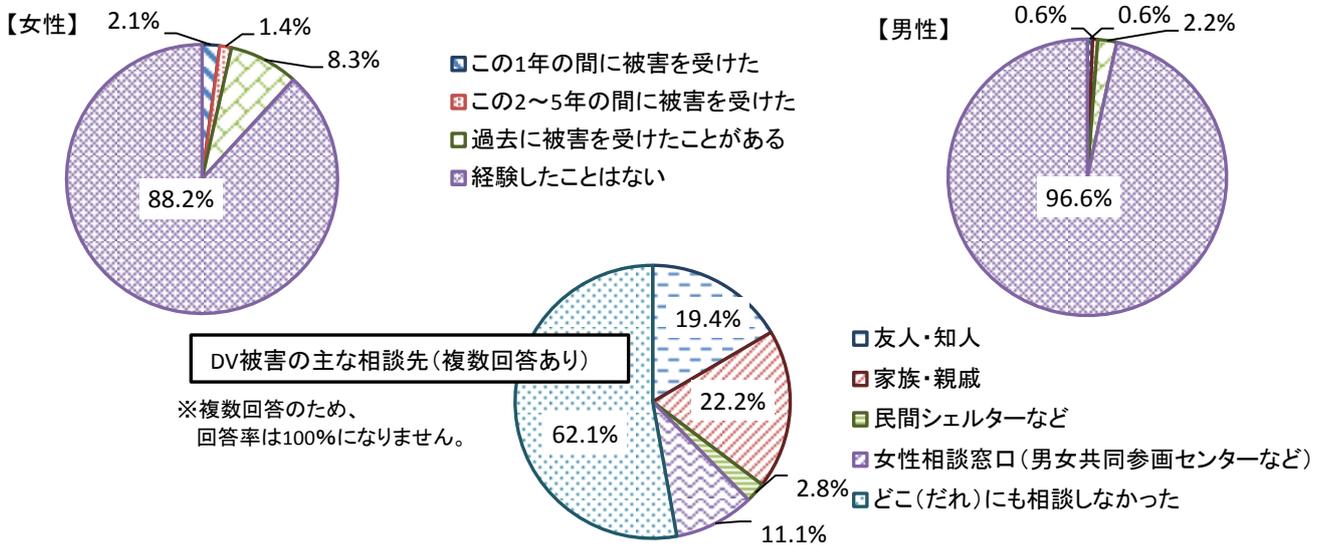


資料：鳥取県ひとり親家庭等実態調査（平成25年）

【重点目標5】男女間におけるあらゆる暴力の根絶

平成26年の調査によると、配偶者や交際相手からのDV(ドメスティック・バイオレンス)について、女性の29人に1人、男性の81人に1人がこの5年間にDV被害を経験している。またこの5年の間に被害を受けた人の約6割がどこにも相談していない。

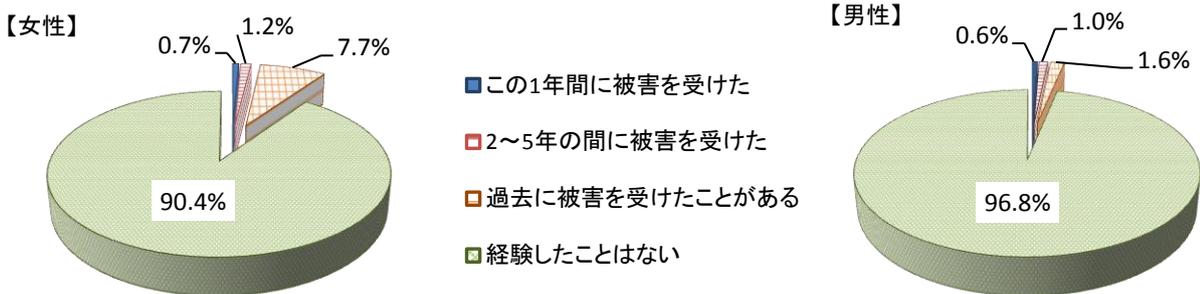
図B-12 ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験



(注)DV(ドメスティック・バイオレンス):一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」のこと。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含まれる。資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

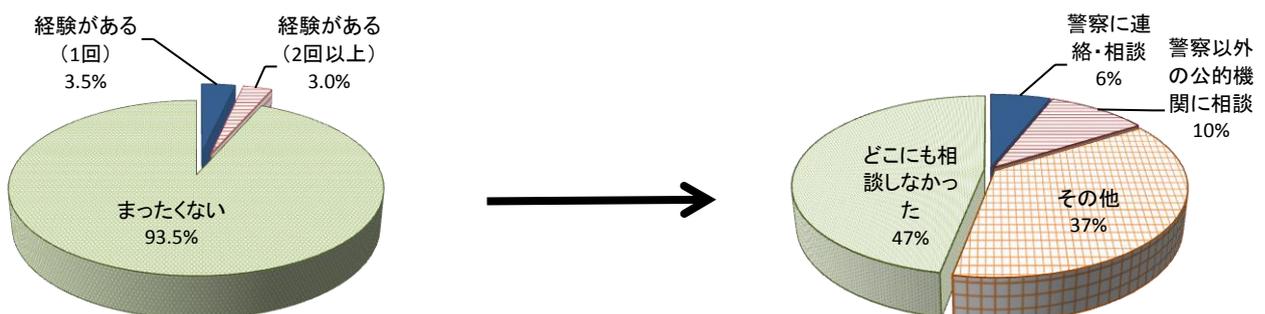
平成26年の意識調査によると、女性の9.6%(10人に1人)、男性の3.2%(31人に1人強)が過去にストーカー被害を受けたことがあると答えている。または性暴力を受けたことがあると回答した女性(7.5%)のうち、半数近くの人がどこにも相談しなかったと答えている。

図B-13 ストーカーの被害経験



資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

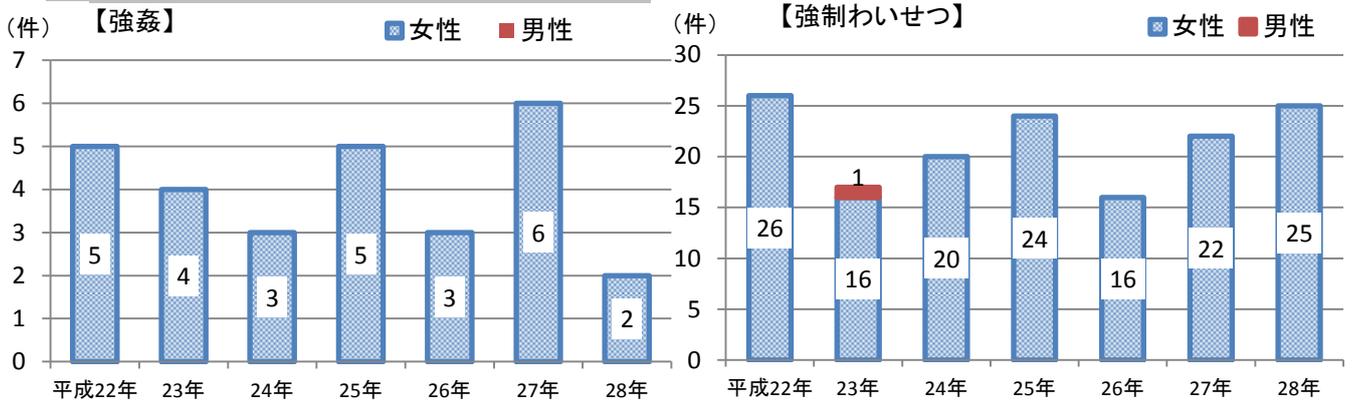
図B-14 性暴力の被害経験(女性のみ)



資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

平成28年に本県で発生した性犯罪の認知件数のうち、強姦は2件、強制わいせつは25件であった。

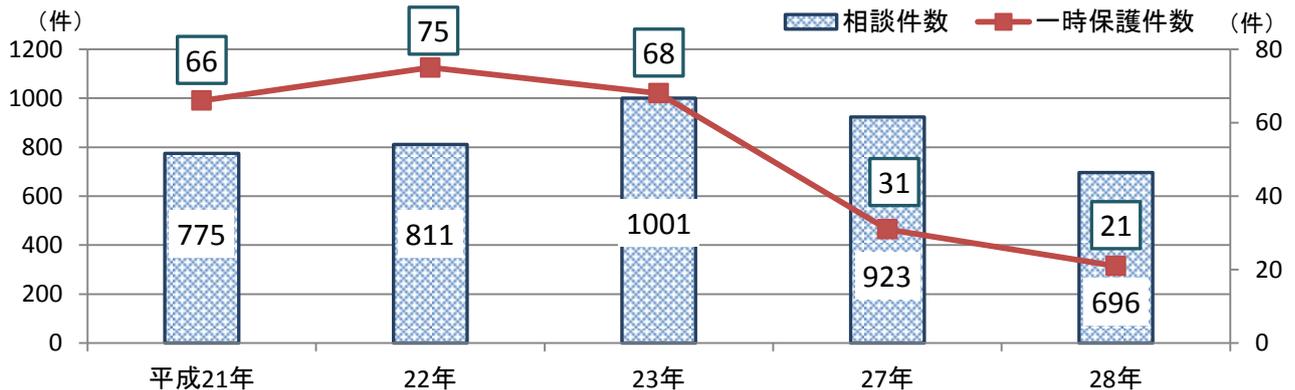
図B-15 性犯罪の認知件数(被害者の性別)



資料:鳥取県警察本部「犯罪統計」(平成28年)

平成28年の本県の福祉相談センター等で受けたDV相談件数は696件で、前年より227件と大幅に減少している。また、DVを主訴とする一時保護数も21件で、前年より10件減少した。

図B-16 DV相談件数、一時保護数の推移



※DV相談件数: 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員設置市において取扱った件数。

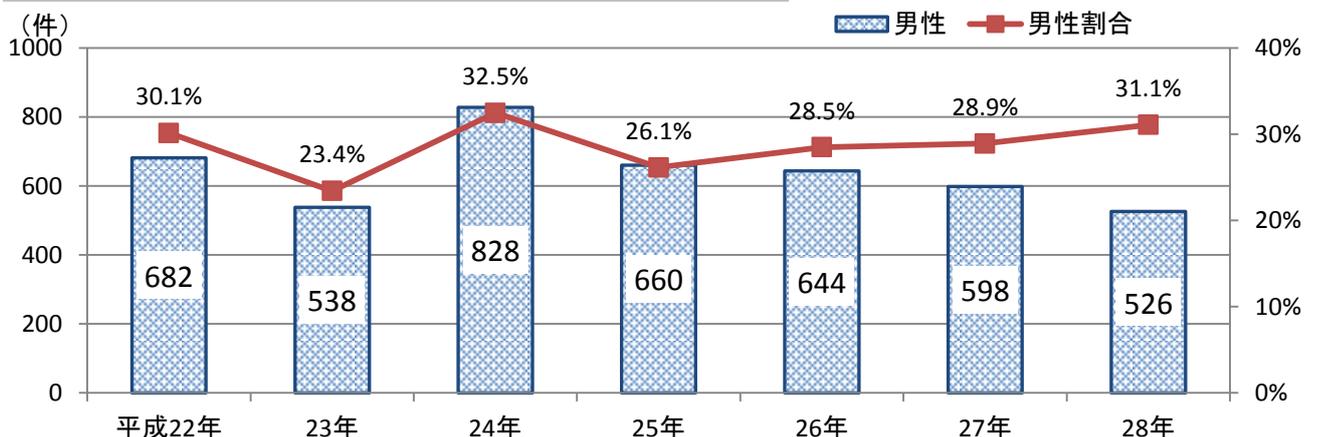
※一時保護件数は、当該年度に婦人相談所が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき一時保護した件数(前年度からの繰越件数を含む。)

※平成26年1月より、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力も含む。

資料:福祉相談センター調べ

平成28年の男女共同参画センター(よりん彩)における男性相談件数は526件で、総相談件数の31.1%を占めている。

図B-17 男女共同参画センターにおける男性相談の推移



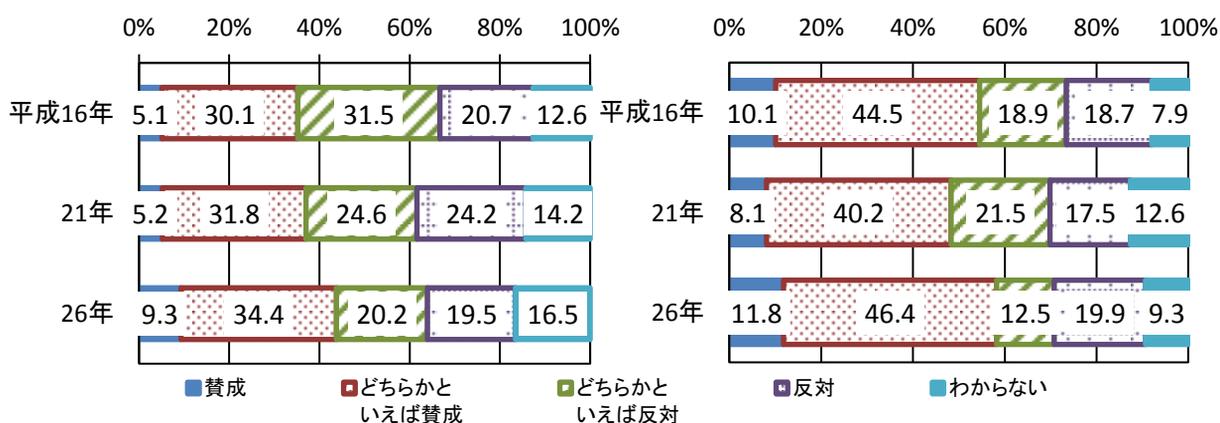
資料:男女共同参画センター調べ

テーマC：男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

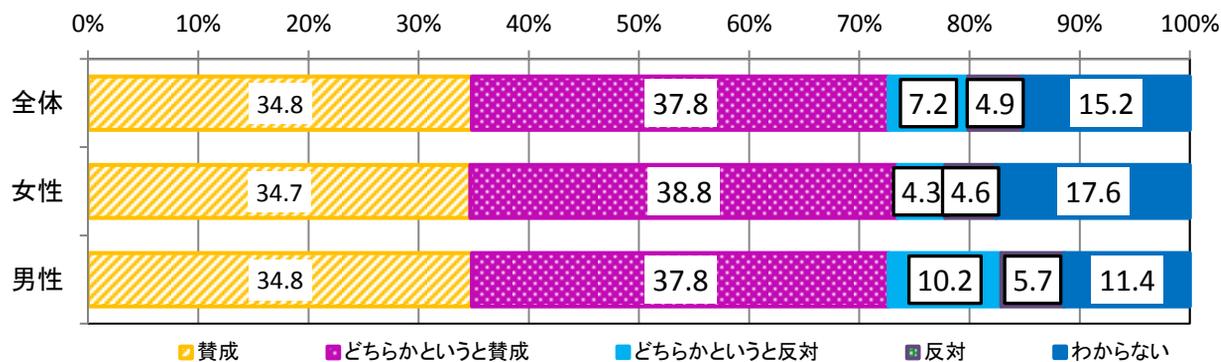
【重点目標6】男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

平成26年の調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、全体的に賛成と回答した割合が上昇し、反対と回答した割合が低下した。しかし平成26年度に新たに調査した「男性も女性も外で働く」という考え方については、男女ともに7割超が賛成している。また社会通念・習慣やしきたりなどにおいて、女性の8割近く、男性の7割超が男性が優遇されていると感じている。

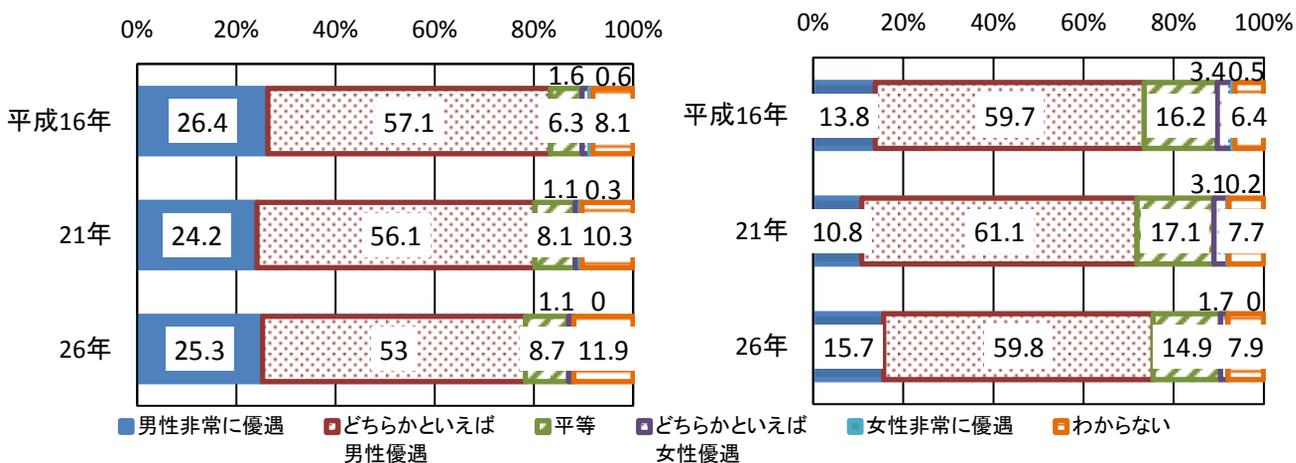
図C-1 男女の役割分担意識



図C-2 「男性も女性も外で働く」という考え方について



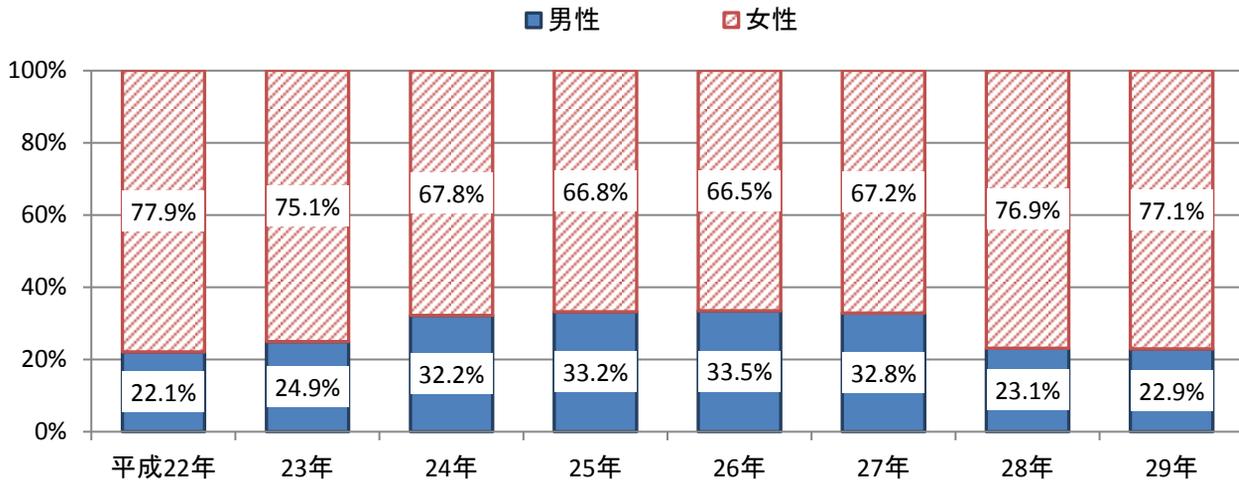
図C-3 社会通念・慣習などにおける男女平等感



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年)

平成29年の本県の子ども会役員1,499名のうち、男性は343名で22.9%、女性は1,156名で77.1%となり、昨年と比べ男性割合は大きく減少している。

図C-4 子ども会役員における男性の割合

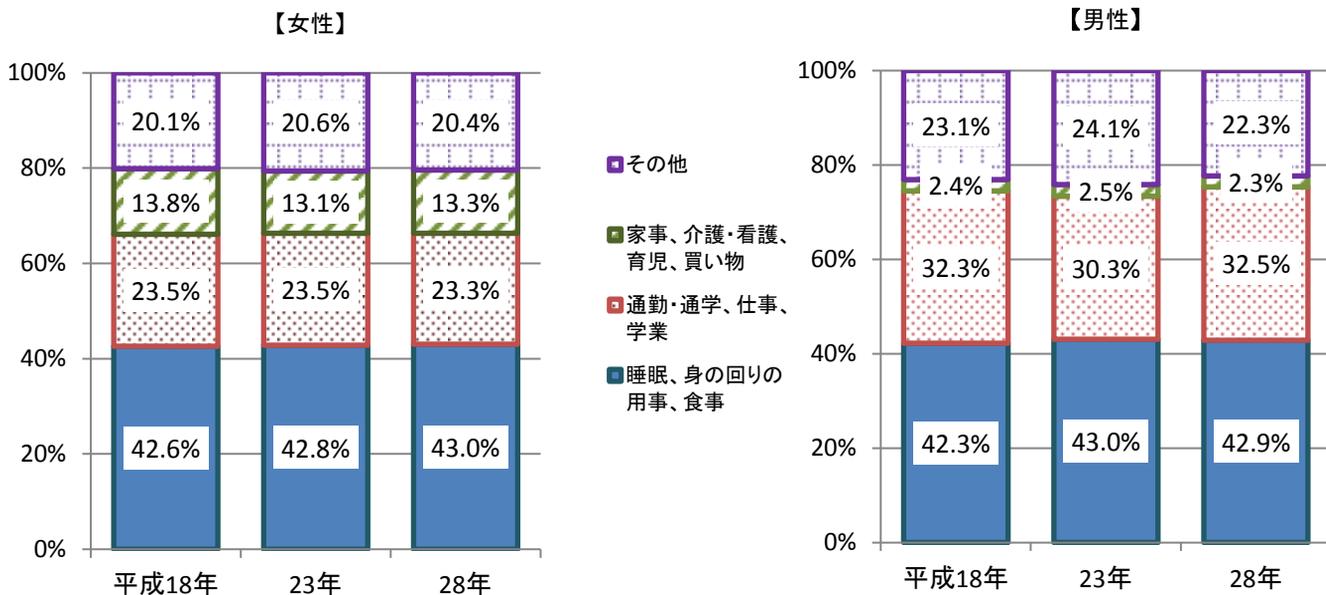


(注)各年4月1日時点

資料:女性活躍推進課調べ

平成28年の本県の男女有業者の週平均生活時間のうち、二次活動時間の家事関連は男性が33分で平成23年に比べ3分減少し、女性は3分増加し3時間12分となった。

図C-5 男女有業者の週平均生活時間



(注)有業者:15歳以上で普段の状態として収入を目的とした仕事を続けている人。家族従事者、育児休業等で一時的に休業している人、おおむね年30日以上仕事をしている人を含む。

生活時間:一次活動(睡眠、食事など生理的に必要な活動) 二次活動(仕事、学業、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動) 三次活動(一次、二次活動以外で各人の自由時間における活動)

資料:総務省「社会生活基本調査」(平成28年)

鳥 取 県 男 女 共 同 参 画 白 書

～平成28年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～
平成30年3月

発行／鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局
女性活躍推進課

〒680-8570 鳥取市東町1-220

電 話 0857-26-7077

ファクシミリ 0857-26-8196

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>

Eメール jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp